

令和2年度厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業

民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組に関する
実態調査研究報告書

令和3年3月

学校法人 文京学園
文京学院大学

—目次—

はじめに	1
第 1 章 事業概要	2
第 1 節 本調査研究事業の概要	2
(1) 本調査研究事業の目的	2
(2) 本調査研究事業の実施方法	2
(3) 事業の成果及び活用方法	2
第 2 節 本調査研究の実施体制	3
(1) 実施体制	3
(2) 検討委員会の設置	3
(3) 検討委員会の構成	3
第 2 章 民生委員・児童委員の性格と果たしてきた役割	5
第 1 節 民生委員・児童委員固有の性格	5
第 2 節 民生委員・児童委員の現状	6
(1) 充足率	6
(2) 委員の平均年齢	6
(3) 在任期間が長くなるほどやりがいを感じている民生委員・児童委員	7
(4) 民生委員・児童委員の活動日数と相談件数	9
(5) 民生委員・児童委員が受けている相談内容	9
(6) 主任児童委員の活動	11
(7) 民生委員・児童委員の活動上の悩みとやりがい	11
(8) 民生委員・児童委員候補者の選任方法	13
(9) 単位民児協の事務局	14
第 3 節 近年の検討会及び委員会等で指摘されている民生委員・児童委員活動	15
(1) 厚生労働省「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する研究会報告書」	15
(2) 全民児連「単位民児協運営の手引き」(平成 28 年 3 月版)	17
(3) 全民児連編(2016)「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会中間報告書」	19
(4) 全国民生委員児童委員連合会(2017)「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」	20
(5) 鈴木菜月(厚生労働委員会調査室)(2019)「民生委員制度の現状及び今後の課題」(『立法と調査』参議院常任委員会調査室・特別調査室)	21
第 4 節 地域共生社会の実現と民生委員・児童委員に期待される役割	24

第 3 章	民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組に関する実態調査結果	27
第 1 節	行政アンケート結果	27
1-1	行政アンケート調査の概要	27
1-1-1	調査目的	27
1-1-2	調査対象・回収状況	27
1-1-3	調査時期	27
1-1-4	調査方法	27
1-1-5	調査内容	27
1-2	市区町村アンケートの集計結果	30
1-2-1	基本情報	30
1-2-2	民生委員委嘱の状況	31
1-2-3	民生委員の担い手確保に関する課題	42
1-2-4	民生委員の担い手確保に関する取り組み	45
1-3	政令指定都市・中核市アンケート調査の集計結果	48
1-3-1	基本情報	48
1-3-2	民生委員委嘱の状況	49
1-3-3	民生委員の担い手確保に関する課題	60
1-3-4	民生委員の担い手確保に関する取り組み	64
1-4	都道府県アンケート調査の集計結果	68
1-4-1	基本情報	68
1-4-2	民生委員委嘱の状況	68
1-4-3	民生委員の担い手確保に関する課題	73
1-4-4	民生委員の担い手確保に関する取り組み	76
第 2 節	民生委員アンケート調査	79
2-1	民生委員アンケート調査の概要	79
2-1-1	調査目的	79
2-1-2	調査対象・回収状況	79
2-1-3	調査時期	79
2-1-4	調査方法	80
2-1-5	調査内容	80
2-2	民生委員アンケート調査の集計結果	81
2-2-1	基本情報	81
2-2-2	民生委員の担い手確保に関する課題	85
2-2-3	民生委員の担い手確保に関する取り組み	89
第 4 章	ヒアリング調査結果	96

第 1 節	ヒアリング調査の概要	96
1-1	調査目的	96
1-2	調査対象・時期	96
1-3	調査方法	96
1-4	調査内容	96
1-5	調査結果概要	97
第 2 節	千葉県鴨川市のヒアリング結果	100
2-1	基本情報	100
2-2	民生委員委嘱の状況	102
2-3	民生委員の担い手確保に関する課題	103
2-4	民生委員の担い手確保に関する取り組み	104
2-5	その他の自由意見	105
第 3 節	神奈川県川崎市ヒアリング結果	106
3-1	基本情報	106
3-2	民生委員委嘱の状況	107
3-3	民生委員の担い手確保に関する課題	109
3-4	民生委員の担い手確保に関する取り組み	109
3-5	その他の自由意見	111
第 4 節	京都府京都市ヒアリング結果	112
4-1	基本情報	112
4-2	民生委員委嘱の状況	113
4-3	民生委員の担い手確保に関する課題	114
4-4	民生委員の担い手確保に関する取り組み	115
4-5	その他の自由意見	115
第 5 節	香川県仲多度郡琴平町ヒアリング結果	116
5-1	基本情報	116
5-2	民生委員委嘱の状況	117
5-3	民生委員の担い手確保に関する課題	118
5-4	民生委員の担い手確保に関する取り組み	119
5-5	その他の自由意見	119
第 6 節	大分県大分市ヒアリング結果	120
6-1	基本情報	120
6-2	民生委員委嘱の状況	122
6-3	民生委員の担い手確保に関する課題	123
6-4	民生委員の担い手確保に関する取り組み	124
6-5	その他の自由意見	126

第 5 章 民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組に関する提言	127
第 1 節 働きながら民生委員・児童委員活動を行うための環境づくり	127
第 2 節 ICT を活用した民生委員・児童委員の負担軽減	128
第 3 節 学生・子どもたちへの民生委員・児童委員活動の周知拡大	131
第 4 節 年齢要件の緩和等による民生委員・児童委員の再任委員の確保策の強化	132
第 5 節 担当区域を拡大し複数委員でその区域を担当する「複数人制」の導入	133
第 6 節 委員会委員からのメッセージ	135
おわりに	142
引用・参考文献	144

はじめに

個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりが尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生活を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。改正社会福祉法が平成30年4月に施行され、社会福祉法第106条の3に市町村の努力義務として「包括的な支援体制の整備」が規定された。地域共生社会の理念として、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創ることが求められている。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。専門職による対人支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要とされている。『地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会最終とりまとめ』では、「地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、『断らない相談支援』『参加支援』『地域づくりに向けた支援』の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき」とされた。

そして、コロナ禍の令和2年6月に改正社会福祉法が成立し、社会福祉法第106条の4に「重層的支援体制構築事業」が位置づけられた。対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民とすべきとされた。また、新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にあることから、任意事業とし、段階的实施とすべきとしている。新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとすることが検討されている。

このような地域共生社会の実現が目指されるなかで、社会的孤立の防止等において民生委員・児童委員への期待と役割は大きなものなっている。その一方で、年金支給開始年齢の引き上げや改正高年齢者雇用安定法の施行等により、就労を継続する高齢者が増え、民生委員・児童委員になる方々の高齢化が進行しており、人口減少社会による集落における高齢化など、民生委員・児童委員の担い手確保が難しい課題となっている。本調査研究事業では、行政アンケート調査及び民生委員アンケート調査等により、その課題を明らかにし、民生委員・児童委員の担い手確保に参考となる取組を提示することとしたい。

研究代表

文京学院大学 中島 修

第1章 事業概要

第1節 本調査研究事業の概要

(1) 本調査研究事業の目的

民生委員・児童委員（以下、民生委員という）は、地域福祉の担い手として、住民個々の相談に応じ、その生活課題の解決にあたるとともに、地域全体の福祉増進のための活動にも取り組んでおり、地域共生社会の実現に向けてその重要性はますます高まっている。しかし、令和元年12月に行われた民生委員の一斉改選結果をみると、各都道府県等が定める民生委員の定員数に対する委嘱数の割合（充足率）が100%の都道府県はなく、最低では70%台の地域も存在している。充足率が低下すると、地域福祉の推進が困難になることに加え、選任された民生委員の業務負荷を高めるため、民生委員の充足率向上は全国的に大きな課題となっている。そこで、本研究は、地域における民生委員の担い手確保のための取り組み実態、担い手確保に関する課題、担い手確保の参考事例を把握した上で、担い手確保の効果的な方策を提示するとともに、この成果報告書を行政、関係団体等に配布することで、今後の全国の民生委員の充足率の向上を図ることを目的とする。

(2) 本調査研究事業の実施方法

第一に、事業企画、進捗管理、結果分析、報告書のとりまとめを行う検討委員会を構成し、運営した。検討委員会の委員は、学識経験者、都道府県、市、民生委員等10名程度を選定した。また、新型コロナウイルス感染症予防のため、WEB会議等の対面以外の方法を積極的に活用した。

第二に、自治体・民生委員に対するアンケート調査を実施した。民生委員の担い手確保の効果的な方策検討の基礎資料を得るために、都道府県（全数）、指定都市・中核市（全数）、市町村（全数）、民生委員（2,000件程度）を対象としたアンケート調査を実施した。さらに、アンケート調査結果をふまえ、先進的な取り組みを実施している地域を対象とした追跡調査を実施した（5件程度）。具体的には、令和元年12月の一斉改選時を中心に、担い手確保のために実施している取り組み、特に工夫している点、課題と対応策等を把握した。

第三に、上記結果をふまえ、担い手確保の効果的な方策とこれを具体化した先進的な取り組み事例をまとめ、報告書を作成した。

(3) 事業の成果及び活用方法

本事業の成果をもとに各地域が民生委員の担い手確保に向けた取り組みを進めることで、民生委員の充足率の向上、活動の充実・負担軽減が図られ、国が推進する「地域共生社会」の実現を加速させることができる。成果報告書は、都道府県、指定都市、中核市の行政全数に郵送配布するとともに、本学ホームページにファイルで掲載し、事業成果普及を図ることとした。

第2節 本調査研究の実施体制

(1) 実施体制

検討委員会を組織するとともに、民生委員事務局を対象に全都道府県、全市区町村にWEB調査による悉皆調査を行った。また、民生委員を対象に約2000件のサンプル調査を郵送調査にて実施した。調査は、(株)三菱総合研究所に委託して実施した。当初は、検討委員会において調査票の検討を行った後に調査を実施する予定であったが、コロナ禍で検討委員会の開催が遅れることとなったため、調査を先行して実施し、検討委員会では調査結果に基づいて意見交換をすることとした。また、全国WEB調査結果に基づいて検討委員会にてヒアリング調査先を決定し、ヒアリング調査を実施した。

(2) 検討委員会の設置

コロナ禍のため検討委員会の開催が困難となったため、対面の開催ではなくWEB会議による開催として、以下のように3回実施した。

○開催時期・各回の主な議題

回	主な議題
第1回 (令和3年1月)	・事業の目的、年間計画の確認 ・民生委員の担い手確保の取り組みに関する委員報告 ・アンケート調査結果の報告・検討
第2回 (令和3年2月)	・ヒアリング調査結果報告(意見交換) ・成果報告書の方向性(自由討議)
第3回 (令和3年3月)	・成果報告書案の検討(自由討議) ・概要版案の検討(自由討議)

(3) 「民生委員・児童委員の担い手の確保に向けた取組に関する実態調査研究」委員会の構成

■委員(10名)

1	中島 修	文京学院大学 人間学部人間福祉学科 教授
2	牛村 隆一	鴨川市 健康福祉部長
3	古谷野 雅司	川崎市 健康福祉局地域包括ケア推進室 担当課長
4	朝来野 浩	大分市 福祉保健部福祉保健課 課長
5	畑中 和夫	東京都 福祉保健局生活福祉部地域福祉課長
6	越智 和子	琴平町社会福祉協議会 会長
7	篠原 清美	福島県民生委員児童委員協議会 会長
8	井筒 隆夫	京都市民生児童委員連盟 会長代行
9	伊川 智子	沖縄県民生委員児童委員協議会 理事

		那覇第五民生委員児童委員協議会 会長
10	佐甲 学	全国社会福祉協議会 民生部 部長

※敬称略

■オブザーバー

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 高相泰忠 課長補佐
 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 梁瀬 晃 係長

■事務局

三俣 正治	文京学院大学 学生支援センター センター長
高森 裕子	三菱総合研究所 ヘルスケア&ウェルネス本部 主席研究員

第2章 民生委員・児童委員の性格と果たしてきた役割

第1節 民生委員・児童委員固有の性格

民生委員は、民生委員法第5条において、「民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣がこれを委嘱する」と規定される特別職の地方公務員である。また、同法第六条では、「民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない」とされ、児童福祉法第16条に「市町村の区域に児童委員を置く」、同条2「民生委員法（昭和23年法律第198号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする」とされ、民生委員は児童委員を兼務することとされている。

これまで、民生委員の活動環境の整備の必要性が指摘され、厚生労働省においても、2013（平成25）年「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」が組織され、翌年その報告書が公表されている。

表 民生委員・児童委員の固有性

＜行政の立場と住民の立場を有する民生委員・児童委員の固有性＞	
1. 地域住民に身近な存在であり、厚生労働大臣から委嘱されている「顔の見える安心して相談できる存在」（特別職の地方公務員）	＜行政としての立場＞
2. 地域住民に寄り添い、一緒に考えてくれる存在（ボランティアとして共に歩んでくれる存在）	＜住民としての立場＞
3. これからの「地域づくり」、「社会的孤立」に欠かせない存在	
4. 市役所等（行政）や児童相談所、社協、地域包括支援センターなど専門職が困った時に頼りたくなる存在	

（中島作成）

改めて、民生委員の支援方策を検討するためには、民生委員の行政の立場と住民の立場という二面性を有する「民生委員・児童委員の固有性」を理解した支援が必要である。民生委員は、住民の立場として地域住民の相談に応じ、地域住民に寄り添いながら多様なニーズを発見し、行政や公的相談機関に適切につないできた。この行政機関との関係は、民

生委員が行政の立場も有していることも重要な要素である。民生委員は、地域で暮らす生活者であり、行政機関に相談を結びつける重要な地域福祉の担い手でもあるのである。

第2節 民生委員・児童委員の現状

(1) 充足率

民生委員は、令和元年12月1日に一斉改選が行われている。充足率は、95.2%（前回：96.3%）であった。前回の平成28年度一斉改選時より微減という結果であった。しかし、定数と委嘱数はいずれも増加している。都市部を中心とした世帯数の増加や市町村における見守り活動を強化するため定数及び委嘱数が増加している。また、今回は新任委員が72,578人（31.6%）であったのに対し、令和元年度一斉改選では71,747人

（31.4%）と新任委員の割合が減少し、再任委員の割合が増加している。これは、平成25年度の新任の割合が一斉改選時は31.8%であったことから、僅かながら連続して再任委員の割合が増加していることを示している。

表1 民生委員・児童委員令和元年一斉改選結果

<改選結果>

- 定数：239,682人 ※平成28年（前回改選時）238,352人
- 委嘱数：228,206人 ※平成28年（前回改選時）229,541人
 - うち新任委員 71,747人（31.4%）（前回改選時）72,578人（31.6%）
 - 再任委員 156,459人（68.6%）（前回改選時）156,963人（68.4%）
- 充足率 95.2%（前回改選時：96.3%）

出典：厚生労働省「令和元年度民生委員・児童委員の一斉改選結果について」（令和2年1月10日）に中島が一部加筆

(2) 民生委員・児童委員の平均年齢

「民生委員制度創設100周年記念 全国モニター調査報告書」（2018）における「民生委員・児童委員の活動および意識に関する調査」によると、委員の平均年齢は、区域担当委員が66.8歳、主任児童委員が58.8歳となっている。年齢構成については、区域担当委員では70歳以上の委員が32.3%、60代の委員が56.4%、50代の委員が9.6%、40代以下の委員が1.4%と、50歳未満の委員が全体の1割にとどまっている。全体で80歳以上の委員は406名で90歳以上の委員も5名いる。一方、20代の委員が23名、30代の委員が303名いる。40代の委員は、4,420名であった。

地域特性別にみると、最も若年層の委員が多い東京都特別区では、70歳以上の委員が26.7%、60代の委員が55.4%、50代の委員が15.4%、40代以下の委員が2.2%、無回答が0.3%であり、全体より70歳以上の割合が低く、50代の委員の割合が高い。20代の委

員はおらず、30～34歳の委員が1人いる。

一方、70代の委員が最も多かったのは政令市で、70歳以上の委員が33.2%、60代の委員が51.5%、50代の委員が12.7%、40代以下の委員が2.2%、無回答が0.4%であった。政令市には、29歳以下の委員が6人、30～34歳の委員が3人いるとともに、80歳以上の委員が6人おり、内95歳以上が1人いるということも興味深い。村では、70歳以上が28.0%、60代の委員が64.0%、50代の委員が6.4%、40歳以下の委員が1.4%であった。29歳以下の委員が1人おり、80～84歳の委員が8人で85歳以上の委員はいなかった。

また、主任児童委員は、国が望ましいとしている「55歳未満」の委員は、約3割となっており、若年層の主任児童委員の確保が難しい状況となっている。

表2 民生委員・児童委員の年齢構成

委員の区分	委員数	20代	30代	40代	50歳～ 54歳	55歳～ 59歳	60歳～ 64歳	65歳～ 69歳	70歳～ 74歳	75歳～ 79歳	80代	90代	無回答
全体	200,750	23	203	4,420	8,562	16,348	34,649	72,870	48,639	12,248	401	5	2,382
	100.0%	0.0%	0.1%	2.2%	4.3%	8.1%	17.3%	36.3%	24.2%	6.1%	0.2%	0.2%	1.2%
区域担当委員	170,683	21	113	2,140	4,825	11,558	29,715	66,616	44,053	10,681	319	4	638
	100.0%	0.0%	0.1%	1.3%	2.8%	6.8%	17.4%	39.0%	25.8%	6.3%	0.2%	0.0%	0.4%
主任児童委員	19,477	1	90	2,248	3,645	4,508	3,940	3,225	1,360	355	14	0	91
	100.0%	0.0%	0.5%	11.5%	18.7%	23.1%	20.2%	16.6%	7.0%	1.8%	0.1%	0.0%	0.5%

注)「全体」には区域担当委員、主任児童委員の区分不明者を含む。よって、表中の区域担当委員と主任児童委員の合計数に一致していない

出典：全国民生委員児童委員連合会（2018）「民生委員・児童委員の活動および意識に関する調査」『民生委員制度創設100周年記念 全国モニター調査報告書』

（3）在任期間が長くなるほどやりがいを感じている民生委員・児童委員

「民生委員制度創設100周年記念 全国モニター調査報告書」（2018）における「民生委員・児童委員の活動および意識に関する調査」によると、同調査は「民生委員・児童委員になったことをどう感じているかについては、在任期間との関係が強くなると考えられた」として、「在任期間」と「民生委員・児童委員になったことをどう感じているか」について、クロス集計をしている。区域担当委員、主任児童委員共に、1期目から5期以上まで、期を重ねるごとに「民生委員・児童委員をやってよかった」の回答が多くなっていることがわかる。

この結果は、これまでの民生委員の多数の調査において、「任期1期で退任してしまう委員は民生委員の魅力をも十分に理解する前に辞めてしまうこと」や「2期・3期と委員を務める人ほど民生委員・児童委員活動にやりがいを感じている」という回答と一致してい

表3 民生委員・児童委員となったことをどう感じているか
(在任期間別、区域担当委員、主任児童委員)

委員区分	在任期間	とても良かった	良かった	どちらともいえない	少し後悔している	とても後悔している	無回答	合計 (委員数)
区域担当委員	全体	26,571	80,367	42,715	13,461	3,273	4,296	170,683
		15.6%	47.1%	25.0%	7.9%	1.9%	2.5%	
	1期目	5,585	24,872	17,755	6,538	1,672	1,326	57,748
		9.7%	43.1%	30.7%	11.3%	2.9%	2.3%	
	2期目	6,070	20,633	10,717	3,211	785	1,054	42,470
		14.3%	48.6%	25.2%	7.6%	1.8%	2.5%	
	3期目	5,255	15,093	6,975	2,001	428	802	30,554
		17.2%	49.4%	22.8%	6.5%	1.4%	2.6%	
	4期目	3,588	8,578	3,529	875	198	505	17,273
		20.8%	49.7%	20.4%	5.1%	1.1%	2.9%	
5期目以上	6,001	10,991	3,594	783	174	576	22,119	
	27.1%	49.7%	16.2%	3.5%	0.8%	2.6%		
無回答	72	200	145	53	16	33	519	
	13.9%	38.5%	27.9%	10.2%	3.1%	6.4%		
主任児童委員	全体	2,981	9,474	4,903	1,262	354	503	19,477
		15.3%	48.6%	25.2%	6.5%	1.8%	2.6%	
	1期目	618	2,819	2,022	624	208	165	6,456
		9.6%	43.7%	31.3%	9.7%	3.2%	2.6%	
	2期目	654	2,416	1,160	319	74	118	4,741
		13.8%	51.0%	24.5%	6.7%	1.6%	2.5%	
	3期目	590	1,803	828	170	44	93	3,528
		16.7%	51.1%	23.5%	4.8%	1.2%	2.6%	
	4期目	425	1,107	442	75	13	57	2,119
		20.1%	52.2%	20.9%	3.5%	0.6%	2.7%	
5期目以上	681	1,284	412	68	12	63	2,520	
	27.0%	51.0%	16.3%	2.7%	0.5%	2.5%		
無回答	13	45	39	6	3	7	113	
	11.5%	39.8%	34.5%	5.3%	2.7%	6.2%		

出典：全国民生委員児童委員連合会（2018）「民生委員・児童委員の活動および意識に関する調査」『民生委員制度創設100周年記念 全国モニター調査報告書』

る。民生委員が任期1期で退任してしまわないような施策を行うことが有効であることを示唆している。

(4) 民生委員・児童委員の活動日数と相談件数

福祉行政報告例（平成29年度）によると、区域担当委員の担当世帯数は、平均値で223.9世帯、中央値で180.0世帯である。概ね、一人の委員が抱える世帯数は、200世帯前後を担当している委員が多いと考えてよいであろう。しかし、東京特別区では、500世帯を超える委員が45.3%（無回答を除けば過半数超）であり、国が参酌基準として示す担当世帯数「220～440世帯」（政令市・特別区）を超える世帯を担当する委員が過半数に上る。

改めて、福祉行政報告例に基づいて、活動日数を見ると以下のようなようになる。

委員1人あたりの年間の活動日数は、平成27年度は131.4日であり、10年前から1割近く伸びている。平成27年度1年間の全国の民生委員による活動状況を10年前と比較したものが下表である。これによれば、「相談・支援件数」が約2割減少する一方、「その他の活動」（民生委員児童委員協議会（以下、民児協という）活動をはじめとする自主的な活動や他団体の活動への協力等）が16.5%伸びている。また、住民の孤立・孤独が課題となるなか、高齢者の安否確認等のための「訪問活動」も約2割増加している。こうした状況からは、各分野の相談支援機関が整備されるなかで、従来、民生委員が対応してきた相談の一部が、地域包括支援センターをはじめとした専門機関の強化や個人情報を取り巻く環境の変化等により減少していることがうかがわれる。

表4 民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員の活動状況(主任児童委員含む)

項目	民生委員・児童委員 総数			1人あたり			
	平成27年度	平成17年度	増減	平成27年度	平成17年度	増減	増減率(%)
委員総数	231,689.0	226,582.0	5,107.0	-	-	-	-
活動日数	30,451,294.0	27,359,825.0	3,091,469.0	131.4	120.8	10.7	8.8
相談・支援件数	6,391,465.0	7,848,556.0	△ 1,457,091.0	27.6	34.6	△ 7.1	△ 20.4
その他の活動件数	27,135,458.0	22,785,853.0	4,349,605.0	117.1	100.6	16.6	16.5
訪問回数	38,504,881.0	31,152,385.0	7,352,496.0	166.2	137.5	28.7	20.9
連絡・調整回数	16,500,976.0	13,141,186.0	3,359,790.0	71.2	58.0	13.2	22.8

※「福祉行政報告例」による

また、対象者別に相談・支援件数を見ると、過去10年間において、高齢者、障がい者、子ども、その他の相談のいずれも増加している。

(5) 民生委員・児童委員が受けている相談内容

相談・支援内容の内訳をみると、過去10年間において、その多くが減少している中

で、「子どもの地域生活」と「日常的な支援」及び「その他」が増加している。従来の分類では当てはまらない支援課題も生じていることが推測される。児童委員活動と主任児童委員活動の動向から見ると、近年、児童虐待、いじめ、不登校、子どもの貧困等、子どもや子育て家庭をめぐる課題が多様化するなか、このような項目が増加していることが考えられる。

表 5 対象者別の相談・支援件数

対象者別の相談・支援件数		「福祉行政報告例」による		
相談分野	17年度	27年度	27年度-17年度 件・%	
高齢者に関すること	4,283,072	3,597,892	△ 685,180	△ 16.0
障がい者に関すること	567,396	320,054	△ 247,342	△ 43.6
子どもに関すること	1,397,340	1,335,261	△ 62,079	△ 4.4
その他	1,600,748	1,138,258	△ 462,490	△ 28.9
総数	7,848,556	6,391,465	△ 1,457,091	△ 18.6

一方、「その他の活動件数」に含まれる「要保護児童の発見の通告・仲介」は、この10年で半分近くに減少している。しかし全国の児童相談所における虐待相談対応件数は平成27年度に10万件を突破するなど増加を続けている。この点からは、児童虐待問題に関する国民の関心の高まりや児童相談所の全国共通ダイヤルの浸透(189)などもあり、民生委員を介さずに、直接、児童相談所等に通告する住民が増加したことがうかがわれる。

表 6 相談・支援内容の内訳

相談・支援内容の内訳		「福祉行政報告例」による		
相談・支援区分	17年度	27年度	27年度-17年度 件・%	
在宅福祉	1,172,488	514,615	△ 657,873	△ 56.1
介護保険	360,352	183,707	△ 176,645	△ 49.0
健康・保健医療	687,836	449,960	△ 237,876	△ 34.6
子育て・母子保健	271,444	210,264	△ 61,180	△ 22.5
子どもの地域生活	544,503	571,720	27,217	5.0
子どもの教育・学校生活	449,377	380,824	△ 68,553	△ 15.3
生活費	429,400	191,531	△ 237,869	△ 55.4
年金・保険	92,510	40,632	△ 51,878	△ 56.1
仕事	105,041	52,546	△ 52,495	△ 50.0
家族関係	311,503	196,025	△ 115,478	△ 37.1
住居	168,428	101,239	△ 67,189	△ 39.9
生活環境	323,152	284,188	△ 38,964	△ 12.1
日常的な支援	1,347,853	1,619,957	272,104	20.2
その他	1,584,669	1,594,257	9,588	0.6
総数	7,848,556	6,391,465	△ 1,457,091	△ 18.6

表7 「その他の活動件数」の内訳

「その他の活動件数」の内訳

活動の区分	17年度	27年度	27年度-17年度 件・%	
調査・実態把握	4,947,183	5,423,084	475,901	9.6
行事・事業・会議への参加協力	5,990,021	6,196,597	206,576	3.4
地域福祉活動・自主活動	6,579,185	9,193,647	2,614,462	39.7
民児協運営・研修	4,451,676	5,840,818	1,389,142	31.2
証明事務	677,520	403,427	△ 274,093	△ 40.5
要保護児童の発見の通告・仲介	140,268	77,885	△ 62,383	△ 44.5
総数	22,785,853	27,135,458	4,349,605	19.1

(6) 主任児童委員の活動

民生委員のうち、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する主任児童委員の活動は、10年前に比べ「相談・支援件数」、「訪問回数」がともに1割程度の減少となっている。地域でのサロン活動への協力といった「その他の活動件数」、また関係機関等との「連絡・調整回数」は大きく増加している。この点からは、主任児童委員が単位民児協の窓口となって、小中学校をはじめ幅広い関係者との連絡役として定着しつつあることがうかがわれる。

表8 主任児童委員の活動

主任児童委員の活動状況

項目	民生委員・児童委員 総数			1人あたり			
	平成27年度	平成17年度	増減	平成27年度	平成17年度	増減	増減率(%)
委員総数	21,434.0	20,854.0	580.0	-	-	-	-
活動日数	2,486,117.0	2,091,277.0	394,840.0	116.0	100.3	15.7	15.7
相談・支援件数	531,051.0	571,749.0	△ 40,698.0	24.8	27.4	△ 2.6	△ 9.6
その他の活動件数	2,223,659.0	1,715,110.0	508,549.0	103.7	82.2	21.5	26.1
訪問回数	632,812.0	685,835.0	△ 53,023.0	29.5	32.9	△ 3.4	△ 10.2
連絡・調整回数	2,072,367.0	1,391,189.0	681,178.0	96.7	66.7	30.0	44.9

※「福祉行政報告例」による

(7) 民生委員・児童委員の活動上の悩みとやりがい

ここまで、民生委員の活動状況を見てきたが、民生委員の活動における悩み、苦労に焦点を当てることも重要である。民生委員への期待の高まりとともに、その役割が拡大するなか、委員の負担感が高まっている。全国民生委員児童委員連合会（以下、全民児連という）（2018）が実施した「全国一斉モニター調査」においては、その一部として全国23万

人の委員に活動の現状に関する意識調査を実施した。

その結果によれば、「活動上の悩み、苦労」に関する質問の回答として最多であったのは、住民の「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う」ということであった。これは、経験の浅い委員が増加するなかで、住民との関係づくりに悩む委員が増えていること、また個人情報に関する住民の関心の高まりが、委員活動にも少なからぬ影響を及ぼしていることをうかがわせる結果となった。さらに活動に必要な住民の情報（個人情報）の提供不足に関する回答も多く、市区町村から民生委員に対する個人情報の提供に課題があることが明らかとなっている。守秘義務を有する民生委員に対しては、住民の福祉のためにも活動に必要な情報が適切に提供される体制の構築が望まれている。

一方、同調査において、委員活動の「やりがいや達成感」をどのような時に感じているのかを聞いた質問では、「支援した人に喜ばれた時、感謝された時」を約7割の委員が挙げ、「その人（世帯）が抱える課題（困りごと）が解決した時」が続いていた。これらの結果からは、自らが他者の役に立ったことを実感できる、また自らが成長できたと感じられることが委員活動の喜びであり、活動への意欲につながっていることがうかがわれる。

表9 民生委員・児童委員における「悩み、苦労」

民生委員・児童委員活動における「悩み、苦労」(3項目選択)	N=200,750	
	度数	パーセント
プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う	112,790	56.2
支援を必要としている人がどこにいるのか分からない	34,424	17.1
支援を行うにあたって必要な個人・世帯の情報が提供されない	43,219	21.5
社会福祉に関する知識や情報の理解が難しい	27,039	13.5
援助を必要とする人との人間関係の作り方が難しい	44,445	22.1
援助が困難な場合のつなぎ先がよく分からない	5,855	2.9
配布物や調査など、行政からの協力依頼事項が多い	19,096	9.5
配布物や調査など、社協からの協力依頼事項が多い	9,853	4.9
行政等への協力範囲が広い（福祉だけでなく教育や保健分野へのかかわりなど）	15,128	7.5
あて職（民生委員が自動的に兼務になる役職）が多い	29,096	14.5
会議や研修などに参加する機会が多い	28,762	14.3
町内会や自治会の行事などの参加の負担が大きい	16,278	8.1
慶弔や地域の祭事などの際の経済的な負担が大きい	4,274	2.1
課題を抱えた住民が多い	7,915	3.9
担当の世帯数が多い	16,544	8.2
担当の地域が広い（移動に時間や費用がかかる）	5,778	2.9
市・区役所、町村役場、その他行政機関の協力が得にくい	4,960	2.5
社協の協力が得にくい	876	0.4
民児協内に、困っていることを相談できる仲間や先輩がいない	1,363	0.7
自分の家族の理解が得られない	2,247	1.1
仕事との両立が難しい	20,161	10.0
住民から正しく理解されていない（給料をもらっている、何でもやってくれる等の誤解）	27,516	13.7
その他	7,819	3.9
特にない	9,633	4.8

出典：全国民生委員児童委員連合会（2018）「民生委員・児童委員の活動および意識に関する調査」『民生委員制度創設100周年記念 全国モニター調査報告書』

表 10 民生委員・児童委員活動で「やりがい、達成感を感じる時」

民生委員・児童委員活動で「やりがい、達成感を感じる時」(3項目選択)		N=200,750	
	度数	パーセント	
支援した人に喜ばれたとき・感謝されたとき	136,845	68.2	
その人(世帯)が抱える課題(困りごと)が解決したとき	84,261	42.0	
要支援者から頼りにされたとき	69,250	34.5	
自分自身が成長できたと感じたとき	36,851	18.4	
福祉についての自分自身の理解が深まったとき	38,834	19.3	
地域についての自分自身の理解が深まったとき	38,097	19.0	
活動を応援してくれる住民が増えたとき	34,462	17.2	
民生委員同士で仲間ができたとき	68,405	34.1	
後輩民生委員が頼りにしてくれたとき	5,161	2.6	
その他	2,139	1.1	

出典：全国民生委員児童委員連合会（2018）「民生委員・児童委員の活動および意識に関する調査」『民生委員制度創設 100 周年記念 全国モニター調査報告書』

(8) 民生委員・児童委員候補者の選任方法

本調査研究事業において、民生委員の担い手確保の観点から、選任方法は重要なポイントである。全民児連（2018）の『全国モニター調査』の一環として実施された「単位民児協の組織および活動に関する調査」では、全国において民生委員の選任方法は、以下のように行われている。

表 11 民生委員・児童委員候補者の選任方法

	調査数	行政による	自治会・町内会 が候補者を推薦	民生委員に よる	無回答
全体	9,246	446	6,569	1,807	438
	100.0%	4.8%	70.9%	19.5%	4.7%
指定都市	2,061	0	1,335	623	103
	100.0%	0.0%	64.8%	30.2%	5.0%
特別区	259	1	197	44	17
	100.0%	0.4%	76.1%	17.0%	6.6%
市	5,962	227	4,339	1,062	274
	100.0%	3.8%	73.8%	17.8%	4.6%
町	608	138	401	45	29
	100.0%	22.7%	66.0%	7.4%	3.9%
村	230	68	140	13	4

	100.0%	29.6%	60.9%	5.7%	3.9%
無回答	140	12	97	20	11
	100.0%	8.6%	69.3%	14.3%	7.9%

出典：全国民生委員児童委員連合会（2018）「単位民児協の組織および活動に関する調査」『民生委員制度 100 周年記念 全国モニター調査』

表 11 のように、全民児連の調査によれば、民生委員候補者は、「自治会・町内会が候補者を推薦」が 70.9%と最も多く、次いで「民生委員による」が 19.5%、「行政による」が 4.8%、「無回答」が 4.7%であった。民生委員候補者を選任する際に、自治会・町内会が大きく影響していることはわかる。

地域特性を踏まえると、「自治会・町内会が候補者を推薦」について、「特別区」が 76.1%と最も高く、「指定都市」は 64.8%と最も低い。東京都特別区は、自治会加入率が 2 割～4 割という地域が多く自治会加入率が低い傾向にあるが、民生委員候補者の選任については、自治会・町内会に大きく依存していることがわかる。

一方、「行政による」について、「村」は 29.6%、「町」も 22.7%と「全体」の 4.8%に比べて割合が高く、町村部においては、民生委員の選出について、行政が関与している割合が高いことがわかる。

さらに、「民生委員による」については、「指定都市」が 30.2%、「市」が 17.8%、「特別区」が 17.0%、「町」が 7.4%、「村」が 5.7%となり、都市部において候補者の選定について民生委員が自ら候補者を選任している割合が高いことがわかる。民生委員の負担軽減の観点からは、民生委員が後任委員を自分で探さなければならない可能性が垣間見られ、民生委員の負担となっていることが危惧される。

（9）単位民児協の事務局

民生委員・児童委員の事務局は、市区町村単位でみると、行政が 7 割担当しており、社協が 3 割担当している。

一方、全民児連（2018）の『全国モニター調査』の一環として実施された「単位民児協の組織および活動に関する調査」では、単位民児協単位で事務局の状況をみると、「行政」が 39.1%、「会長等の役員（個人）」が 36.0%、「社協」が 15.7%、「その他」が 3.2%、「無回答」が 6.0%となっている。政令市では約半数、それ以外の市でも 4 割近くが「会長等の役員（個人）」が担っているとの回答である。この調査結果は、会長等の役員（個人）が、単位民児協定例会の資料のコピーや開催案内等の事務的な作業を行っている傾向が残されていることを示している。

この単位民児協における事務局不在という課題は、以前より指摘されてきたことであるが、前回調査の全民児連（2012）「法定単位民児協活動実態調査 2012 報告書」では、「会長など民児協役員が担当している」が 61.2%、「行政が事務局を担当している」が 21.9%

「社会福祉協議会が事務局を担当している」が 8.5%、「その他」が 1.0%、「無回答」が 7.4%であったことから、5年後の調査において「会長等の役員（個人）」の割合が大幅に減少しており、「行政」と「社協」が担当している割合が高くなっていることから課題は改善されつつあると言える。今後、継続して一層の改善が望まれるところである。

地域特性別にみると、町村は、原則として全域で一民児協とされるため、行政や社協の事務局を担うことが多く、町・村とも 7 割以上で行政が単位民児協の事務局を担っている。東京都特別区においても、9 割近くを「行政」が担当している。全民児連の方針において、民生委員活動が単位民児協を単位に進められることが示されている。民生委員事務局として、単位民児協における事務局機能をどのように確保するかは、民生委員の負担軽減においても、重要な課題の一つである。

第 3 節 近年の検討会及び委員会等で指摘されている民生委員・児童委員活動

(1) 厚生労働省「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する研究会報告書」

平成 26 (2014) 年 4 月、厚生労働省は「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会報告書」(座長 上野谷加代子)(以下、「検討会報告書」という)を公表した。平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災では、56 名の民生委員が亡くなっている。民生委員が取り組んできた「災害時一人も見逃さない運動」は、災害時において、第一に、民生委員自身の命を守ること、第二に、民生委員の家族の命を優先すること、第三に、その上で支援することが可能であれば高齢者等の支援に当たることが想定されていた。しかし、56 名の方が亡くなられたことを重く受け止めるとともに、日頃から全国で活動している民生委員が活動しやすい環境を整えていく意味から検討をすることが求められた。厚生労働省が民生委員のために検討会を設置したことは、重要な意味を持つものであろう。

この検討会報告書では、これまでの民生委員の歴史的な活動成果を整理した上で、新たな課題等への対応として、生活困窮者支援や虐待相談の増加への対応について述べられている。そして、民生委員活動における課題を提示している。(1) 活動範囲に関する課題、(2) 求められる役割の多様化と負担に関する課題、(3) 対応する問題の複雑化・多様化と力量に関する課題、(4) 災害時の活動に関する課題、(5) 個人情報の取扱いと関係機関との情報共有に関する課題、(6) 活動への支援・協力体制に関する課題、(7) 社会的な理解の促進と継続性の確保に関する課題、という 7 つの課題を指摘している。そして、民生委員・児童委員の活動環境の整備に向けて(提言)として、(1) 民生委員・児童委員活動への支援の充実、(2) 民生委員・児童委員の力量を高める取組み、(3) 地方自治体等の民生委員・児童委員制度への社会的理解の促進、(4) 国民の民生委員・児童委員制度への理解促進の取組みとその効果、の 4 点を指摘している。

民生委員・児童委員活動への支援の充実においては、①民生委員・児童委員が安心して

活動するための取組み、②民生委員・児童委員、民児協活動への支援（ア 活動費等、イ 行政のサポート体制、ウ 関係機関との連携、エ 地域福祉計画等への位置づけ）、③災害時の民生委員・児童委員活動への支援、が提示され、民生委員・児童委員が安心して活動できるための独自の保険制度の整備、活動費や行政のサポート体制、関係機関との連携、地域福祉計画等へ民生委員の活動を位置づけること、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月内閣府）」を受けて災害時の民生委員・児童委員活動への支援等が提示されている。

民生委員・児童委員の力量を高める取組みでは、平成 23（2015）年の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（地域主権第 2 次一括法）により、民生委員法及び児童福祉法の一部改正が行われ、民生委員・児童委員に対する指導訓練（研修）は、都道府県知事が地域の実情に応じて実施することとされたことから、都道府県は、主体的に地域の実情やそのレベルに応じた研修を行うこととされている。しかし、その研修機会が十分に確保されていないため、全民児連は、平成 26（2014）年 3 月に「民生委員・児童委員研修カリキュラム」（委員長 市川一宏）を作成し、新任委員、中堅委員に向けた研修体系をそれぞれ提示し、都道府県が研修に取り組みやすい環境を整備している。検討会報告書でも、この点に言及し、この研修カリキュラムを参考にして研修の充実を図るよう言及している。

最後に、この検討会報告書のまとめとして「民生委員・児童委員に期待すること」が述べられている。この点に基づきながら、改めて、地域での見守り支えあいの地域づくりの必要性について考えていきたい。第一に、災害時要援護者支援についてである。平成 25（2013）6 月の災害対策基本法の見直しにより、民生委員・児童委員は避難行動要支援者の避難支援等関係者として位置づけられた。災害時の避難支援について、民生委員・児童委員への期待が高まっている。しかし、検討会報告書では、「『見守り』活動の主たる役割が民生委員・児童委員のみであるような雰囲気となっている」と指摘し、報告書内の注において「民生委員・児童委員活動において『見守り』活動は重要である。『見守り』活動は、地域住民との信頼関係の構築や地域住民の状況の把握等にとっても大切な活動ですが、これらは民生委員・児童委員のみに課されたものではなく、行政や社協等の関係機関と連携・協働して行われるべきものです」と述べられている。見守り活動は、多様な人々や機関が連携して取り組んでいくことが重要であり効果を上げていくのである。

第二に、悪徳商法などの消費者被害の防止のための地域体制づくりや生活困窮者自立支援制度など新たな取組みへの期待である。これらの活動に民生委員・児童委員が体系的に取り組むことにより、活動関係も整備されることを期待している。「自分で自分を助けられない人」を発見し、見守り、適切な時期に必要な手立てにつなげるという役割が「地域福祉推進の要」として期待されているのである。

第三に、今回の検討会報告書では、民生委員・児童委員の活動について地方自治体行政職員をはじめ、地域住民、関係機関など多くの人々に理解してもらい、連携・協働して活

動を進めていくことを示している。それは、民生委員・児童委員活動をサポートする体制を強化することにもつながると考えているのである。

改めて、地域で見守り支えあう地域づくりが求められている。これは、民生委員・児童委員のみが行うのではなく、自治会・町内会をはじめとした地域住民との連携はもとより、行政、社協、地域包括支援センター、児童相談所、学校など多様な機関と連携・協働していくことが大きな効果を生み出すこととなる。ライフラインや買い物支援、住宅関係の民間事業者との連携も重要となるであろう。民生委員・児童委員活動を応援し、共に活動する仲間が増えていくことで、民生委員・児童委員の活動環境が前進していく。改めて、地域づくりが求められているのである。

(2) 全民児連「単位民児協運営の手引き」(平成28年3月版)

平成28(2016)年3月に全民児連は「単位民児協運営の手引き」を発行した。全民児連では、平成25年度一斉改選において、新任委員が72,578人(全体の31.6%)であったことや近年の1期目と2期目の委員が増加している傾向から、単位民児協を単位としてチームで民生委員・児童委員活動(以下、民生委員という)に取り組んでいくこととしている。それは、新任委員をベテランの委員が支援していくことやひとり暮らし世帯への複数人の委員による訪問活動の実施などが求められており、担当地区を一人の委員のみで担当していくことが難しくなっている現状がある。

民生委員法第20条「民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない」との規定によって設置されている。これは、民生委員が民生委員協議会を組織することを義務づけた規定であり、これにより定められたものがいわゆる「法定単位民生委員協議会」である。また、児童委員協議会が、「児童委員活動要領」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)で民生委員協議会ごとに組織されることになっている。そのため、民生委員協議会は児童委員協議会でもある。よって「法定単位民生委員児童委員協議会」となり、これを略して、「単位民児協」という。単位民児協は、民生委員が、協力を通してその職務をより機能的、効果的に遂行し、相互に向上することを促進するために組織する団体である。民間の組織でありながらその職務の重要性に鑑みて法律上結成が義務づけられている。単位民児協は、全国に10,893団体ある(平成26年度全民児連調べ)。民生委員法第20条第2項において、「前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域、町村においてはその区域をもって一区域としなければならない」と定められている。民生委員法第24条(民生委員協議会の任務)では、「①民生委員が担当する区域又は事項を定めること。②民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。③民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。④必要な資料及び情報を集めること。⑤民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。⑥その他民生委員が職務を遂

行するに必要な事項を処理すること。」を規定している。さらに、「2項 民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる」ことを規定するとともに、「3項 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる」ことを規定し、「4項 関係行政機関の職員が民生委員協議会に参加して意見を述べることを認める」ことを規定している。これらの規定を踏まえ、全民児連「単位民児協運営の手引き」では、①情報共有、②事例検討、③課題の分析・共有、④活動方針の確認、合意形成、⑤関係機関、団体からの報告、情報提供等の5点をあげ、単位民児協の定例会において、「委員の学びあいと支えあいの定例会」となるよう支援している。

また、民生委員法第25条で、「民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により会長一人を定めなければならない」と、単位民児協に「会長」を一人単位民児協に所属する民生委員・児童委員の中から互選することが義務づけられている。さらに、法第25条第2項では、「会長は、民生委員協議会の会務をとりまとめ、民生委員協議会を代表する」と定められており、法第25条第3項では、「前二項に定めるもののほか、会長の任期その他会長に関し必要な事項は、政令で定める」とされており、会長の任期は、民生委員法施行令第11条第2項で1年とされているが、再任を妨げていない。会長の在任期間に制約はないが、組織の活性化、次代の民児協を担う人材（会長等の役員候補者）育成という観点から、会長が選任されている。なお、会長に事故があり、会長としての職務が遂行できないときは、あらかじめ互選により定められた者が職務を代理することとされている（民生委員法施行令第11条第2項）。

単位民児協会長の役割としては、（1）民児協の活動方針や目標の立案、（2）組織体制づくり～全員参加と各委員の特性を活かした体制づくり～、（3）委員一人ひとりの活動の支援（①委員が活動しやすい内外の環境づくり、②委員それぞれへの助言・指導）、（4）関係機関との連携・協働の中心となる、ことの4つが主な役割として手引きに盛り込まれている。

また、単位民児協活動は、所属する民生委員と事務局担当者が両輪となっこそ、充実した活動が展開される。そのため、事務局が果たすべき役割は、大きいものがある。①定例会の準備、②委員への情報提供、③関係機関との連絡調整、④住民等への広報活動など、円滑な民児協活動のために事務局は重要な役割を果たしている。市区町村の民児協事務局は、行政が7割、社協に3割設置されていて、その設置事務局の形態別によって、果たされる事務局機能が異なることがある。例えば、多岐にわたる民生委員の任務は、行政の担当部署も多岐にわたるため、行政に民児協事務局がある場合には、市区町村行政、福祉事務所、児童相談所等、行政機関との連携・協働は委員活動、民児協活動の基本であることから、民児協事務局が行政にあることによって、行政の関係部署との連絡調整がしやすくなり、連携も進むことが考えられる。一方、社協に民児協事務局がある場合には、社協は、地域福祉推進の中核的団体であり、長きにわたり、民児協とは「車の両輪」ともいえる関係を構築してきた。生活福祉資金貸付事業、サロン活動をはじめ、社協事業へ民生

委員が協力するとともに、心配ごと相談事業等、両者が協働しながら取り組んできた事業も多くある。法第 24 条第 3 項では、「民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる」と規定している。民児協は、社会福祉関係団体と連携し、地域組織を推進していくことが期待される。「市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体」とは、市町村社会福祉協議会あるいは身体障害者福祉会や児童福祉及び青少年問題に関する福祉団体などで全市町村にわたるものなどを意味する。「組織に加わる」とは、社会福祉協議会などの会員として加入するのみでなく、その組織の一環として部会などの組織として活動する意味である。なお、この場合、民生委員協議会の構成員たる民生委員は全員、社会福祉協議会などに会員として参加することが前提とされている。社協に民児協事務局があることで、地域福祉活動への取組みが推進されやすくなると考えられている。なお、市町村長及び福祉事務所その他の行政機関の職員は、単位民児協の構成員としてではなく、第三者としての立場において単位民児協の会合に出席し、参考意見を述べることができるのは、あくまでその運営及び構成については自主的に行うことが適当と考えられている。

また、前節でも述べたように、単位民児協の事務局機能は、全民児連（2018）「単位民児協の組織および活動に関する調査」『全国モニター調査報告書』において単位民児協単位で見ると、①会長等の民児協役員（個人）が 36.0%、②行政が事務局を担当しているが 39.1%、③社会福祉協議会が事務局を担当しているが 15.7%、④その他が 3.2%、⑤無回答が 6.0%となっている。前回調査は、全民児連「法定単位民児協活動実態調査 2012 報告書」であるが、①会長など民児協役員が担当しているが 61.2%、②行政が事務局を担当しているが 21.9%、③社会福祉協議会が事務局を担当しているが 8.5%、④その他が 1.0%、⑤無回答が 7.4%であった。つまり、単位民児協の事務局機能の負担感は、近年 5 年間で改善している傾向にあるとすることができるであろう。この間、単位民児協を中心として民生委員・児童委員活動を推進するといってきた全民児連の方針は、単位民児協事務局機能を強化する方向にもつながっており、この方向性は正しい方向性を示していると考えられる。

（3）全民児連編（2016）「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会中間報告書」

この委員会は、民生委員制度創設 100 周年にあたって全民児連が立ち上げた委員会である。社会の変化と民生委員・児童委員制度を取り巻く環境について検討し、「中間報告」として、①民生委員活動 100 年の総括、②今後の社会の変化と民生委員・児童委員活動の方向性、③活動のために期待される活動環境整備、について盛り込まれている。その概要は、この 100 年を振り返って民生委員・児童委員制度の歴史が整理され、これまでの民生委員・児童委員が果たしてきた役割として、「①地域住民の身近な相談相手、見守り役としての存在、②行政の協力者として福祉制度を効果的に機能させる存在、③民間社会福祉

活動の推進者たる存在、④地域課題の可視化と住民の代弁者としての提言活動、⑤時代を先取りした課題解決への取り組み」が提示されている。さらに、「Ⅱ. 新たな時代の民生委員・児童委員活動 1. 変わる社会の姿と社会福祉のあり方見直し 2. これからの民生委員・児童委員活動」において、「民生委員・児童委員がめざすもの」として「誰もが笑顔で、安全に、安心して暮らせる社会づくり」が示された。そして、「守り続けていくべきもの」と「時代の変化に応じた対応」が述べられ、「ア) 制度として守り続けていくべきもの」として、「厚生労働大臣による委嘱」「無報酬のボランティアという性格」「民生委員であるとともに児童委員を兼ねていること」「住民との信頼関係に不可欠な守秘義務、3年間の任期と一斉改選」がまとめられた。また、「時代の変化に即した活動～これからの活動の視点」としては、今後は、民生委員児童委員協議会（民児協）が組織として個々の民生委員を支え、そのなかで住民を支えていくことが重要であることを示した。また、「すべての民生委員が児童委員であることを意識した活動」として、「①民生委員が児童委員を兼ねている意義」として、子どもをめぐる課題への対応では、子どもと保護者、双方への相談・支援が不可欠。民生委員が児童委員を兼ねているからこそ双方に関わり、多様な機関を結びつけていく役割を果たすことが可能であるという考え方を示した。同時に、主任児童委員と児童委員（区域担当民生委員）の連携強化についても言及された。そして、「Ⅲ. 民生委員・児童委員活動の充実のために期待されること」として、「1. 民生委員・児童委員の選任・配置について」において、①「民生委員は大変」というイメージの払しょく、②多様な人材の確保、就業との両立支援、③委員候補者の選任方法の多様化、④選任、配置基準等に関する検討、について論議された。そして、「民生委員活動を支える仕組み」として、ア) 協力員制度、イ) 研修の充実、ウ) 民生委員制度や活動に関する周知促進、について示された。その際、民生委員児童委員協議会（民児協）については、①単位民児協の運営強化のための環境整備、②意見具申機能の強化、③連合民児協の位置づけの明確化、が論議された。特に、今後100年を見据えて、委員活動と就労との両立や選任方法の多様化などについて踏み込んだ議論がなされたことは重要な議論であった。

（4）全国民生委員児童委員連合会（2017）「民生委員制度創設100周年活動強化方策」

全国民生委員児童委員連合会編（2018）「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会報告書」は、全国モニター調査の結果とこの「民生委員制度創設100周年活動強化方策」（以下、「活動強化方策」という）の内容を踏まえ整理された。

「支えあう 住みよい社会 地域から」という、これからの民生委員・児童委員活動に関するスローガンが決まり、これを目指していく民生委員・児童委員活動に期待されているもの（「民生委員100周年強化方策」より）として、「（1）変わらぬ住民の身近な相談相手、見守り役としての活動、（2）地域の福祉課題を明らかにしていくこと、（3）児童委員であることを意識した活動、（4）多様な関係者をつなぐ「結節点（ハブ）」となること、（5）住民や地域の代弁者としての積極的な意見具申、提言、（6）地域づくりの担い

手となること」が示された。また、「児童委員制度創設 70 周年全国児童委員活動強化推進方策 2017～子どもたちの笑顔と未来のために～」では、「重点 1 子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の子育て応援団となる。重点 2 子育て、子育てを応援する地域づくりを進める。重点 3 課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える。重点 4 児童委員制度やその活動の理解を促進する。」が示された。その上で、「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」では、「重点 1 地域のつながり、地域力を高めるために。重点 2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために。重点 3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために。」が示された。「重点 1 地域のつながり、地域力を高めるために」においては、「(1) 自治会・町内会活動と民生委員・児童委員活動との連携強化、(2) 「一声運動」「挨拶運動」などを通じたつながりの強化、(3) 住民同士が支え合える仕組みづくりへの協力、(4) 子育てを応援する地域づくりの推進」が示された。「重点 2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために」においては、「(1) 積極的な訪問活動を通じた住民との関係づくりの推進、(2) 出張相談会等を通じて相談の「入り口」を広げる、(3) 住民の代弁者としての意見具申、提言活動の強化、(4) 社会福祉協議会との一層の連携・協働、(5) 社会福祉法人・福祉施設との積極的連携、(6) 共同募金への協力と民児協活動での活用」が示された。「重点 3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために」については、「(1) 単位民児協の機能強化による民生委員・児童委員への支援、(2) 都道府県・指定都市民児協による委員支援、(3) 民生委員・児童委員候補者の選任方法の多様化、(4) 地域住民への積極的な PR 活動の展開」が示されている。

(5) 鈴木菜月（厚生労働委員会調査室）(2019)「民生委員制度の現状及び今後の課題」
（『立法と調査』参議院常任委員会調査室・特別調査室）

厚生労働委員会調査室の鈴木が論文の中で「4.現状と今後の課題」で指摘している事項を取り上げたい。鈴木は、これまで本報告書で取り上げてきた厚生労働省（2014）「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する研究会報告書」などを参考にしているとしつつ、(1) 負担軽減への対応、(2) 研修の在り方、(3) 不明瞭な職務内容、(4) 災害時における役割、(5) 個人情報取扱い、(6) 周知不足、(7) なり手不足、(8) 主任児童委員の専門性の確保、を課題として指摘している。

負担軽減への対応については、鈴木（2019）は『「委員活動における悩みや苦勞」として『あて職（民生委員が自動的に兼務になる役職）が多い』を挙げる委員が一定数いること』を全民児連（2018）『全国モニター調査』に基づいて指摘している。鈴木（2019）は、「行政や社会福祉協議会からの協力要請が民生委員の負担となっているとの指摘もある中、協力要請があるものとして6割以上が『あて職（民生委員が自動的に兼務になる役員）の活動』を挙げていること』を取り上げ、「民児協が中心となり、どのくらいのあて職を引き受けているのか、現状を把握した上で、関係機関と改めて調整する必要がある」と改善を求めている。また、証明事務についても、知らない住民から証明を求められること

が負担となっていることを指摘している。

次に、研修の在り方について、鈴木（2019）は、「民生委員の在任期間をみると、1期目の委員が約33%、2期目の委員が約24%であり、2期目までの委員で全体の約58%を占めている」と指摘した上で、『全国モニター調査』に基づいて「自分自身の資質の向上」を1期目の委員は他の期の委員よりも求めているとし、2019年12月の一斉改選を機に研修の必要性が高まるとしている。鈴木（2019）は、「厚生労働省における「民生委員・児童委員の研修について」という通知の発出や全民児連における「民生委員・児童委員研修のあり方に関する検討委員会報告書」の取りまとめなどで研修の必要性を指摘しているとしつつ、「民児協を始めとする関係機関が主体となって、研修の開催回数の増加、外部の有識者の招聘など、研修内容等についても継続的に検証を行い、必要に応じて研修内容等を見直すことが求められる」としているが、研修が委員にとって過度の負担にもならないように留意する必要性も指摘している。

第三に、不明瞭な職務内容について、鈴木（2019）は、「民生委員の職務は、民生委員法第14条及び児童福祉法第17条に規定されてはいるもの ～中略～ 非常に抽象的であり、具体的な活動は個人の裁量に委ねられているのが現状である」と、民生委員の職務内容が委員個人の裁量に委ねられていて不明瞭であると指摘している。鈴木は、民生委員が求めているのは「活動の範囲や役割の明確化」であり、「職務内容の曖昧さが課題として認識されている」と指摘している。

第四に、災害時における役割について、鈴木（2019）は、「民生委員の「気づき」に対して期待が寄せられている。2011年3月の東日本大震災では、民生委員は高齢者等の避難や安否確認、避難後の生活支援に取り組むなど、重要な役割を果たした」と災害時に民生委員が果たした役割について評価している。さらに、鈴木（2019）は「2013年の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正では、市町村に『避難行動要支援者名簿』の作成が義務付けられ、民生委員がその名簿の提供先として『避難支援等関係者』に位置付けられた。2018年6月時点で、避難行動要支援者名簿を作成している1,687市町村のうち、平常時における名簿情報の提供先として、民生委員を挙げている団体が92.5%と最も多かった」今年を指摘して、災害時における民生委員の役割がさらに重要とってきていることを指摘している。その上で、「民生委員の職務を大幅に超えた依頼や民生委員の過剰な負担とならないように注意する必要がある。そのためには、今後行政が中心となり、災害時における民生委員の役割を明確にし、関係機関等に周知していく必要がある」と警鐘をならしている。

第五に、個人情報取り扱いについて、鈴木（2019）は、「厚生労働省から、2007年には『要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について』という通知の発出、2012年には『自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集』の公表等の取組が行われてきた」ことや「厚生労働省が2010年に民生委員に対する個人情報の提供等に関する調査を行い、その中で積極的に個人情報を提供している市区町

の好事例をまとめたもの」があることを指摘しつつ、民生委員に個人情報の提供について「対象者によって情報の提供状況にかなりばらつきがある」ことを指摘している。鈴木は、「民児協において民生委員が活動する上で必要な情報について整理した上で、行政が主体となり守秘義務があることも含め、民生委員への情報提供について周知をし、住民の理解を得る必要がある。また、情報漏洩等には細心の注意を払いつつ、必要に応じて関係機関で共有するなど、民児協等は提供された情報を有効に活用することが求められる」との見解を示している。

第六に、周知不足について、鈴木（2019）は、全民児連「全国1万人への民生委員・児童委員のイメージ調査概要（報道向け資料）」（2019.5.13）に基づいて、「民生委員を知っている人の割合は69.8%と高い一方で、9割を超える人が役割や活動内容を十分に理解しておらず、『役割や活動内容まで知っている』と答えた人は7.9%に留まっている」と指摘し、周知不足であることを述べている。さらに、鈴木は、『全国モニター調査』を取り上げ、「また、別の調査では、民生委員が担当区域（主任児童委員は単位民児協が担当する地域全体）における認知度を調べたところ、区域担当委員の役割や活動について5割以上の認知度の区域が22.0%であった一方、主任児童委員の役割や活動について1割未満の認知度の区域が35.9%であったという結果が出ており、特に主任児童委員の認知度が低いことが分かる。さらに、自治体別にみても、町村部よりも政令市や特別区といった都市部において民生委員の認知度が低いことが明らかとなった」と述べ、主任児童委員の認知度の低さと都市部における民生委員の認知度の低さを指摘している。その上で、鈴木（2019）は、「今後は行政も積極的に関与することで更なる周知に努めていくことが必要である」として、行政による民生委員の周知の必要性を指摘している。

第七に、なり手不足について、鈴木（2019）は、1997年からの20年間の定数増加と欠員率について「欠員率は増加傾向にあり、なり手不足が深刻化していることが分かる」と述べている。さらに、鈴木（2019）は、「2017年度の自治体別の欠員率をみると、政令市では3.9%、中核市では3.2%と、全体の欠員率の2.7%に比べ都市部において高くなっている。また、政令市においては約3割の民生委員が次期の委員候補者を探しているという調査結果もある」と全民児連（2018）『全国モニター調査』に基づいて、その深刻さを指摘している。また、「なり手不足の背景として、高齢者雇用安定法の改正により高齢者雇用が増加したこと等による」ことを指摘している。さらに、大阪府が民生委員について若者に周知することを目的に取り組んだ事業を紹介し、大阪府が『「民生委員・児童委員活動の見える化」プロジェクト』と題し、2016年～2018年に大学生を対象にしたインターンシップ事業が行われている」ことを指摘し、若者に向けた民生委員の周知活動の向上の必要性を指摘している。

第八に、主任児童委員の専門性の確保について、鈴木（2019）は、主任児童委員活動の件数が1995年から2015年の20年間で3倍に増加していることを指摘し、「児童委員・主任児童委員に対する需要が高まっている」とし、「今後はこうした需要に対応できる専門

性をどのように確保していくのが課題となってくる」としている。鈴木（2019）は、全民児連「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会報告書」（2018.5.9）に基づいて、「主任児童委員には児童福祉に関する理解と熱意を有し、専門的な知識・経験を有する者等を選任すべきこととされ、児童福祉施設の施設長や児童指導員、学校教員、保健師の経験を有する者、子ども会活動等の活動実績を有する者などを選任すべきとされている。しかし前職もしくは現職が『学校教員』である委員は7.9%、『幼稚園・保育所職員』は8.5%、『社会福祉関係』は5.0%にとどまる一方、『会社員』は13.0%、『自営業』は13.6%、『専業主婦』は17.2%となっており、専門的な資格を有していない人の割合が相対的に高いことが分かる。この点について、『子ども会やPTA活動の経験を踏まえた選任が多いと考えられるが、主任児童委員に期待される児童福祉の専門性という点では一定の課題も考えられる』との指摘もある」と紹介し、主任児童委員の専門性について課題があることを指摘している。その改善策として、鈴木（2019）は、「主任児童委員の専門性の確保に向けては、選任基準の見直しや研修の強化等の対応が考えられる。選任基準に関して、現状では、専門的な知識・経験を有するなど選任する側の解釈により柔軟に捉えることができる記載であるため、専門性が担保されない可能性も否定はできない。そのため、経験をより具体的に測ることができる経験年数や資格などを選任条件として加えることも対策として考えられる。また、主任児童委員を対象にした研修が開催されてはいるものの、やはり実施回数が少ないなど専門性を確保するには十分であるとは言いがたいため、過重な負担とならないよう配慮しつつ、研修回数の増加及び内容の充実が求められる」と主任児童委員に対する研修の強化を指摘している。

以上のように、鈴木は八点について、今後の民生委員活動について課題を指摘している。鈴木の見解は、従来から指摘されてきたものが多いが、調査結果に基づいて言及を行っており、本調査研究事業が取り上げている「なり手不足」についても言及しており、今後の民生委員の活動環境を整備していく上で参考となる指摘が行われていると考える。

第4節 地域共生社会の実現と民生委員・児童委員に期待される役割

民生委員は、変わらぬ住民の身近な相談相手、見守り役として、これからも地域住民の「良き隣人」として、人びとを見守り、その相談相手となり、必要に応じて必要な支援へのつなぎ役となることが求められている。また、さまざまな課題を抱えながら孤立しがちな人が増加するなか、そうした人びとを早期に把握し、適切な支援につなぐことが求められる。地域の福祉課題を明らかにしていくことについては、地域社会のつながりが弱まるなかであって、民生委員であるからこそ可能な、人びとや地域の福祉課題を明らかにしていくことが必要である。そのために、自ら地域を歩き、人びとの生活状況と直面している課題を把握するとともに、民児協において委員相互の課題の共有化を図ることが重要である。地域共生社会の実現が目指されるなかで、コロナ禍も発生し、社会的孤立が深刻化し

ている。政府には、孤立・孤独担当大臣も誕生し、地域社会全体で取り組んでいく課題となっている。民生委員は、声なき声に耳を傾け、地域で共に暮らす生活者として住民の立場から相談に応じ、行政や社協等の公的な相談機関につないで課題を解決してきた。「地域づくり」の重要性が多分野で取り上げられているが、民生委員は、一貫して地域づくりに取り組んできた担い手である。災害時の支援も含めて、民生委員の果たす重要は重要なものであり、またその役割が過度にならないよう行政を中心とした委員や単位民児協への支援が求められるところである。

また、児童委員であることを意識した活動においては、子どもや子育て家庭をめぐる課題の多様化のなかにあつて、子どもたちにとっての「身近な大人」として、親や学校の教員とは異なる立場から子どもたちの相談相手や支援者となることが重要な役割となる。「子どもは社会を映す鏡」である。子育て家庭の孤立防止や子どもたちの健全育成のため、子育て・子育てを応援する視点が求められる。多様な関係者をつなぐ「結節点（ハブ）」となることについては、住民が抱える課題が多様化・複雑化するなかにあつて、地域に存在する多様な関係者・関係機関による包括的な支援を実現するため、その連携の中核たる「結節点＝ハブ」となることが求められる。地域包括ケアシステムをはじめ、課題を抱えた住民への包括的な支援のためには、福祉分野にとどまらず、医療、保健、教育、司法等、幅広い分野の連携が必要であることから、民児協活動においても幅広い関係者との連携を意識することが必要である。地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会、社協や共同募金会をはじめとする関係機関の諸会議等においても、積極的な提言、提案を行うことが求められている。地域づくりの担い手となることについては、民生委員がめざす「誰もが笑顔で、安全に、安心して暮らせる社会づくり」のために、住民参加のもとで行う互助の仕組みづくり等において、住民や地縁組織への働きかけ、協働に取り組むことが必要である。共に支え合うことの大切さを、日々の活動を通じて地域の人びとに積極的に発信するとともに、働きかけを行うことが期待されている。地域の人びととの協働を進めるためにも、住民参加のもと、小地域での福祉活動に取り組んでいる社会福祉協議会との連携をこれまで以上に進めることも求められるであろう。

民生委員は、地域共生社会の実現に向けて期待されている地域住民の身近な相談者として重要な役割を果たし続けてきた。そして、地域共生社会の実現や地域包括ケアシステムの構築が求められるなかで、さらに単身生活者が増加し、社会的孤立の問題が深刻化していくことは明らかである。一方、民生委員の9割は60代以上の委員で構成されており、今後は年金受給年齢の上昇により、就労との両立による委員活動を視野に入れていかなければならないであろう。全民児連が掲げている民生委員活動の方向性は、適切なものである一方、単位民児協という組織活動としてチームで取り組むことは、個人で活動することよりもマネジメントという難しい課題も内包している。民生委員の多様化に対応した研修の実施や単位民児協という組織で活動していくことの活動支援方策が求められる。

第2章第3節における鈴木菜月が指摘している八つの課題は、民生委員に関する報告書

や調査結果に基づいて提示されており、今後取り組んでいくための課題が端的に指摘されている。本調査研究事業は、その課題の中の「なり手不足」に着目し、民生委員の担い手確保について、民生委員の事務局を行っている都道府県、市区町村に全数調査を行うとともに、民生委員に対しても郵送によるサンプル調査を行った。第3章以降は、その調査結果に基づいて、考察していくこととする。

第3章 民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組に関する実態調査結果

第1節 行政アンケート調査の概要

1-1-1 調査目的

地域における民生委員の担い手確保のための取り組み実態、担い手確保に関する課題、担い手確保の参考事例を把握した上で、担い手確保、充足率の向上に向けた効果的な方策を検討する際の基礎資料とする。

1-1-2 調査対象・回収状況

都道府県、市区町村全数を対象として調査を実施した。

対象別の回収状況は以下のとおりである。

図表 1 行政アンケート調査の回収状況；対象別

対象	配布数	回収数	回収率
市区町村	1,661	1,252	75.4%
政令指定都市・中核市	80	74	92.5%
都道府県	47	38	80.9%

1-1-3 調査時期

○令和2年10月12日：厚生労働省から都道府県、政令指定都市・中核市の民生委員所管部に調査票配布。都道府県には管内市区町村（政令指定都市・中核市を除く）への調査票配布を依頼

○令和2年10月23日：〆切

○令和3年2月17日：回収受付〆切

1-1-4 調査方法

電子メールによる配布・回収。

1-1-5 調査内容

調査内容は以下の通りである。

図表 2 市区町村アンケートの調査項目

(基本情報)
○回答部署の所管施策
○市区町村民児協の事務局
○町会・自治会加入率
(民生委員委嘱の現状)

- 民生委員の直近3回の一斉改選時の委員委嘱状況
- 令和元年度の一斉改選で委嘱した民生委員の基本属性：性別、新任・再任、年齢、就労状況
- 令和元年度の民生委員の一斉改選時の選任プロセス：選任要件、民生委員の推薦組織、一斉改選スケジュール
(民生委員の担い手確保に関する課題)
- 候補者推薦の状況
- 候補者推薦の課題
(民生委員の担い手確保に関する取り組み)
- 実施した取り組み、特に効果が高かったと考えられる取り組み
- 特徴的な取り組み、特に工夫した取り組み
(自由記述)
- 民生委員の担い手確保のために求められること：国、都道府県、市区町村、地域の関係機関等

図表 3 政令指定都市・中核市アンケートの調査項目

- (基本情報)
- 回答部署の所管施策
 - 市区町村民児協の事務局
 - 町会・自治会加入率
(民生委員委嘱の現状)
 - 民生委員の直近3回の一斉改選時の委員委嘱状況
 - 令和元年度の一斉改選で委嘱した民生委員の基本属性：性別、新任・再任、年齢、就労状況
 - 令和元年度の民生委員の一斉改選時の選任プロセス：選任要件、民生委員の推薦組織、一斉改選スケジュール
(民生委員の担い手確保に関する課題)
 - 候補者推薦の状況
 - 候補者推薦の課題
(民生委員の担い手確保に関する取り組み)
 - 実施した取り組み、特に効果が高かったと考えられる取り組み
 - 特徴的な取り組み、特に工夫した取り組み
(自由記述)
 - 民生委員の担い手確保のために求められること：国、都道府県、市区町村、地域の関係機関等

図表 4 都道府県アンケートの調査項目

- (基本情報)
- 回答部署の所管施策
 - 市区町村民児協の事務局
 - 町会・自治会加入率
(民生委員委嘱の現状)

- 民生委員の直近3回の一斉改選時の委員委嘱状況
- 令和元年度の一斉改選で委嘱した民生委員の年齢、就労状況
- 令和元年度の民生委員の一斉改選時の選任プロセス：選任要件、地方社会福祉審議会民生委員審査分科会、一斉改選スケジュール
(民生委員の担い手確保に関する課題)
- 候補者推薦の課題
(民生委員の担い手確保に関する取り組み)
- 実施した取り組み、特に効果が高かったと考えられる取り組み
- 特徴的な取り組み、特に工夫した取り組み
(自由記述)
- 民生委員の担い手確保のために求められること：国、都道府県、市区町村、地域の関係機関等

1-2 市区町村アンケートの集計結果

1-2-1 基本情報

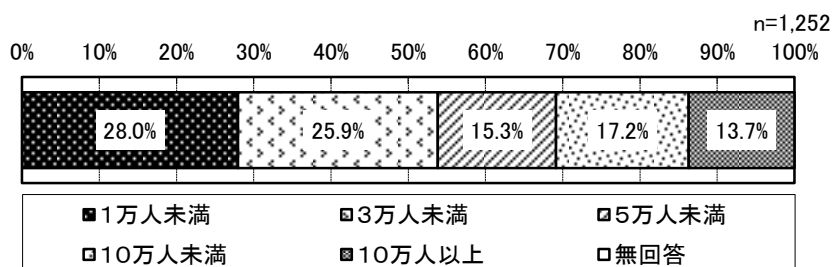
市区町村数を人口規模別にみると、「1万人未満」(28.0%)が最も多く、「3万人未満」(25.9%)、「10万人未満」(17.2%)が続いている。

回答部署が所管している施策をみると、「地域福祉」(87.3%)が最も多く、「福祉総務・統括」(76.8%)、「生活困窮」(71.1%)、「生活保護」(67.6%)が続いている。

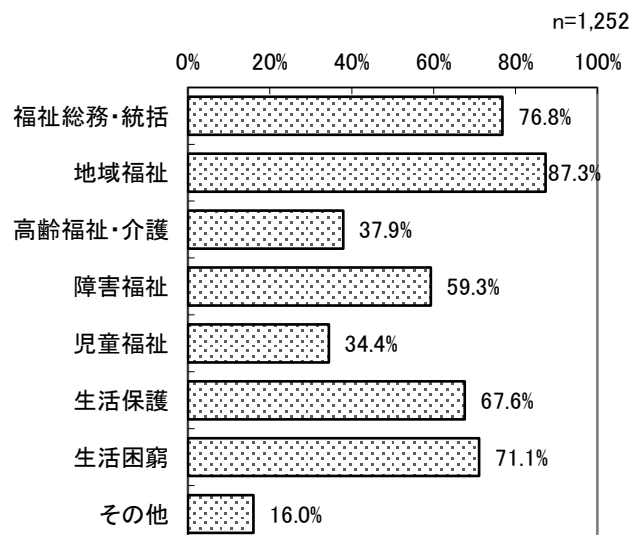
市区町村民児協の事務局をみると、「市区町村行政」(71.7%)が圧倒的に多く、「市区町村社協」(25.5%)が続いている。

町会・自治会加入率をみると、全体では、「70～80%未満」(14.9%)が最も多く、「80～90%未満」(13.5%)、「90～100%未満」(9.7%)が続いている。人口規模別にみると、人口規模が大きくなるにつれ、加入率は低下傾向にある。

図表 5 市区町村数；人口¹規模別

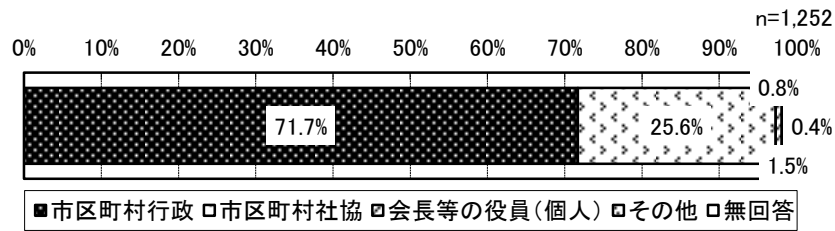


図表 6 回答部署が所管している施策

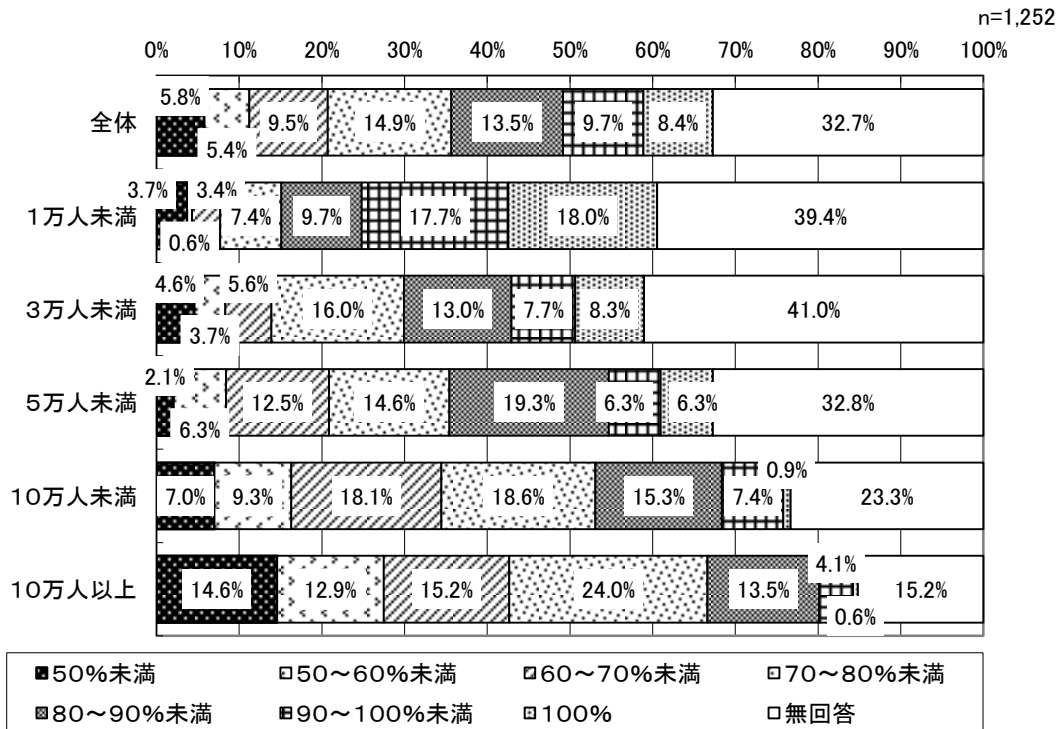


¹ 人口は、総務省「令和2年1月1日住民基本台帳人口（総数）」による。

図表 7 市区町村民児協の事務局



図表 8 町会・自治会加入率；人口規模別



1-2-2 民生委員委嘱の現状

(1) 民生委員の直近3回の一斉改選時の委嘱状況

民生委員の直近3回の一斉改選時の委嘱状況をみると、区域担当の民生委員の充足率は平成25年97.3%、平成28年96.6%、令和元年95.5%と少しずつ低下している。

図表 9 民生委員の直近3回の一斉改選時の委嘱状況

	平成25年12月			平成28年12月			令和元年12月		
	定数	委嘱数	充足率	定数	委嘱数	充足率	定数	委嘱数	充足率
区域担当	90.05	87.59	97.3%	90.74	87.70	96.6%	91.18	87.12	95.5%
主任児童委員	8.64	8.46	97.9%	8.70	8.50	97.7%	8.72	8.47	97.1%
合計	98.70	96.05	97.3%	99.44	96.20	96.7%	99.90	95.59	95.7%
N	1181								

(2)令和元年度の一斉改選で委嘱した民生委員の基本属性

民生委員（区域担当）の性別委嘱者数をみると、「女性」（55.7%）が「男性」（44.3%）に比べて多い。

民生委員（区域担当）の新任・再任別委嘱者数をみると、「再任」（64.2%）が「新任」（35.8%）に比べて多い。

民生委員（区域担当）の年齢別委嘱者数をみると、「65～69歳」（37.0%）が最も多く、「70～74歳」（29.3%）、「60～64歳」（17.9%）が続いている。

民生委員（区域担当）の就労状況別委嘱者数をみると、「就労なし」（58.2%）が「就労あり」（41.8%）に比べて多い。

図表 10 民生委員の性別、新任・再任別委嘱者数（令和元年度の一斉改選時）

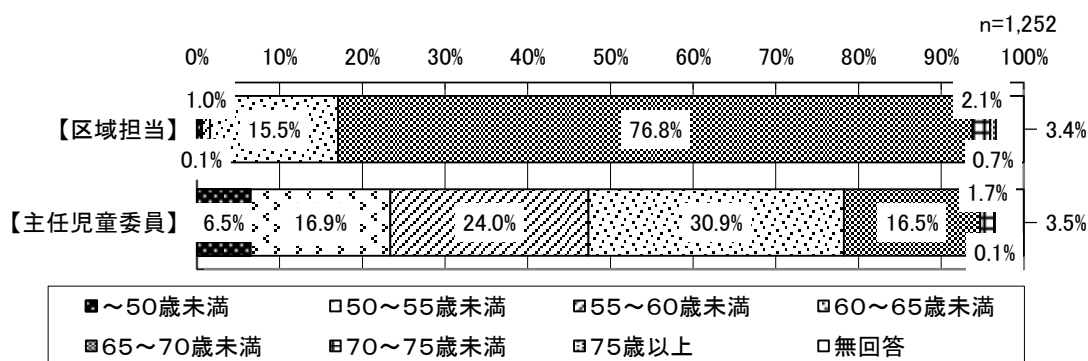
	定数	委嘱数	充足率	性別		新任・再任	
				男性	女性	新任	再任
区域担当	91.18	87.12	95.5%	39.07	49.19	31.18	55.99
		100.0%		44.3%	55.7%	35.8%	64.2%
主任児童委員	8.72	8.47	97.1%	1.38	7.19	2.65	5.80
		100.0%		16.1%	83.9%	31.4%	68.6%
合計	99.90	95.59	95.7%	40.45	56.38	33.82	61.79
		100.0%		41.8%	58.2%	35.4%	64.6%
N	1181			1135		1116	

図表 11 民生委員の年齢別委嘱者数（令和元年度の一斉改選時）

	～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上	合計
区域担当	1.53	2.35	5.42	15.60	32.29	25.59	4.45	87.23
	1.8%	2.7%	6.2%	17.9%	37.0%	29.3%	5.1%	100.0%
主任児童委員	1.15	1.27	1.58	2.19	1.63	0.57	0.09	8.48
	13.6%	15.0%	18.6%	25.8%	19.2%	6.7%	1.1%	100.0%
合計	2.68	3.62	7.00	17.79	33.92	26.16	4.54	95.71
	2.8%	3.8%	7.3%	18.6%	35.4%	27.3%	4.7%	100.0%
N	1241							

※上位項目に網掛け

図表 12 民生委員の平均年齢分布（令和元年度の一斉改選時）



図表 13 民生委員の就労状況別委嘱者数（令和元年度の一斉改選時）

	就労あり	就労なし	合計
区域担当	36.27 41.8%	50.57 58.2%	86.84 100.0%
主任児童委員	4.58 54.1%	3.88 45.9%	8.46 100.0%
合計	40.85 42.9%	54.45 57.1%	95.30 100.0%
N	1225		

(3)令和元年度の民生委員の一斉改選時の選任プロセス

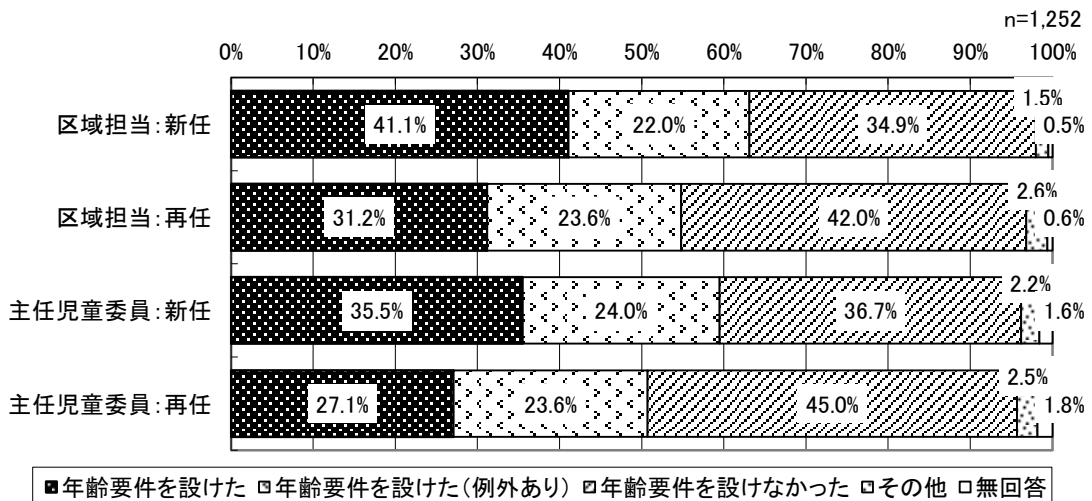
1)民生委員の選任要件

民生委員（区域担当）の候補者推薦の年齢要件の有無をみると、新任では「年齢要件を設けた」（41.1%）が多い一方、再任では「年齢要件を設けなかった」（42.0%）が多い。

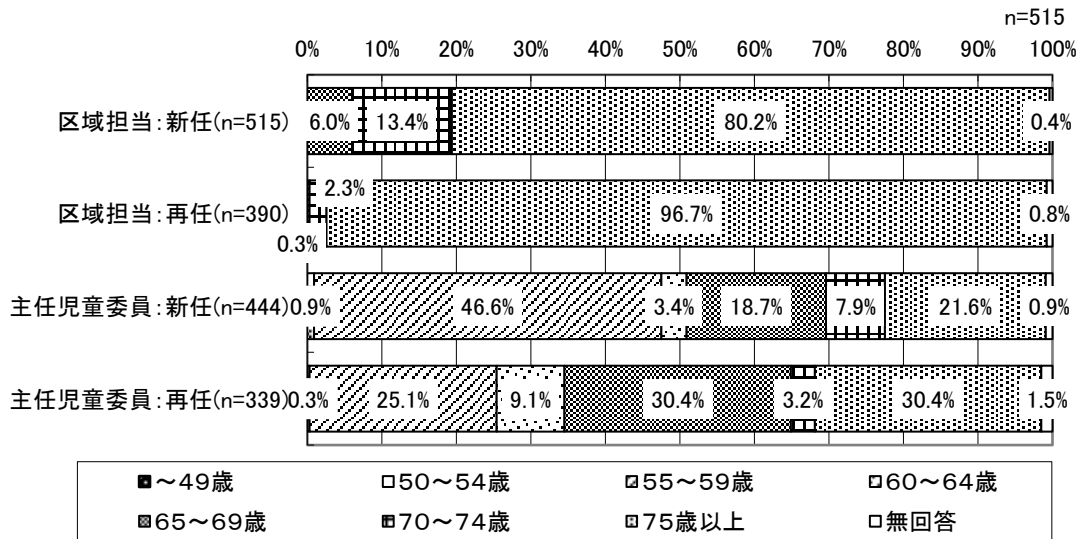
民生委員（区域担当）の候補者推薦で年齢要件を設けている場合の上限年齢をみると、新任では、「75歳以上」（80.2%）が最も多く、「70～74歳」（13.4%）、「65～69歳」（6.0%）が続いている。一方、再任では、「75歳以上」（96.7%）が最も多く、「70～74歳」（2.3%）、「65～69歳」（0.3%）が続いており、新任に比べて上限年齢が高い傾向がうかがえる。

民生委員候補者推薦の居住期間要件の有無をみると、「居住期間要件を設けなかった」（83.5%）が圧倒的に多い。

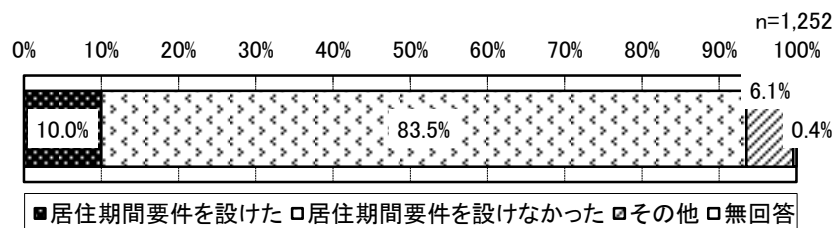
図表 14 民生委員候補者推薦の年齢要件の有無



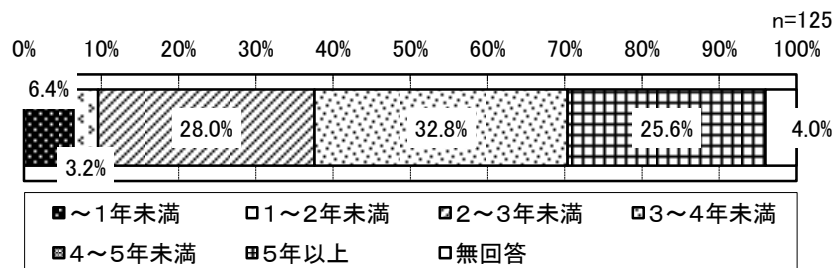
図表 15 民生委員候補者推薦の年齢上限（要件を設けている場合）



図表 16 民生委員候補者推薦の居住期間要件の有無



図表 17 民生委員候補者推薦の居住期間下限（要件を設けている場合）



2) 民生委員の推薦組織

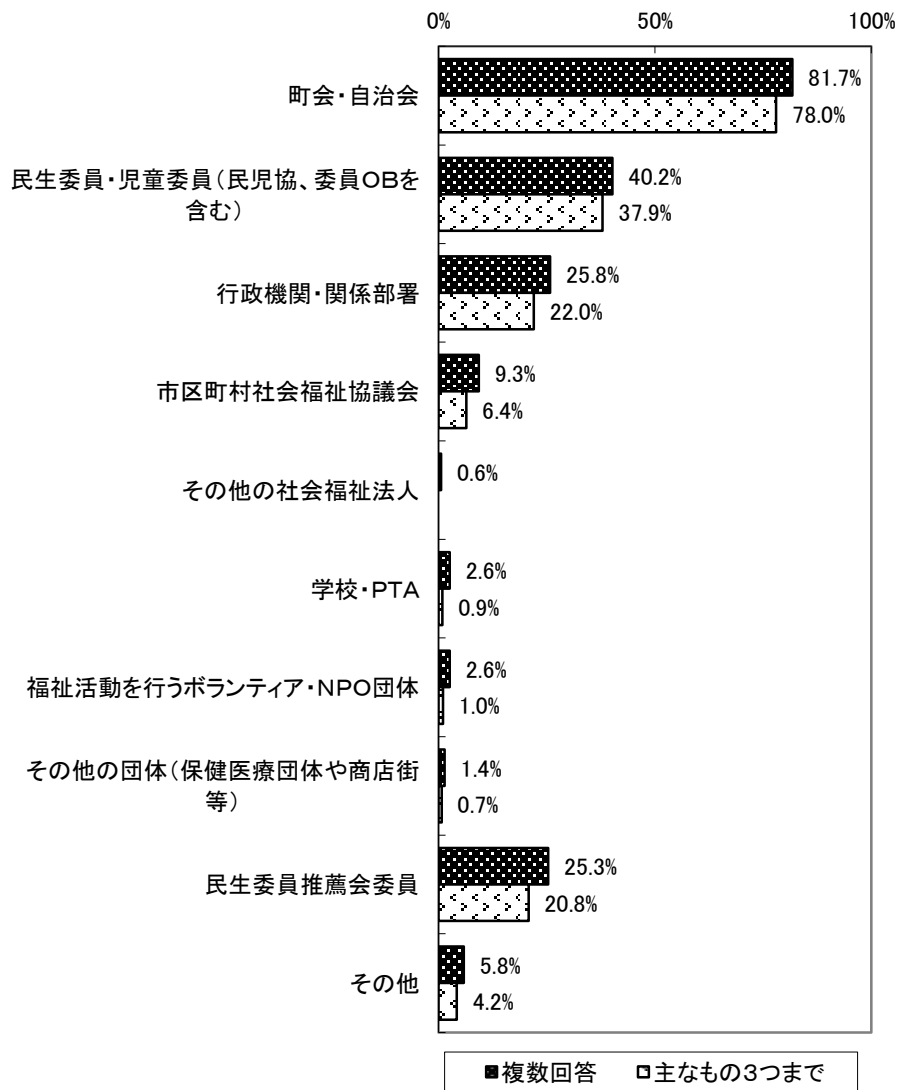
民生委員候補者の推薦母体をみると、複数回答では、「町会・自治会」（81.7%）が最も多く、「民生委員・児童委員（民児協、委員 OB を含む）」（40.2%）、「行政機関・関係部署」（25.8%）、「民生委員推薦会委員」（25.3%）が続いている。主なもの3つまでみても、この傾向は同様である。

民生委員推薦準備会の設置有無をみると、「設置しなかった」（86.4%）が圧倒的に多い。

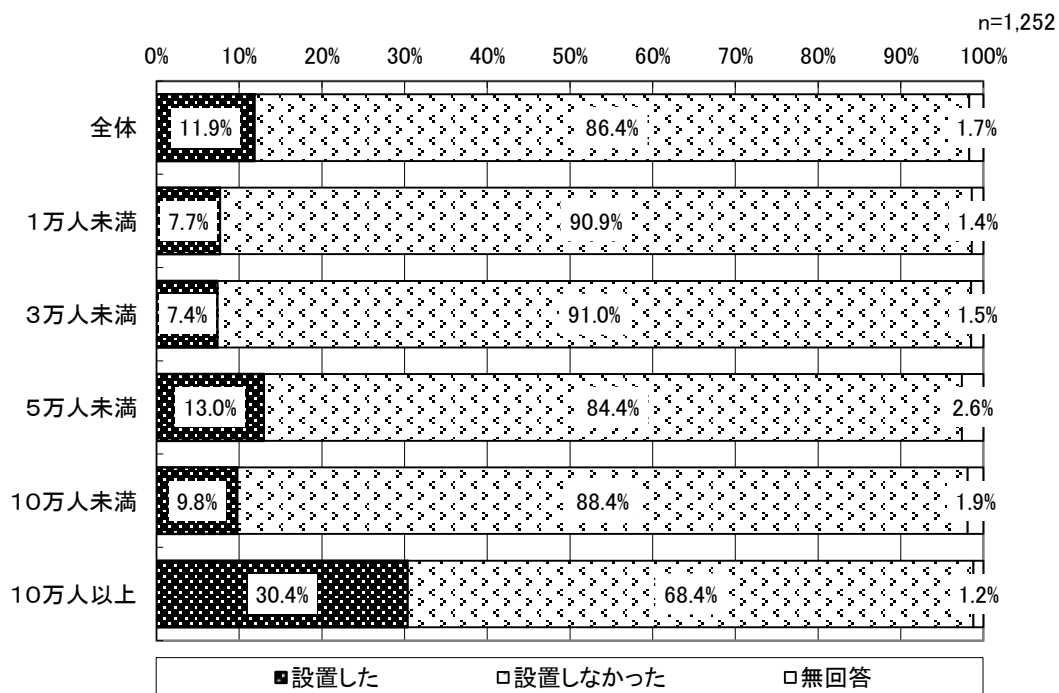
民生委員推薦会の開催実績をみると、令和元年12月の一斉改選に向けて平成31年4月から令和元年12月に平均1.99回開催されている。

図表 18 民生委員候補者の推薦母体

n=1,252



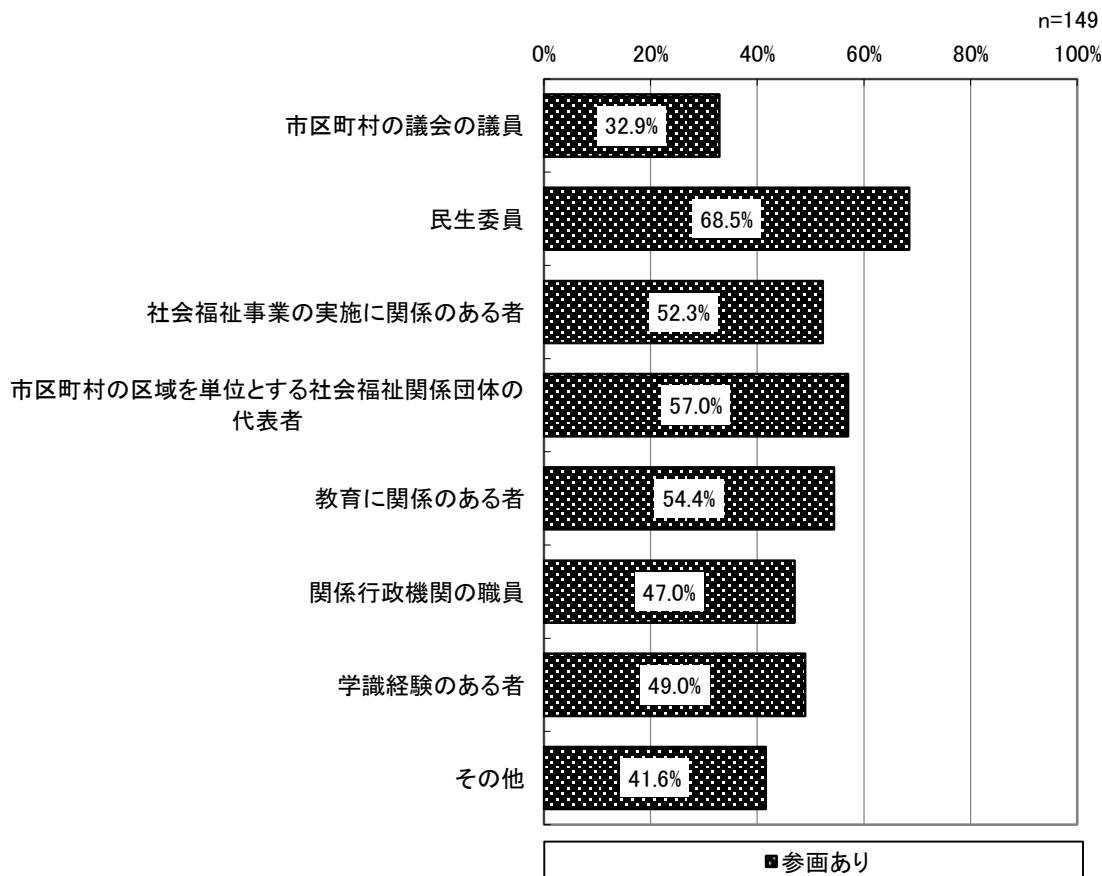
図表 19 民生委員推薦準備会の設置有無



図表 20 民生委員推薦準備会の会議体数の平均；人口規模別（設置ありの場合）

	平均	最大値	最小値	平均の分母	実数合計	標準偏差
全体	15.77	445	0	146	2302	46.61
1万人未満	1.58	9	0	26	41	2.26
3万人未満	5.59	48	0	22	123	9.88
5万人未満	11.68	73	0	25	292	16.1
10万人未満	8.29	17	0	21	174	4.47
10万人以上	32.15	445	4	52	1672	74.02

図表 21 民生委員推薦準備会の委員構成（設置ありの場合）



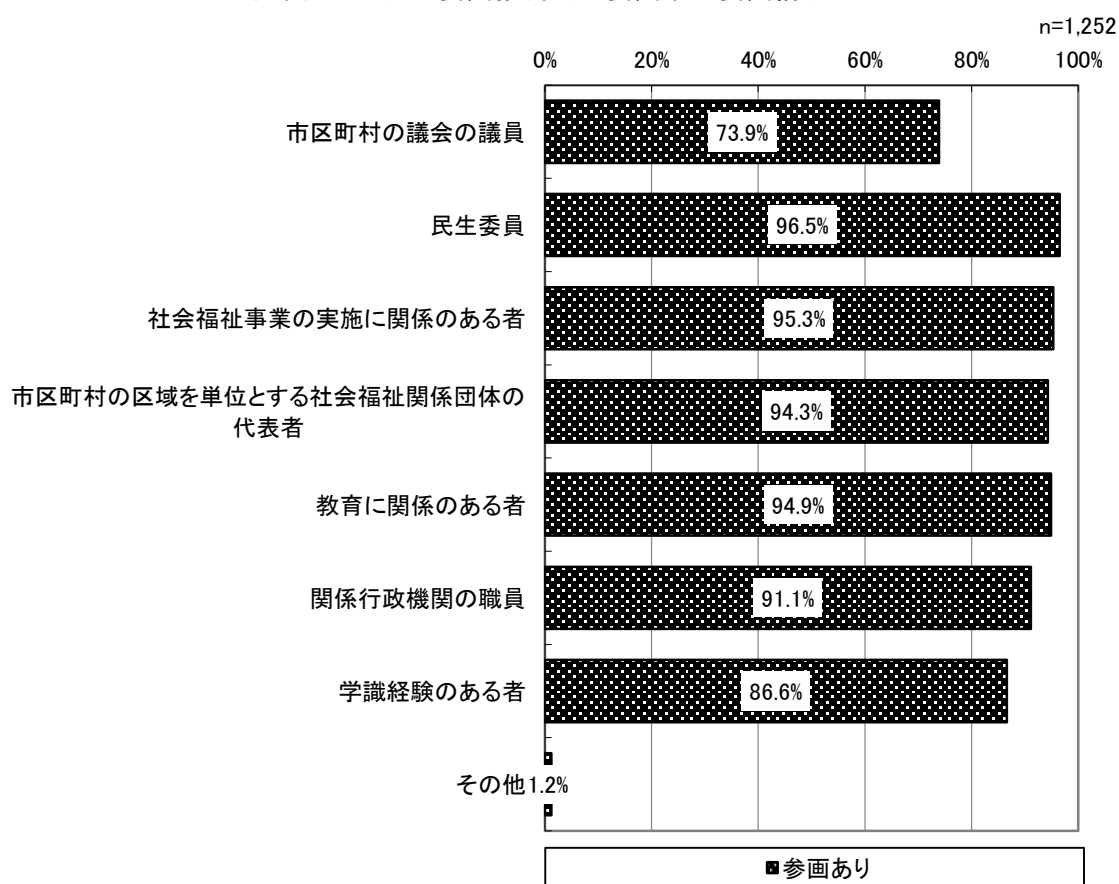
図表 22 民生委員推薦準備会の委員数の平均（設置ありの場合）

	平均	最大値	最小値	平均の分母	実数合計	標準偏差
市区町村の議会の議員	2.22	41	0	146	324	5.72
民生委員	9.96	60	0	146	1454	12.71
社会福祉事業の実施に関係のある者	6.29	127	0	146	919	14.9
市区町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者	8.89	186	0	146	1298	22.62
教育に関係のある者	6.45	91	0	146	941	12.52
関係行政機関の職員	3.63	31	0	146	530	6.57
学識経験のある者	4.63	96	0	146	676	10.73
その他	23.77	270	0	146	3471	52

図表 23 民生委員推薦準備会の開催実績（設置ありの場合）

	平均	最大値	最小値	平均の分母	実数合計	標準偏差
平成29年1月～平成30年3月	2.21	20	0	122	270	4.17
平成30年4月～平成31年3月	3.32	96	0	122	405	9.82
平成31年4月～令和元年12月	12.03	73	0	122	1468	14.5

図表 24 民生委員推薦会の委員数の委員構成



図表 25 民生委員推薦会の委員数の平均

	平均	最大値	最小値	平均の分母	実数合計	標準偏差
市区町村の議会の議員	1.1	3	0	1241	1361	0.77
民生委員	1.56	12	0	1241	1933	0.85
社会福祉事業の実施に関係のある者	1.52	16	0	1241	1891	0.87
市区町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者	1.54	11	0	1241	1915	0.93
教育に関係のある者	1.39	4	0	1241	1728	0.59
関係行政機関の職員	1.39	11	0	1241	1719	0.78
学識経験のある者	1.35	15	0	1241	1677	0.97
その他	0.02	4	0	1241	22	0.19

図表 26 民生委員推薦会の開催実績

	平均	最大値	最小値	平均の分母	実数合計	標準偏差
平成29年1月～平成30年3月	0.97	15	0	1234	1194	1.64
平成30年4月～平成31年3月	0.97	13	0	1234	1201	1.44
平成31年4月～令和元年12月	1.99	13	0	1234	2456	1.63

3)一斉改選スケジュール

令和元年度の一斉改選スケジュールをみると、一斉改選が実施される年度の4月から推薦母体への候補者推薦の依頼が始まり、6～7月に候補者推薦を締め切り、8～9月に民生委員推薦会を開催して都道府県に適任者を推薦する割合が高い。

このスケジュールを前提に、一斉改選時期の妥当性をみると、「一斉改選時期は現行の12月で妥当である」(69.8%)が最も多く、「分からない」(19.6%)が続いている。

改選時期を選んだ理由をみると、現行の12月が妥当とした市区町村では、「市区町村担当者の人事異動、引継ぎ負担」(68.4%)が最も多く、「市区町村の業務全般の繁忙期とのかねあい」(60.5%)、「改選前の候補者の推薦にかかる時間、作業負担」(39.7%)が続いている。

一方、分からないとした市区町村では、「何月でも負担感は変わらない」(51.8%)が最も多く、「市区町村担当者の人事異動、引継ぎ負担」(24.1%)、「市区町村の業務全般の繁忙期とのかねあい」(21.2%)が続いている。

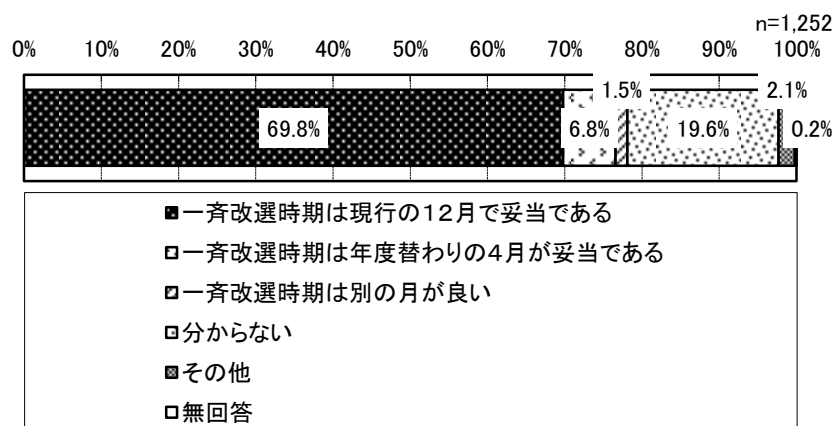
また、12月以外の月が妥当とした市町村では、「候補者推薦に関わる町会・自治会の役員等の交代、引継ぎ負担」を理由とした割合が高い。

図表 27 令和元年度の一斉改選スケジュール（複数回答可）

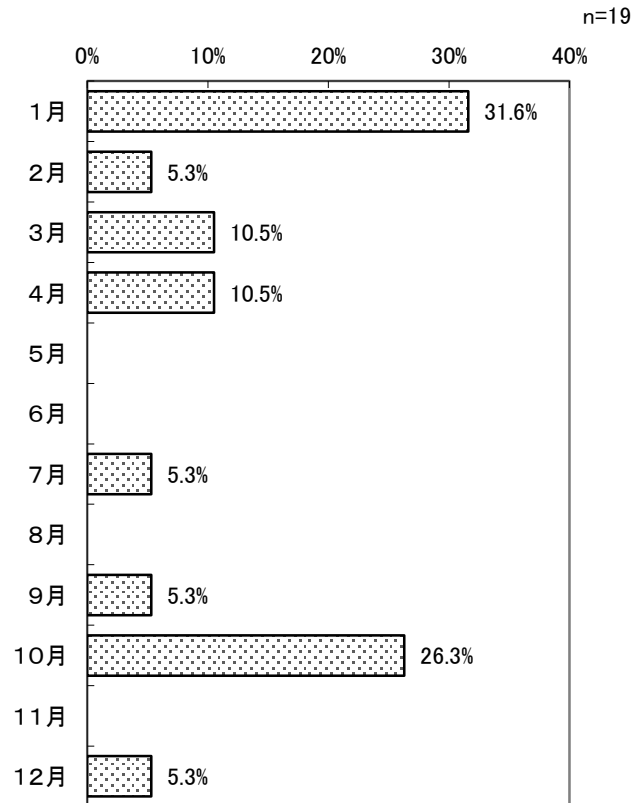
	件数	2018年以前	2019年													2020年以降	無回答
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	月不明		
都道府県から市区町村への推薦依頼文書の受領	1,252	81	39	22	98	367	287	112	63	25	2	4	0	1	1	13	137
市区町村から推薦母体への候補者推薦の依頼	1,252	65	45	62	54	224	289	231	82	19	6	1	1	2	0	12	171
推薦母体からの候補者推薦の受け	1,252	2	0	8	21	119	258	426	148	25	5	4	0	0	0	18	193
民生委員推薦準備会の開催	149	1	2	1	2	8	20	25	47	17	2	2	1	1	2	1	49
民生委員推薦会の開催	1,252	1	1	7	2	16	31	119	421	578	64	35	13	3	1	30	42
都道府県に対する適任者の推薦	1,252	1	0	0	0	2	51	223	643	164	76	29	5	1	31	82	
	1,252	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	4.1%	17.8%	51.4%	13.1%	6.1%	2.3%	0.4%	0.1%	2.5%	6.5%	

※上位項目に網掛け

図表 28 一斉改選時期の妥当性



図表 29 一斉改選時期として望ましい月（別の月が良いと回答した場合）



図表 30 改選時期を選んだ理由；一斉改選時期の妥当性別

	件数	か市 ね区 あい町 の村 の業務 全般の 繁忙期 との	ぎ市 区町 村担 当者の 人事異 動、引 継	の候 役補 員者推 薦の交 代に関 わる引 継ぎ負 担・自 治会	代機 、関 引継 ぎ異 動・団 体そ の他 の関 係	候補 者の推 薦に関 する 他の 関係 者	間改 、選 作前 業の 負担 者の 推薦 にか かる 時	員改 の選 後フ ォロ ー制 中心 とした 民生 委	何月 でも 負担感 は変わ らない	その他	無回答
全体	1252	618 49.4%	704 56.2%	442 35.3%	216 17.3%	419 33.5%	224 17.9%	199 15.9%	59 4.7%	39 3.1%	
一斉改選時期は現行の12月で妥当である	874	529 60.5%	598 68.4%	304 34.8%	160 18.3%	347 39.7%	173 19.8%	68 7.8%	18 2.1%	10 1.1%	
一斉改選時期は年度替わりの4月が妥当である	85	13 15.3%	25 29.4%	64 75.3%	26 30.6%	15 17.6%	12 14.1%		14 16.5%	2 2.4%	
一斉改選時期は別の月が良い	19	12 63.2%	9 47.4%	14 73.7%	6 31.6%	7 36.8%	5 26.3%	1 5.3%	1 5.3%		
分からない	245	52 21.2%	59 24.1%	46 18.8%	19 7.8%	41 16.7%	30 12.2%	127 51.8%	19 7.8%	26 10.6%	
その他	26	10 38.5%	12 46.2%	13 50.0%	4 15.4%	8 30.8%	3 11.5%	3 11.5%	7 26.9%		
無回答	3	2 66.7%	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%			1 33.3%	

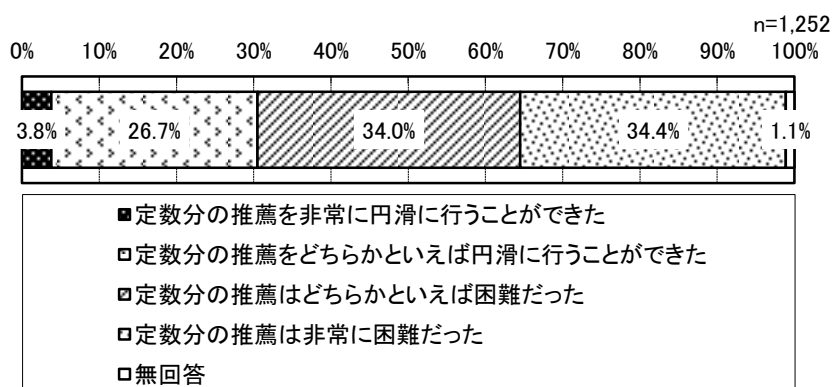
※上位項目に網掛け

1-2-3 民生委員の担い手確保に関する課題

(1)令和元年度の一斉改選にかかる候補者推薦の状況

民生委員候補者推薦の状況（令和元年度の一斉改選時）をみると、「定数分の推薦は非常に困難だった」（34.4%）が最も多く、「定数分の推薦はどちらかといえば困難だった」（34.0%）とあわせて7割の市区町村が候補者推薦に困難を感じている。

図表 31 民生委員候補者推薦の状況（令和元年度の一斉改選時）

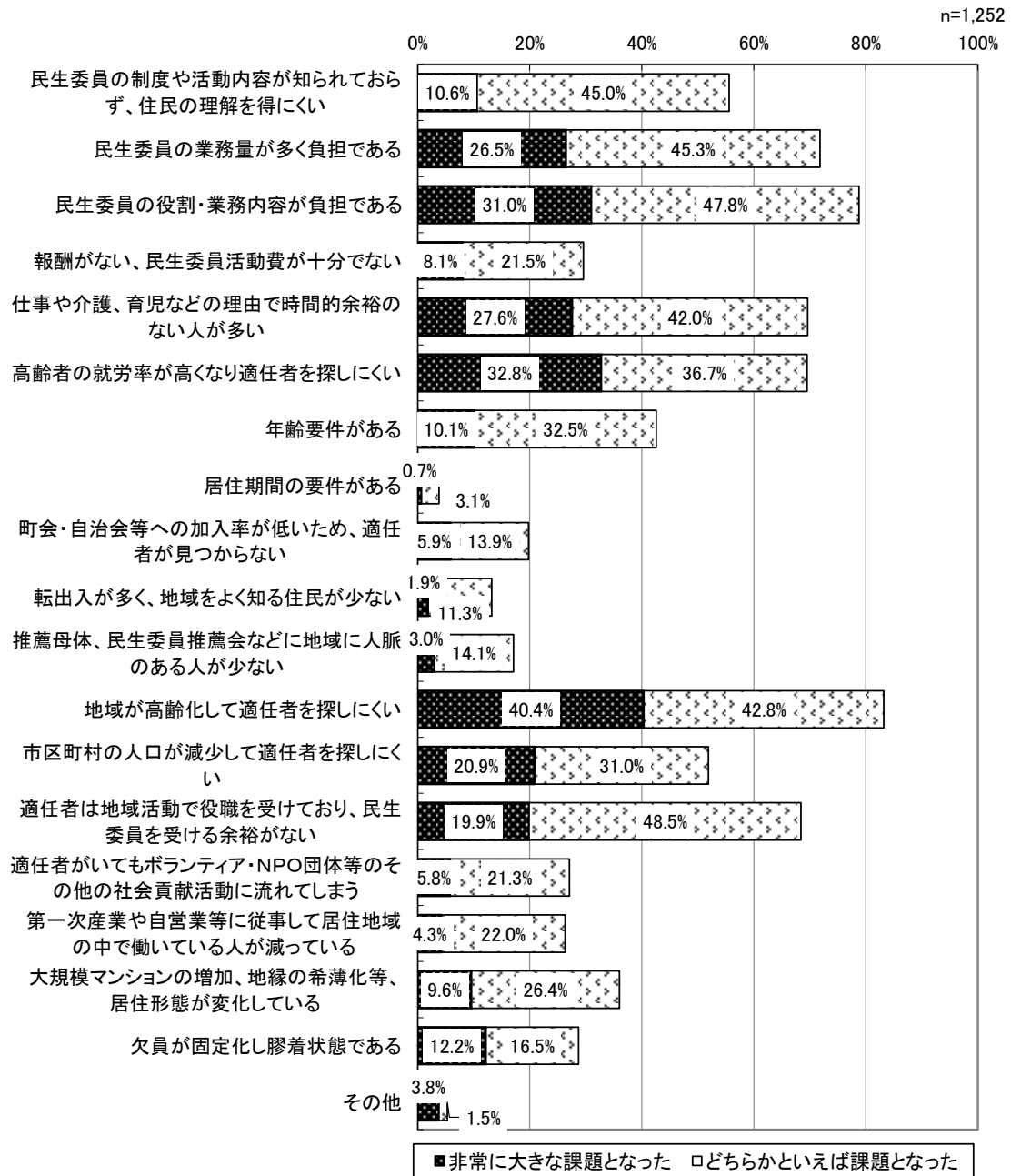


(2)令和元年度の一斉改選にかかる候補者推薦の課題

民生委員候補者推薦の課題について、「非常に大きな課題となった」「どちらかといえば課題になった」をあわせた割合でみると、主に以下のような論点が抽出された。

- 民生委員の認知度：民生委員の制度や活動内容が知られておらず、住民の理解を得にくい（55.6%）
- 民生委員業務の負担感：民生委員の業務量が多く負担である（71.8%）、民生委員の役割・業務内容が負担である（78.8%）
- 担い手候補の活動時間確保：仕事や介護、育児などの理由で時間的余裕のない人が多い（69.6%）、高齢者の就労率が高くなり適任者を探しにくい（69.5%）、適任者は地域活動で役職を受けており、民生委員を受ける余裕がない（68.4%）
- 地域の高齢化・人口減少の進展：地域が高齢化して適任者を探しにくい（83.2%）、市区町村の人口が減少して適任者を探しにくい（51.9%）
- 年齢要件がある（42.6%）

図表 32 民生委員候補者推薦において課題となった項目（令和元年度の一斉改選時）



図表 33 民生委員候補者推薦の課題（令和元年度の一斉改選時）

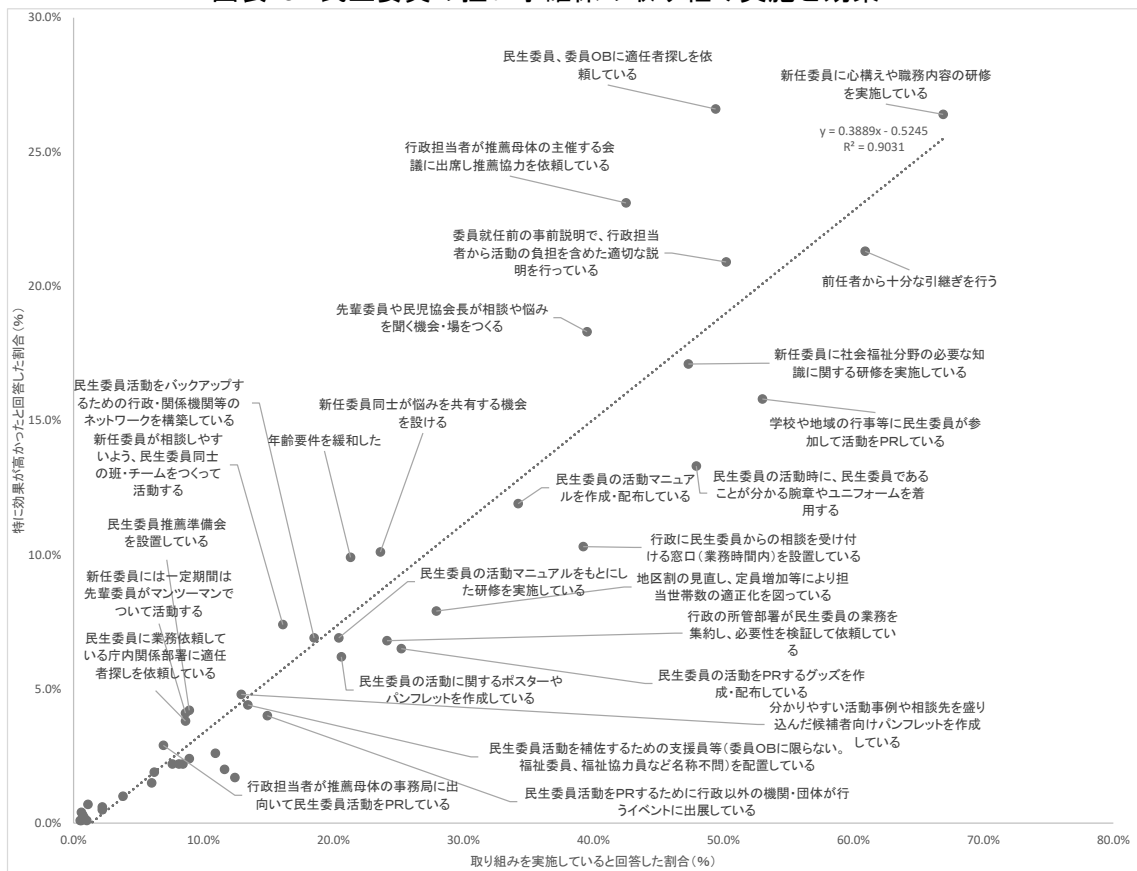
	件数	な 非 つ 常 た に 大 き き な 課 題 と	ど ち ら ち ら ち な ち ら ち な ち か ち か ち か ち と っ と っ と っ い っ え っ ば っ 課 っ	ど ち ら ち ら ち と ち も ち い ち え ち え ち な ち い ち	ど ち ら ち ら ち に ち な ち ら ち な ち か ち か ち か ち と っ と っ と っ い っ え っ ば っ 課 っ	な 全 い く 課 題 に な っ て い	無 回 答
民生委員の制度や活動内容が知られておらず、住民の理解を得にくい	1252	133 10.6%	563 45.0%	331 26.4%	192 15.3%	28 2.2%	5 0.4%
民生委員の業務量が多く負担である	1252	332 26.5%	567 45.3%	267 21.3%	75 6.0%	9 0.7%	2 0.2%
民生委員の役割・業務内容が負担である	1252	388 31.0%	599 47.8%	199 15.9%	54 4.3%	10 0.8%	2 0.2%
報酬がない、民生委員活動費が十分でない	1252	101 8.1%	269 21.5%	462 36.9%	303 24.2%	115 9.2%	2 0.2%
仕事や介護、育児などの理由で時間的余裕のない人が多い	1252	345 27.6%	526 42.0%	252 20.1%	103 8.2%	24 1.9%	2 0.2%
高齢者の就労率が高くなり適任者を探しにくい	1252	411 32.8%	460 36.7%	247 19.7%	103 8.2%	29 2.3%	2 0.2%
年齢要件がある	1252	127 10.1%	407 32.5%	360 28.8%	216 17.3%	137 10.9%	5 0.4%
居住期間の要件がある	1252	9 0.7%	39 3.1%	281 22.4%	294 23.5%	619 49.4%	10 0.8%
町会・自治会等への加入率が低いいため、適任者が見つからない	1252	74 5.9%	174 13.9%	406 32.4%	307 24.5%	285 22.8%	6 0.5%
転出入が多く、地域をよく知る住民が少ない	1252	24 1.9%	141 11.3%	396 31.6%	386 30.8%	302 24.1%	3 0.2%
推薦母体、民生委員推薦会などに地域に人脈のある人が少ない	1252	38 3.0%	177 14.1%	436 34.8%	358 28.6%	240 19.2%	3 0.2%
地域が高齢化して適任者を探しにくい	1252	506 40.4%	536 42.8%	145 11.6%	47 3.8%	16 1.3%	2 0.2%
市区町村の人口が減少して適任者を探しにくい	1252	262 20.9%	388 31.0%	331 26.4%	175 14.0%	94 7.5%	2 0.2%
適任者は地域活動で役職を受けており、民生委員を受け取る余裕がない	1252	249 19.9%	607 48.5%	299 23.9%	77 6.2%	18 1.4%	2 0.2%
適任者がいてもボランティア・NPO団体等のその他の社会貢献活動に流れてしまう	1252	72 5.8%	267 21.3%	579 46.2%	245 19.6%	86 6.9%	3 0.2%
第一次産業や自営業等に従事して居住地の中で働いている人が減っている	1252	54 4.3%	276 22.0%	611 48.8%	215 17.2%	94 7.5%	2 0.2%
大規模マンションの増加、地縁の希薄化等、居住形態が変化している	1252	120 9.6%	330 26.4%	303 24.2%	221 17.7%	272 21.7%	6 0.5%
欠員が固定化し膠着状態である	1252	153 12.2%	207 16.5%	264 21.1%	220 17.6%	404 32.3%	4 0.3%
その他	1252	47 3.8%	19 1.5%	41 3.3%	8 0.6%	87 6.9%	1050 83.9%

1-2-4 民生委員の担い手確保に関する取り組み

民生委員の担い手確保の取り組みについて、実施していると回答した割合と効果が高かったと回答した割合の関係をみると、主に以下のような取り組みに効果があることがうかがえる。

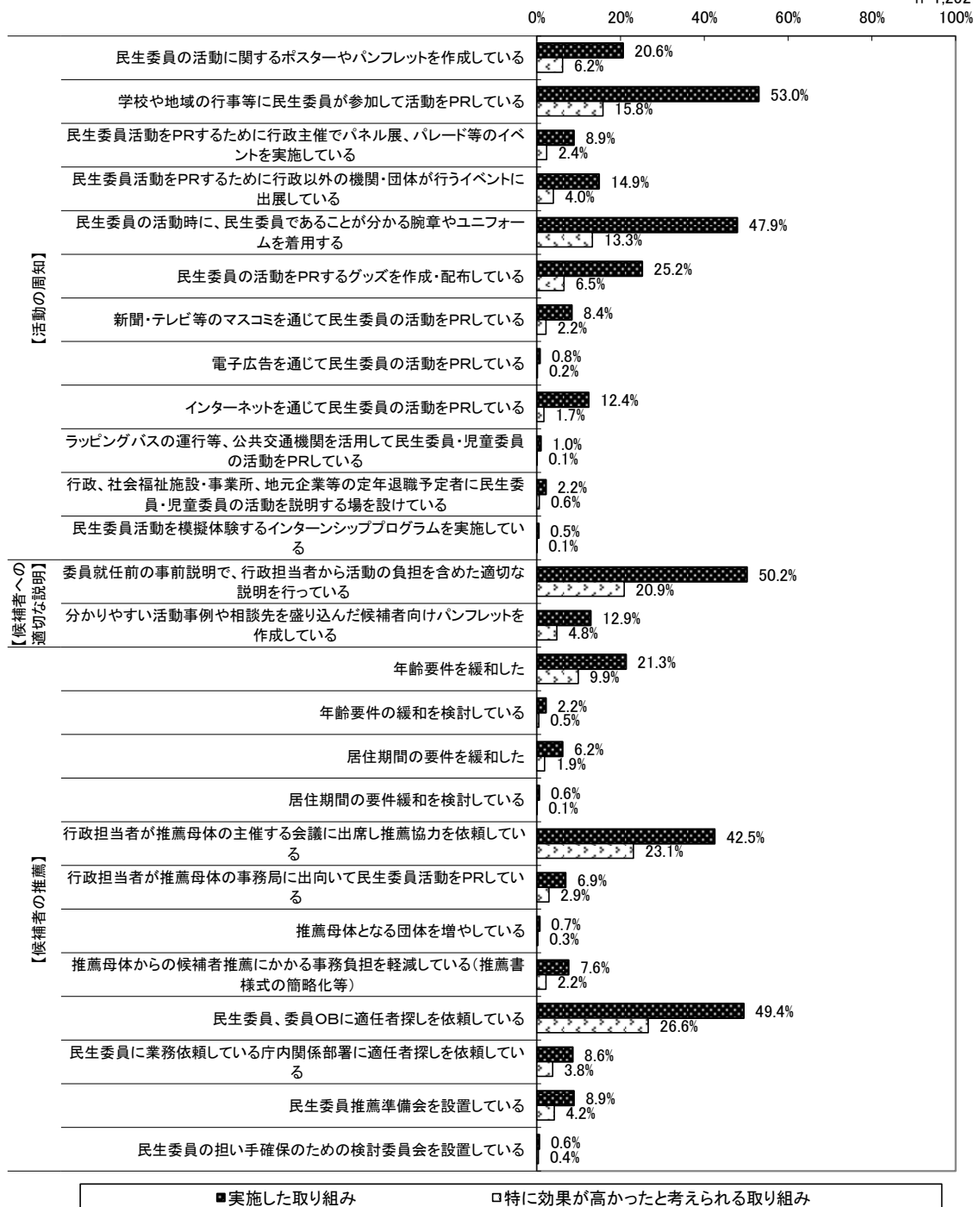
- 民生委員業務を十分理解した者への推薦依頼：民生委員・委員 OB に適任者探しを依頼、民生委員に業務依頼している庁内関係部署に適任者探しを依頼
- 行政からのきめ細かな協力依頼・業務説明：行政担当者が推薦母体の主催する会議に出席し推薦協力を依頼、委員就任前の事前説明で行政担当者から活動の負担を含めた適切な説明を実施
- 新任委員の活動フォロー体制の整備：新任委員に心構えや職務内容の研修を実施、新任委員が相談しやすいよう民生委員同士の班・チームをつくって活動、民生委員活動をバックアップするための行政・関係機関等のネットワークを構築、新任委員には一定期間は先輩委員がマンツーマンについて活動
- 新任委員の相談体制の確保：先輩委員や民児協会長が相談や悩みを聞く機会・場を設置、新任委員同士が悩みを共有する機会を設置
- 年齢要件の緩和、民生委員推薦準備会の設置

図表 34 民生委員の担い手確保の取り組み実施と効果



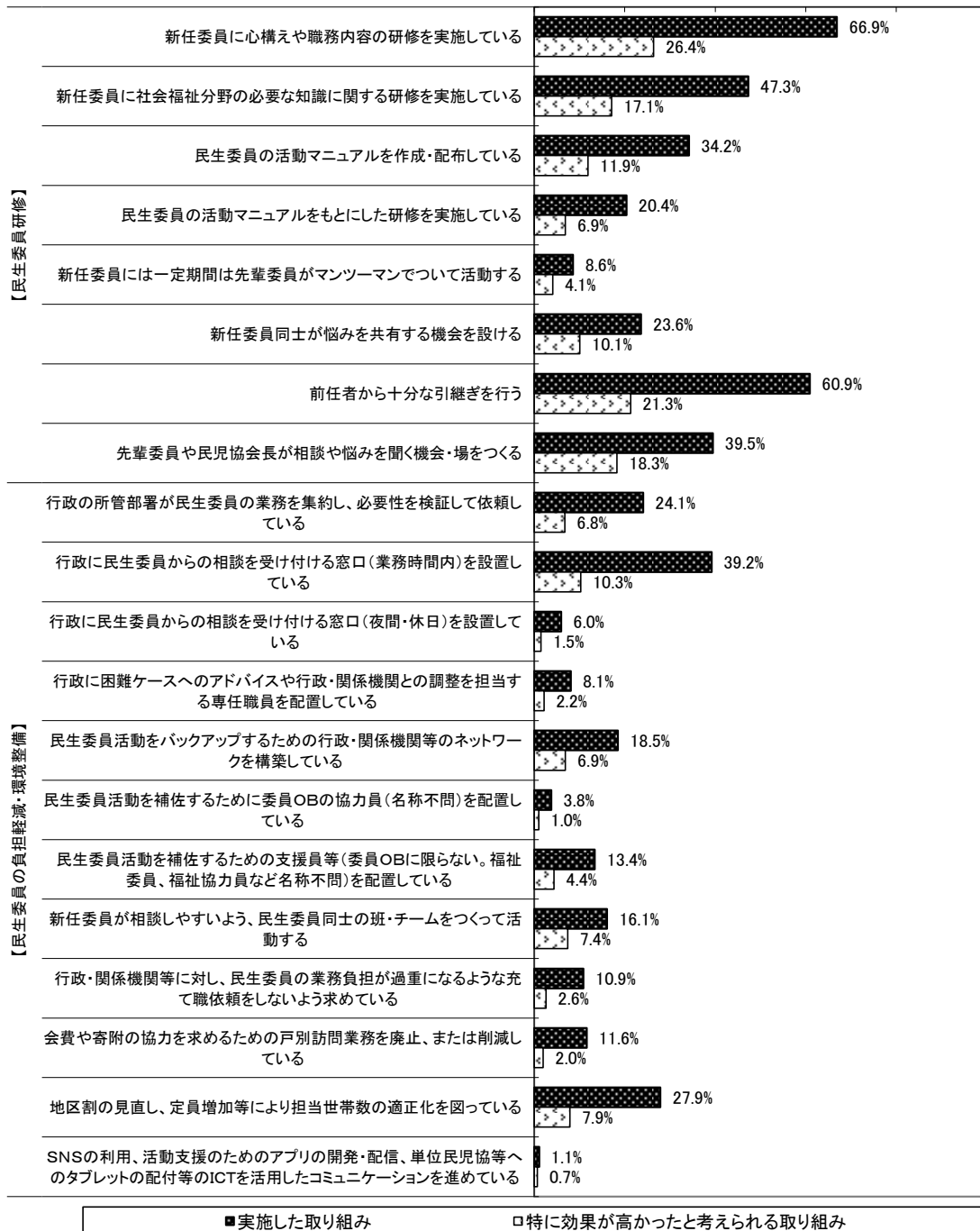
図表 35 民生委員の担い手確保の取り組み実施状況①

n=1,252



図表 36 民生委員の担い手確保の取り組み実施状況②

n=1,252
0% 20% 40% 60% 80% 100%



1-3 政令指定都市・中核市アンケートの集計結果

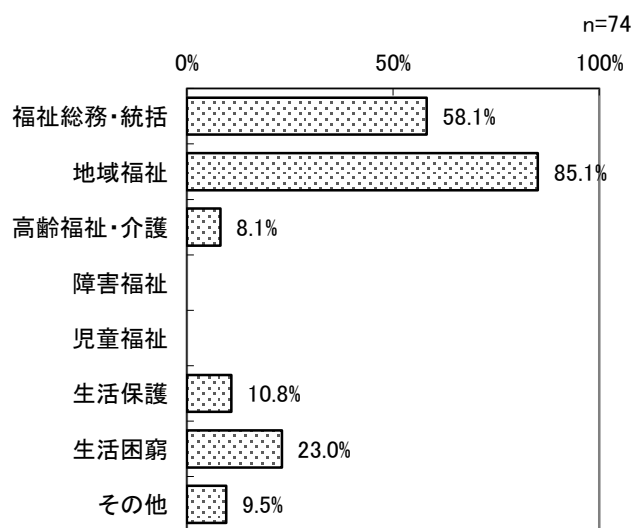
1-3-1 基本情報

回答部署が所管している施策をみると、「地域福祉」(85.1%)が最も多く、「福祉総務・統括」(58.1%)が続いている。

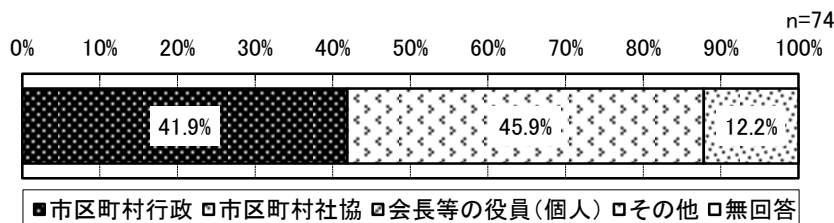
市区町村民児協の事務局をみると、「市区町村社協」(45.9%)、「市区町村行政」(41.9%)が同程度で、行政が主となる市区町村と比べて異なる傾向にある。

町会・自治会加入率をみると、「50～60%未満」(24.3%)が最も多く、「70～80%未満」(23.0%)、「60～70%未満」(21.6%)が続いており、市区町村に比べて低い。

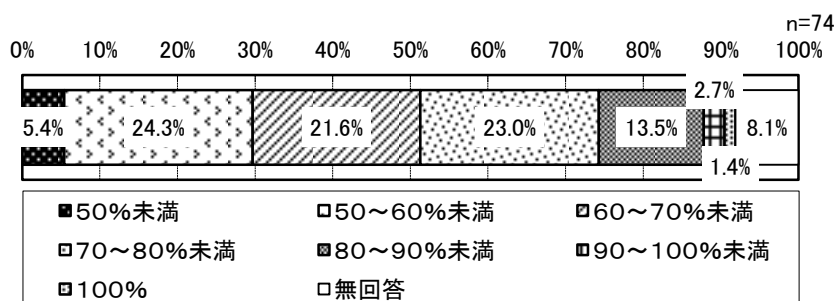
図表 37 回答部署が所管している施策



図表 38 市区町村民児協の事務局



図表 39 町会・自治会加入率



1-3-2 民生委員委嘱の現状

(1) 民生委員の直近3回の一斉改選時の委嘱状況

民生委員の直近3回の一斉改選時の委嘱状況を見ると、区域担当の民生委員の充足率は平成25年96.8%、平成28年96.1%、令和元年94.9%とほぼ横ばいで、市区町村に比べて低い。

図表 40 民生委員の直近3回の一斉改選時の委嘱状況

	平成25年12月			平成28年12月			令和元年12月		
	定数	委嘱数	充足率	定数	委嘱数	充足率	定数	委嘱数	充足率
区域担当	835.96	808.83	96.8%	845.78	813.06	96.1%	852.70	809.25	94.9%
主任児童委員	93.42	90.12	96.5%	94.13	90.88	96.5%	94.49	90.14	95.4%
合計	929.38	898.94	96.7%	939.91	903.94	96.2%	947.19	899.39	95.0%
N	69								

(2) 令和元年度の一斉改選で委嘱した民生委員の基本属性

民生委員（区域担当）の性別委嘱者数を見ると、「女性」（63.6%）が「男性」（36.4%）に比べて多い。

民生委員（区域担当）の新任・再任別委嘱者数を見ると、「再任」（74.7%）が「新任」（25.3%）に比べて多く、その傾向は市区町村に比べて顕著である。

民生委員（区域担当）の年齢別委嘱者数を見ると、「70～74歳」（32.1%）が最も多く、「65～69歳」（31.7%）、「60～64歳」（16.6%）が続いており、市区町村に比べて若干年齢が高い。

民生委員（区域担当）の就労状況別委嘱者数を見ると、「就労なし」（58.9%）が「就労なし」（41.1%）に比べて多い。

図表 41 民生委員の性別、新任・再任別委嘱者数（令和元年度の一斉改選時）

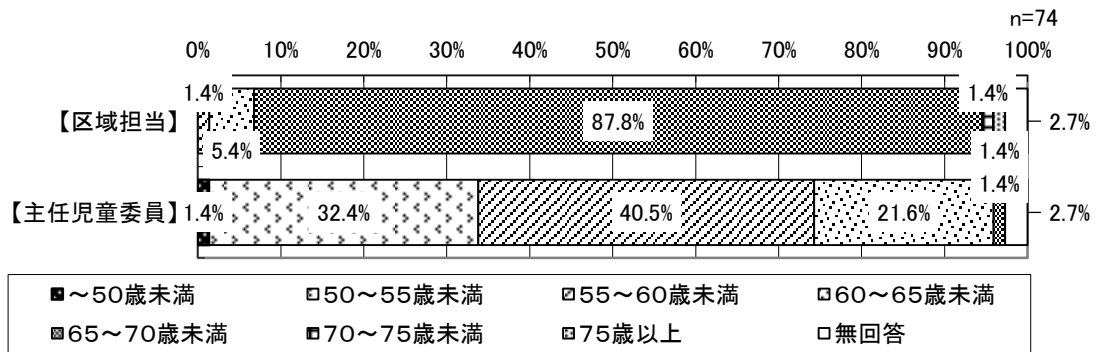
	定数	委嘱数	充足率	性別		新任・再任	
				男性	女性	新任	再任
区域担当	852.70	809.25	94.9%	293.77	513.17	202.00	596.08
		100.0%		36.4%	63.6%	25.3%	74.7%
主任児童委員	94.49	90.14	95.4%	11.41	79.59	21.27	65.97
		100.0%		12.5%	87.5%	24.4%	75.6%
合計	947.19	899.39	95.0%	305.20	592.74	223.28	662.03
		100.0%		34.0%	66.0%	25.2%	74.8%
N	69			66		64	

図表 42 民生委員の年齢別委嘱者数（令和元年度の一斉改選時）

	～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上	合計
区域担当	25.07	34.70	65.45	138.49	264.09	267.53	38.51	833.84
	3.0%	4.2%	7.8%	16.6%	31.7%	32.1%	4.6%	100.0%
主任児童委員	20.16	19.85	22.96	18.57	7.72	3.59	0.43	93.28
	21.6%	21.3%	24.6%	19.9%	8.3%	3.8%	0.5%	100.0%
合計	45.23	54.55	88.41	157.06	271.81	271.12	38.94	927.12
	4.9%	5.9%	9.5%	16.9%	29.3%	29.2%	4.2%	100.0%
N	74							

※上位項目に網掛け

図表 43 民生委員の平均年齢分布（令和元年度の一斉改選時）



図表 44 民生委員の就労状況別委嘱者数（令和元年度の一斉改選時）

	就労あり	就労なし	合計
区域担当	347.15	497.49	844.64
	41.1%	58.9%	100.0%
主任児童委員	54.47	39.93	94.40
	57.7%	42.3%	100.0%
合計	401.62	537.42	939.04
	42.8%	57.2%	100.0%
N	73		

(3)令和元年度の民生委員の一斉改選時の選任プロセス

1)民生委員の選任要件

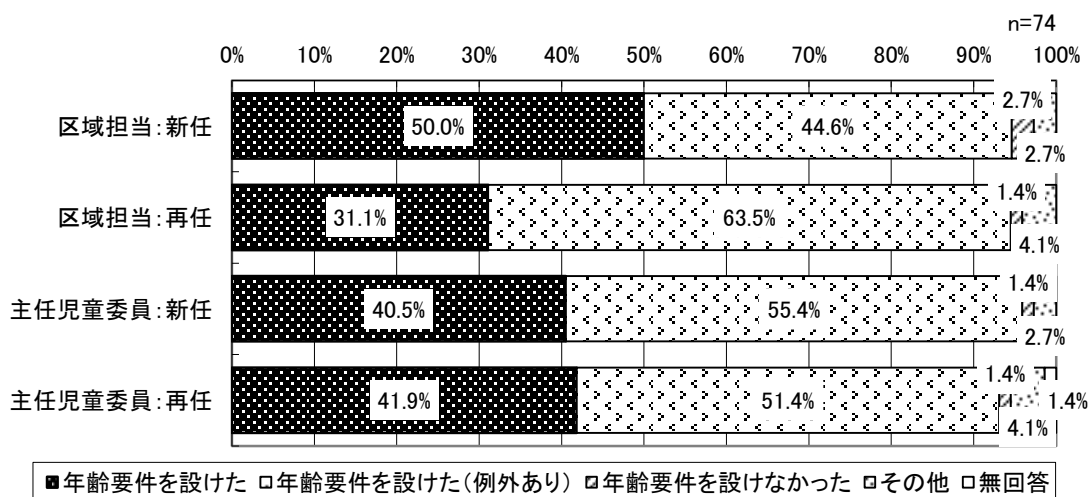
民生委員（区域担当）の候補者推薦の年齢要件の有無をみると、新任では「年齢要件を設けた」（50%）、「年齢要件を設けた（例外あり）」（44.6%）が多い一方、再任では「年齢要件を設けた（例外あり）」（63.5%）が最も多く、「年齢要件を設けた」（31.1%）が続いている。

民生委員（区域担当）の候補者推薦で年齢要件を設けている場合の上限年齢をみると、新任では、「75歳以上」（81.1%）が最も多く、「70～74歳」（13.5%）、「65～69歳」（5.4%）が続いている。一方、再任では、「75歳以上」が100%となっており、新任に比べて上限年齢が高い傾向がうかがえる。

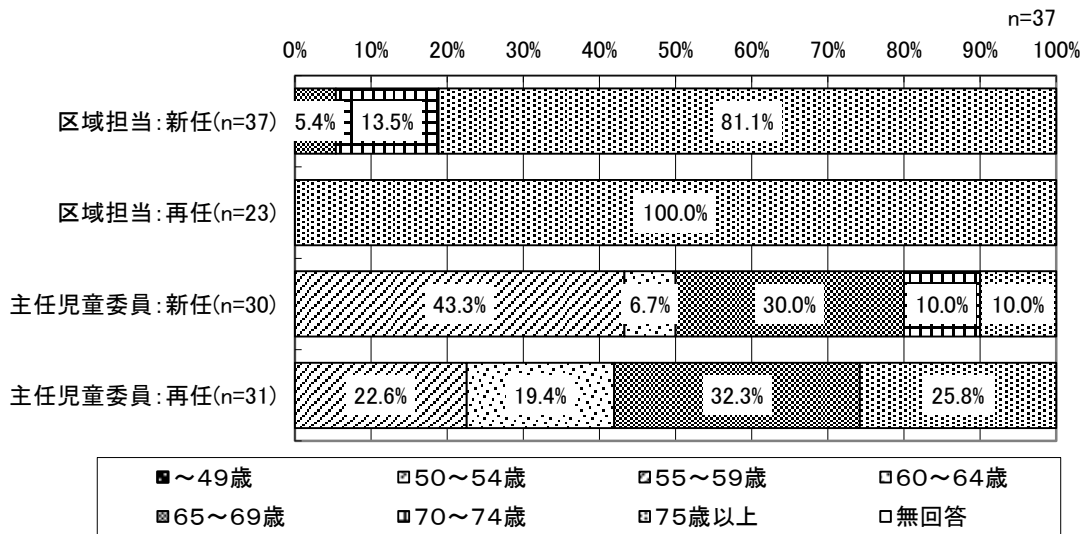
民生委員候補者推薦の居住期間要件の有無をみると、「居住期間要件を設けなかった」（64.9%）が最も多く、「その他」（18.9%）、「居住期間要件を設けた」（16.2%）が続いている。

民生委員候補者推薦の居住期間要件の有無をみると、「居住期間要件を設けなかった」（64.9%）が最も多いが、市区町村に比べるとその割合は低い。

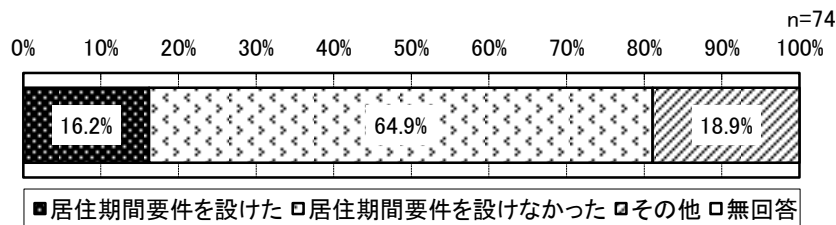
図表 45 民生委員候補者推薦の年齢要件の有無



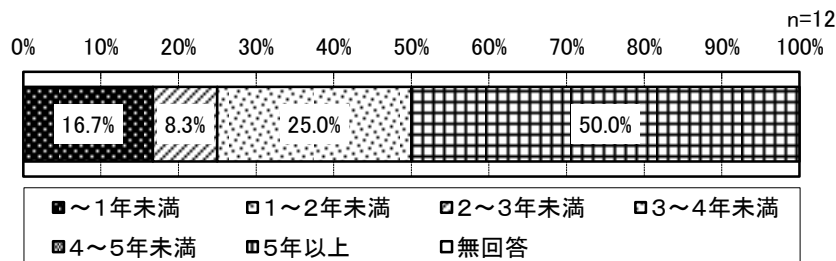
図表 46 民生委員候補者推薦の年齢上限（要件を設けている場合）



図表 47 民生委員候補者推薦の居住期間要件の有無



図表 48 民生委員候補者推薦の居住期間下限（要件を設けている場合）



2) 民生委員の推薦組織

民生委員候補者の推薦母体をみると、複数回答では、「町会・自治会」（75.7%）が最も多く、「民生委員・児童委員（民児協、委員 OB を含む）」（50.0%）、「その他」（31.1%）が続いている。主なもの3つまでみても、この傾向は同様で、市区町村と比べると「行政機関・関係部署」の割合が低い。

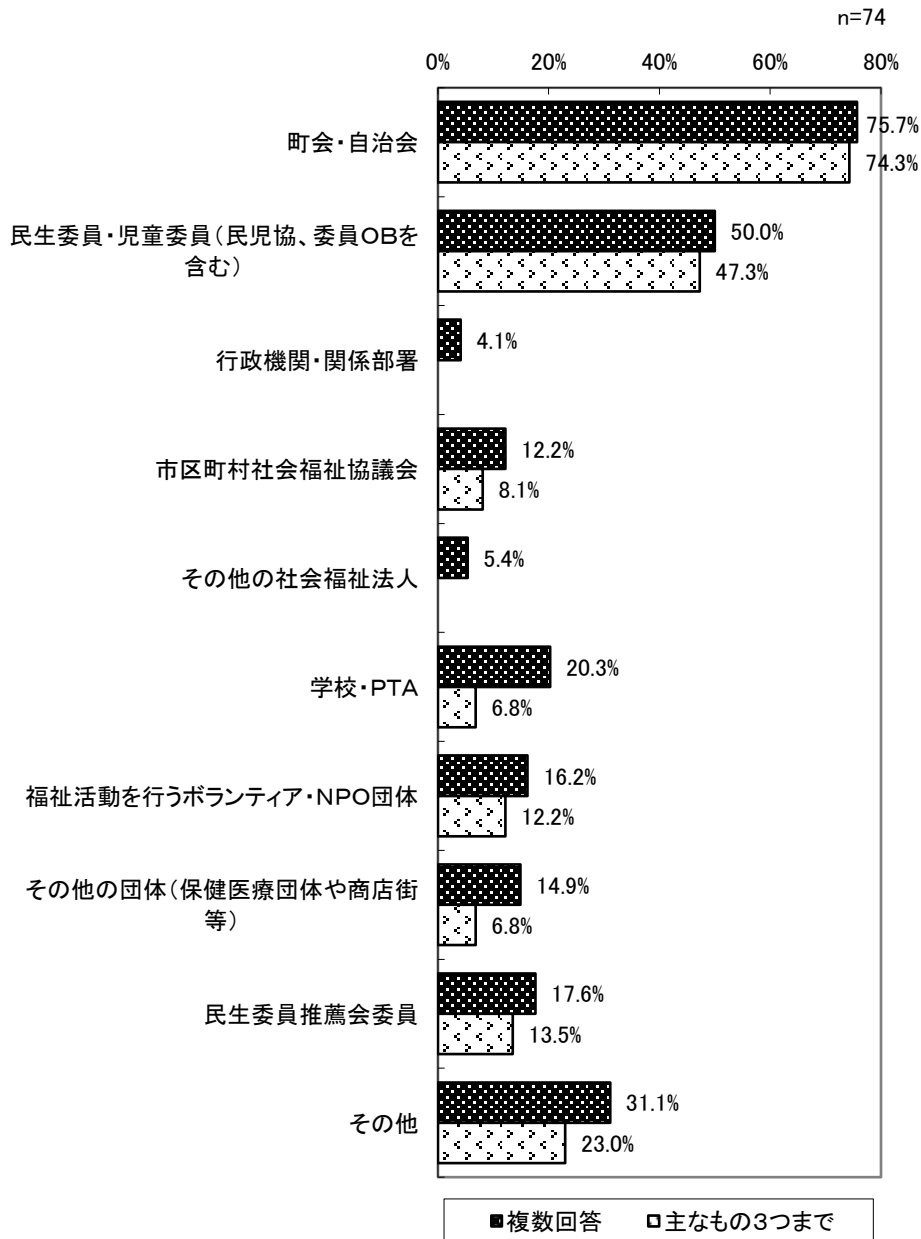
民生委員推薦準備会の設置有無をみると、「設置した」（56.8%）となっており、市区町村に比べて規模が大きいため準備会の必要性が高いことがうかがえる。準備会の開催実績をみると、令和元年12月の改正に向けて平成31年4月から令和元年12月に平均59.05回開催されている。

民生委員推薦会の開催実績をみると、令和元年12月の一斉改選に向けて平成31年4月

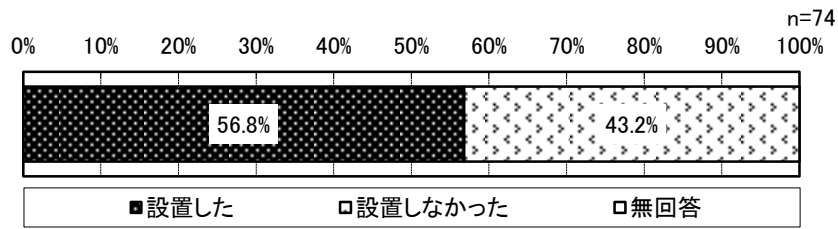
から令和元年12月に平均2.92回開催されている。

地方社会福祉審議会民生委員審査分科会の開催実績をみると、令和元年12月の一斉改選に向けて平成31年4月から令和元年12月に平均1.89回開催されている。

図表 49 民生委員候補者の推薦母体



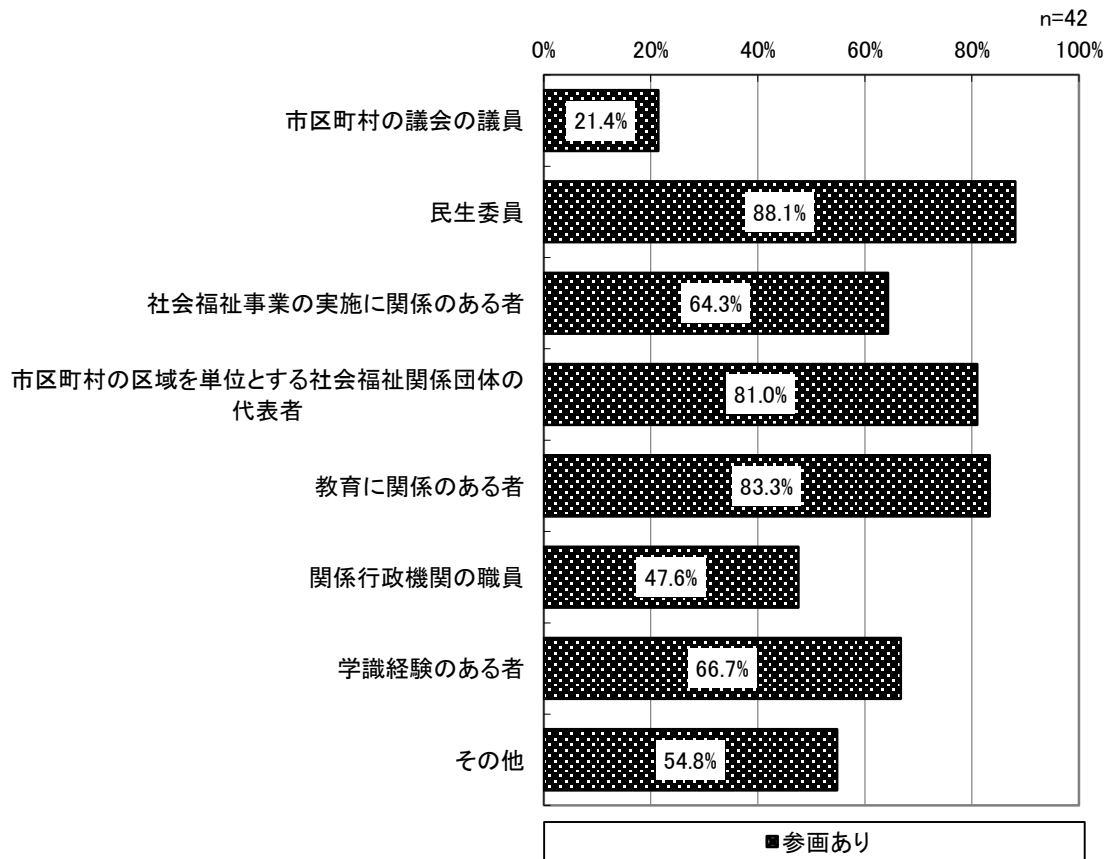
図表 50 民生委員推薦準備会の設置有無



図表 51 民生委員推薦準備会の会議体数の平均（設置ありの場合）

	平均	最大値	最小値	平均の分母	実数合計	標準偏差
合計	68.1	335	0	42	2860	67.95

図表 52 民生委員推薦準備会準備会の委員構成（設置ありの場合）



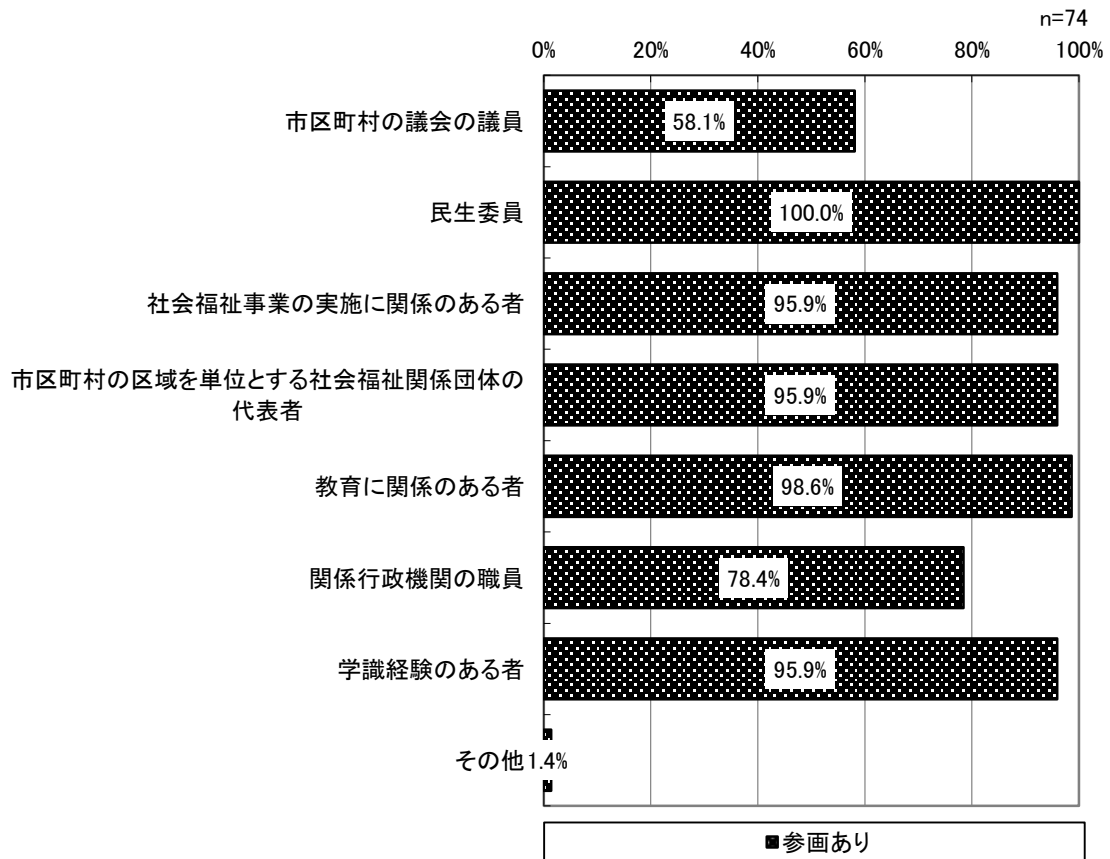
図表 53 民生委員推薦準備会準備会の委員数の平均（設置ありの場合）

	平均	最大値	最小値	平均の分母	実数合計	標準偏差
市区町村の議会の議員	4.83	42	0	42	203	11.45
民生委員	66.14	636	0	42	2778	112.68
社会福祉事業の実施に関係のある者	31.1	302	0	42	1306	64.78
市区町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者	142.26	2379	0	42	5975	374.86
教育に関係のある者	56.24	311	0	42	2362	82.3
関係行政機関の職員	17.86	179	0	42	750	36.94
学識経験のある者	25.64	222	0	42	1077	44.87
その他	128.67	1470	0	42	5404	294.5

図表 54 民生委員推薦準備会の開催実績（設置ありの場合）

	平均	最大値	最小値	平均の分母	実数合計	標準偏差
平成29年1月～平成30年3月	19.73	131	0	37	730	24.65
平成30年4月～平成31年3月	14.14	78	0	37	523	14.74
平成31年4月～令和元年12月	59.05	410	0	37	2185	70.89

図表 55 民生委員推薦会の委員構成



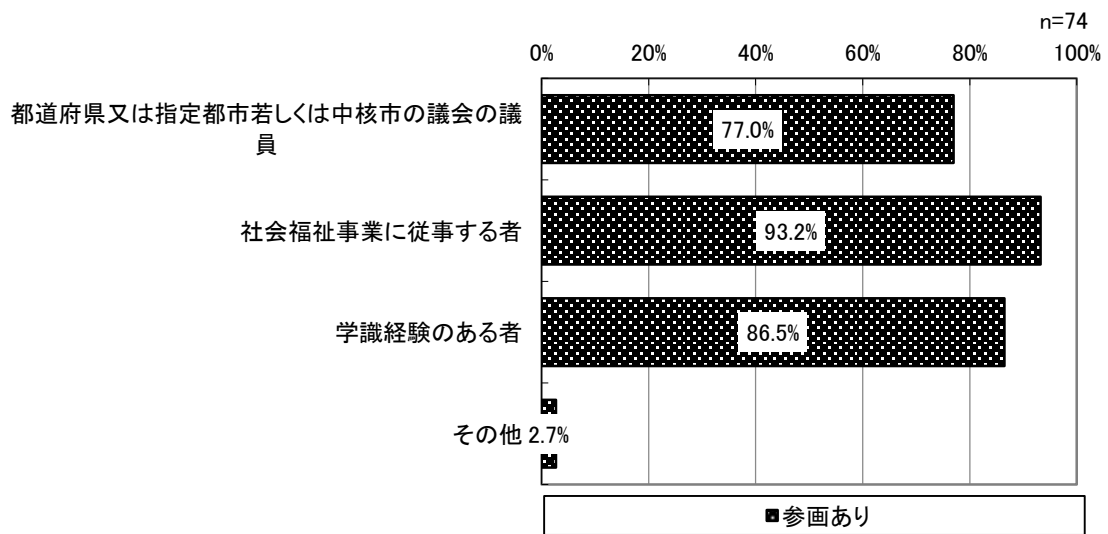
図表 56 民生委員推薦会の委員数の平均

	平均	最大値	最小値	平均の分母	実数合計	標準偏差
市区町村の議会の議員	1.05	2	0	74	78	0.94
民生委員	1.92	4	1	74	142	0.65
社会福祉事業の実施に関係のある者	1.95	4	0	74	144	0.79
市区町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者	1.92	6	0	74	142	0.82
教育に関係のある者	1.8	3	0	74	133	0.46
関係行政機関の職員	1.42	3	0	74	105	0.85
学識経験のある者	1.78	5	0	74	132	0.72
その他	0.01	1	0	74	1	0.12

図表 57 民生委員推薦会の開催実績

	平均	最大値	最小値	平均の分母	実数合計	標準偏差
平成29年1月～平成30年3月	3.75	13	0	73	274	3.45
平成30年4月～平成31年3月	3.64	10	0	73	266	2.46
平成31年4月～令和元年12月	2.92	8	0	73	213	1.99

図表 58 地方社会福祉審議会民生委員審査分科会の委員構成



図表 59 地方社会福祉審議会民生委員審査分科会の委員数の平均

	平均	最大値	最小値	平均の分母	実数合計	標準偏差
都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員	0.99	4	0	74	73	0.78
社会福祉事業に従事する者	3.15	10	0	74	233	1.96
学識経験のある者	2.12	7	0	74	157	1.59
その他	0.07	3	0	74	5	0.41

図表 60 地方社会福祉審議会民生委員審査分科会の開催実績

	平均	最大値	最小値	平均の分母	実数合計	標準偏差
平成29年1月～平成30年3月	1.15	11	0	74	85	2.53
平成30年4月～平成31年3月	1.23	9	0	74	91	2.18
平成31年4月～令和元年12月	1.89	8	0	74	140	1.48

3)一斉改選スケジュール

令和元年度の一斉改選スケジュールをみると、一斉改選が実施される年の3月から区への推薦依頼文書の発出、4月から推薦母体への候補者推薦の依頼が始まり、6～8月に候補者推薦、民生委員推薦準備会を開催して候補者を絞り込み、8～10月に民生委員推薦会の開催、地方社会福祉審議会民生委員審査分科会への諮問・答申を経て、11月に地方厚生（支）局長に推薦名簿を提出する割合が高い。

このスケジュールを前提に、一斉改選時期の妥当性をみると、「一斉改選時期は現行の12月で妥当である」（68.9%）が最も多く、「分からない」（17.6%）、「その他」（5.4%）が続いている。

改選時期を選んだ理由をみると、現行の12月が妥当とした市では、「市区町村担当者の人事異動、引継ぎ負担」（76.5%）が最も多く、「市区町村の業務全般の繁忙期とのかねあい」（60.8%）、「改選前の候補者の推薦にかかる時間、作業負担」（41.2%）が続いている。

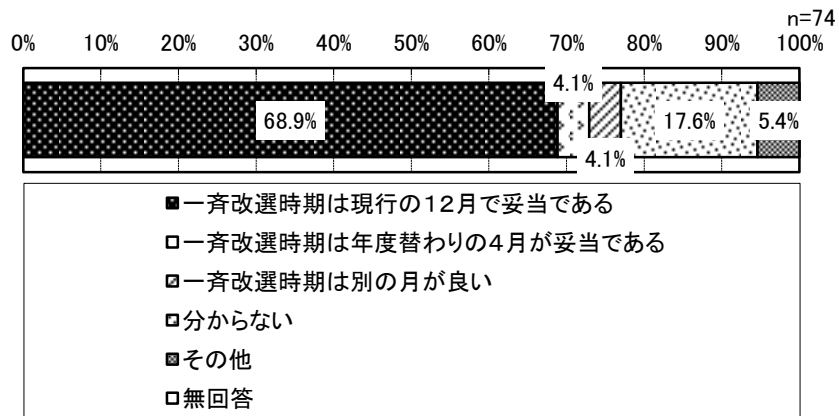
一方、分からないとした市では、「何月でも負担感是不変わる」（53.8%）が最も多く、「候補者推薦に関わる町会・自治会の役員等の交代、引継ぎ負担」（38.5%）、候補者推薦に関わるその他の関係機関の人事異動・団体役員等の交代、引継ぎ負担」（30.8%）が続いている。

図表 61 令和元年度の一斉改選スケジュール（複数回答可）

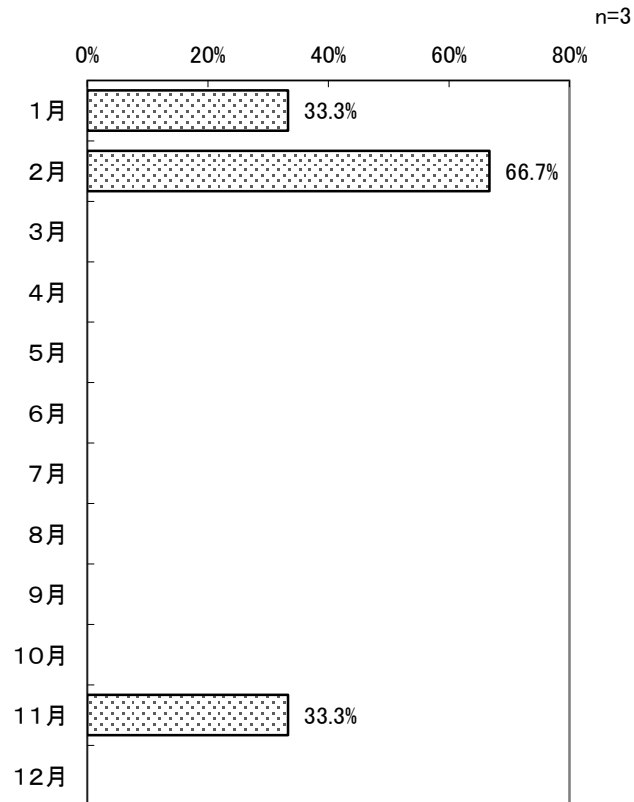
	件数	2018年以前	2019年												2020年以降	無回答				
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			月不明			
市本庁から区への推薦依頼文書の発出	74	1	1	1	3	3	6	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	74.3%
市・区から推薦母体への候補者推薦の依頼	74	2	1	8	8	11	16	18	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4	5.4%
推薦母体からの候補者推薦のメー	74	0	0	0	2	4	9	23	26	9	0	0	0	0	0	0	0	0	6	8.1%
民生委員推薦準備会の開催	42	0	0	0	1	2	11	24	19	10	1	0	0	0	0	0	0	0	3	7.1%
民生委員推薦会の開催	74	0	0	0	2	1	1	3	25	38	17	6	0	0	0	0	0	0	2	2.7%
地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会への諮問	74	0	0	0	0	0	0	1	2	10	41	20	7	0	0	0	0	1	6.1%	
地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会からの答申	74	0	0	0	0	0	0	0	2	9	41	18	8	0	0	0	0	1	7	9.5%
地方厚生（支）局長への推薦名簿の提出	74	0	0	0	0	0	0	0	0	1	38	21	14	0	0	0	0	0	7	9.5%

※上位項目に網掛け

図表 62 一斉改選時期の妥当性



図表 63 一斉改選時期として望ましい月（別の月が良いと回答した場合）



図表 64 改選時期を選んだ理由；一斉改選時期の妥当性別

件数	市区町村の業務全般の繁忙期との	市区町村担当者の人事異動、引継	候補者推薦の交代、引継ぎ負担	候補者推薦に異なる団体役員等の関係	機関、引継ぎ負担	候補者推薦に異なる関係	改選前の候補者の推薦にかかる時	改選後の新任を中心とした民生委	何月でも負担感は変わらない	その他	無回答
全体	40 54.1%	46 62.2%	27 36.5%	14 18.9%	25 33.8%	13 17.6%	11 14.9%	1 1.4%	1 1.4%		
一斉改選時期は現行の12月で妥当である	31 60.8%	39 76.5%	16 31.4%	8 15.7%	21 41.2%	11 21.6%	4 7.8%				
一斉改選時期は年度替わりの4月が妥当である	1 33.3%	1 33.3%	3 100.0%	1 33.3%	1 33.3%						
一斉改選時期は別の月が良い	1 33.3%		2 66.7%	1 33.3%							
分からない	3 23.1%	3 23.1%	5 38.5%	4 30.8%	2 15.4%		7 53.8%				1 7.7%
その他	4 100.0%	3 75.0%	1 25.0%		1 25.0%	2 50.0%				1 25.0%	
無回答	-										

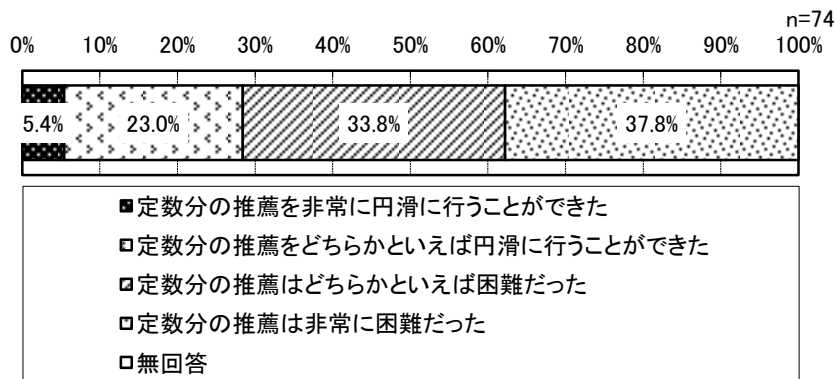
※上位項目に網掛け

1-3-3 民生委員の担い手確保に関する課題

(1)令和元年度の一斉改選にかかる候補者推薦の状況

民生委員候補者推薦の状況（令和元年度の一斉改選時）をみると、「定数分の推薦は非常に困難だった」（37.8%）が最も多く、「定数分の推薦はどちらかといえば困難だった」（33.8%）とあわせて7割の市区町村が候補者推薦に困難を感じている。

図表 65 民生委員候補者推薦の状況（令和元年度の一斉改選時）



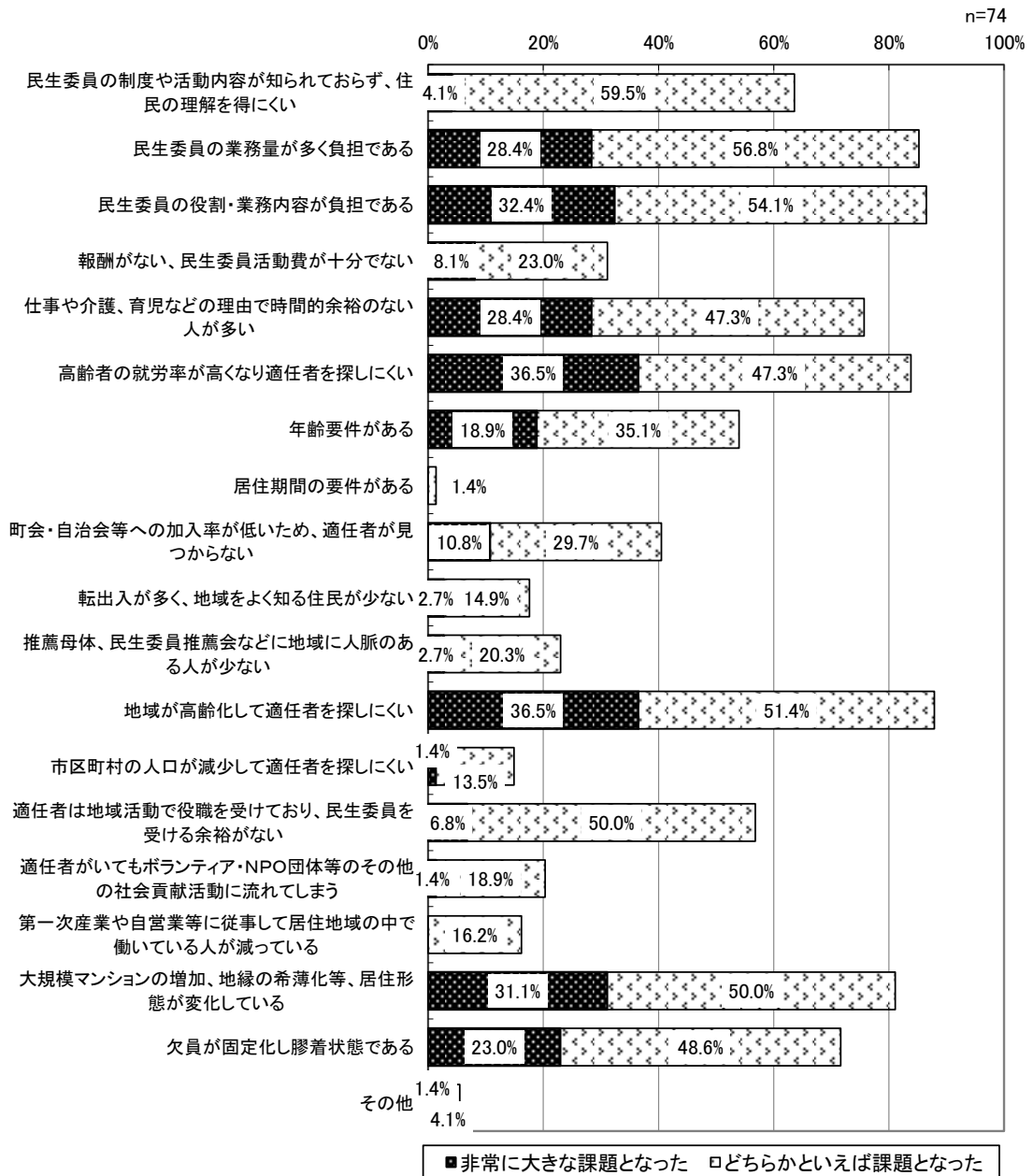
(2)令和元年度の一斉改選にかかる候補者推薦の課題

民生委員候補者推薦の課題について、「非常に大きな課題となった」「どちらかといえば課題になった」をあわせた割合でみると、主に以下のような論点が抽出された。

これは、市区町村とほぼ同様の傾向であるが、人口減少が課題の上位にあがらない一方で、居住形態の変化や欠員の固定化が上位にあがっており、政令指定都市・中核市といった都市部固有の課題がうかがえる。

- 民生委員の認知度：民生委員の制度や活動内容が知られておらず、住民の理解を得にくい（63.6%）
- 民生委員業務の負担感：民生委員の業務量が多く負担である（85.2%）、民生委員の役割・業務内容が負担である（86.5%）
- 担い手候補の活動時間確保：仕事や介護、育児などの理由で時間的余裕のない人が多い（75.7%）、高齢者の就労率が高くなり適任者を探しにくい（83.8%）、適任者は地域活動で役職を受けており、民生委員を受ける余裕がない（56.8%）
- 地域の高齢化の進展：地域が高齢化して適任者を探しにくい（87.9%）
- 居住形態の変化：大規模マンションの増加、地縁の希薄化等、居住形態が変化している（81.1%）
- 欠員が固定化し膠着状態である（71.6%）
- 年齢要件がある（54%）

図表 66 民生委員候補者推薦において課題となった項目（令和元年度の一斉改選時）



図表 67 民生委員候補者推薦の課題（令和元年度の一斉改選時）

	件数	な 非 つ 常 た に 大 き き な 課 題 と	ど ち ら ち ら ち な ち ら ち な ち か ち か ち か ち と っ と っ と っ い っ え っ ば っ 課 っ	ど ち ら ち ら ち と ち も ち い ち え ち え ち な ち い ち	ど ち ら ち ら ち な ち ら ち な ち か ち か ち と っ と っ と っ い っ え っ ば っ 課 っ	な 全 い く 課 題 に な っ て い	無 回 答
民生委員の制度や活動内容が知られておらず、住民の理解を得にくい	74	3 4.1%	44 59.5%	20 27.0%	7 9.5%		
民生委員の業務量が多く負担である	74	21 28.4%	42 56.8%	8 10.8%	3 4.1%		
民生委員の役割・業務内容が負担である	74	24 32.4%	40 54.1%	7 9.5%	2 2.7%	1 1.4%	
報酬がない、民生委員活動費が十分でない	74	6 8.1%	17 23.0%	28 37.8%	17 23.0%	6 8.1%	
仕事や介護、育児などの理由で時間的余裕のない人が多い	74	21 28.4%	35 47.3%	13 17.6%	4 5.4%	1 1.4%	
高齢者の就労率が高くなり適任者を探しにくい	74	27 36.5%	35 47.3%	7 9.5%	3 4.1%	2 2.7%	
年齢要件がある	74	14 18.9%	26 35.1%	17 23.0%	14 18.9%	3 4.1%	
居住期間の要件がある	74		1 1.4%	10 13.5%	14 18.9%	49 66.2%	
町会・自治会等への加入率が低いため、適任者が見つからない	74	8 10.8%	22 29.7%	24 32.4%	14 18.9%	6 8.1%	
転出入が多く、地域をよく知る住民が少ない	74	2 2.7%	11 14.9%	32 43.2%	18 24.3%	11 14.9%	
推薦母体、民生委員推薦会などに地域に人脈のある人が少ない	74	2 2.7%	15 20.3%	19 25.7%	30 40.5%	8 10.8%	
地域が高齢化して適任者を探しにくい	74	27 36.5%	38 51.4%	6 8.1%	3 4.1%		
市区町村の人口が減少して適任者を探しにくい	74	1 1.4%	10 13.5%	29 39.2%	19 25.7%	15 20.3%	
適任者は地域活動で役職を受けており、民生委員を受け取る余裕がない	74	5 6.8%	37 50.0%	23 31.1%	8 10.8%	1 1.4%	
適任者がいてもボランティア・NPO団体等のその他の社会貢献活動に流れてしまう	74	1 1.4%	14 18.9%	39 52.7%	14 18.9%	6 8.1%	
第一次産業や自営業等に従事して居住地の中で働いている人が減っている	74		12 16.2%	38 51.4%	14 18.9%	10 13.5%	
大規模マンションの増加、地縁の希薄化等、居住形態が変化している	74	23 31.1%	37 50.0%	6 8.1%	8 10.8%		
欠員が固定化し膠着状態である	74	17 23.0%	36 48.6%	15 20.3%	5 6.8%	1 1.4%	
その他	74	1 1.4%	3 4.1%	1 1.4%		2 2.7%	67 90.5%

1-3-4 民生委員の担い手確保に関する取り組み

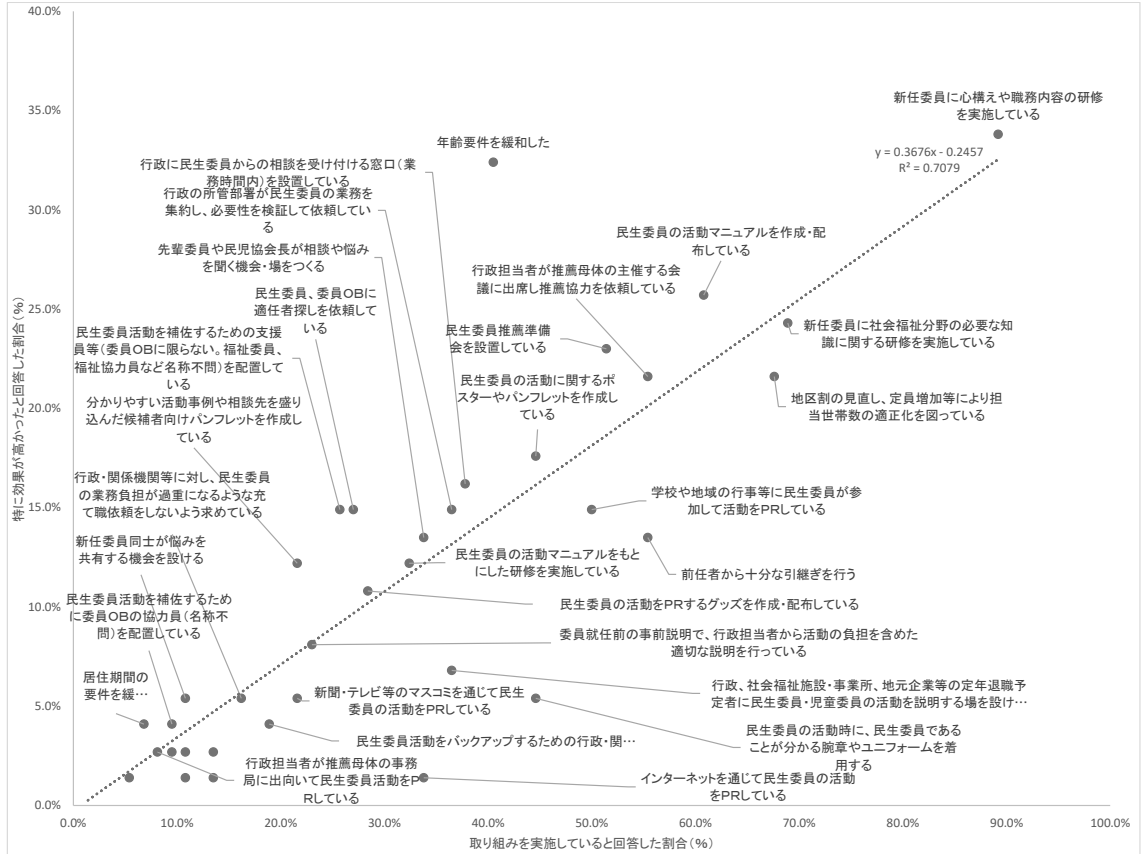
民生委員の担い手確保の取り組みについて、実施していると回答した割合と効果が高かったと回答した割合の関係をみると、主に以下のような取り組みに効果があることがうかがえる。

市区町村と比べると、マニュアル作成、ポスターやパンフレットの作成、相談窓口の設置、支援員・協力員の配置といった組織的・体系的な取り組みの効果が実感されやすい傾向がある。一方で、市区町村で抽出された「民生委員に業務依頼している庁内関係部署に適任者探しを依頼」「委員就任前の事前説明で行政担当者から活動の負担を含めた適切な説明を実施」といった、行政が直接人選に関与する項目や、「新任委員が相談しやすいよう民生委員同士の班・チームをつくって活動」「民生委員活動をバックアップするための行政・関係機関等のネットワークを構築」「新任委員には一定期間は先輩委員がマンツーマンについて活動」といった現役民生委員同士でサポートする項目は、規模が大きいいためか、効果を実感しにくい傾向がある。

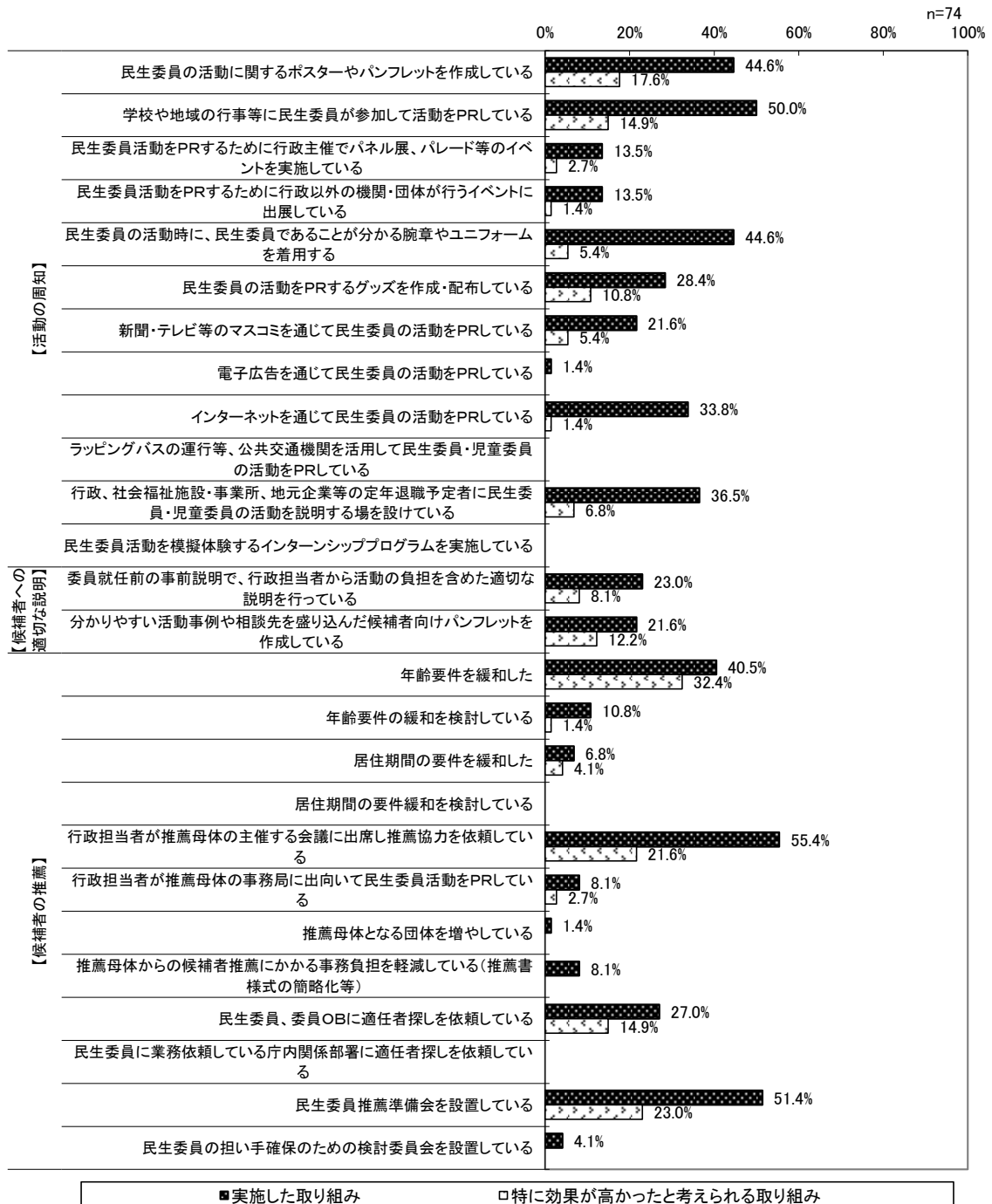
- 民生委員業務を十分理解した者への推薦依頼：民生委員・委員 OB に適任者探しを依頼、
- 行政からのきめ細かな協力依頼・業務説明：行政担当者が推薦母体の主催する会議に出席し推薦協力を依頼、
- 新任委員の活動フォロー体制の整備：新任委員に心構えや職務内容の研修を実施、民生委員の活動マニュアルを作成・配布、行政に民生委員からの相談を受け付ける窓口（勤務時間内）を設置、行政の所管部署が民生委員の業務を集約し必要性を検証して依頼、民生委員活動を補佐するための支援員等・民生委員 OB の協力員を配置
- 新任委員の相談体制の確保：先輩委員や民児協会長が相談や悩みを聞く機会・場を設置、新任委員同士が悩みを共有する機会を設置
- 年齢要件の緩和、居住要件の緩和、民生委員推薦準備会の設置
- 民生委員の活動に関するポスターやパンフレットの作成、分かりやすい活動事例や相談先を盛り込んだ候補者向けパンフレットの作成

※下線部は市区町村では抽出されなかった項目

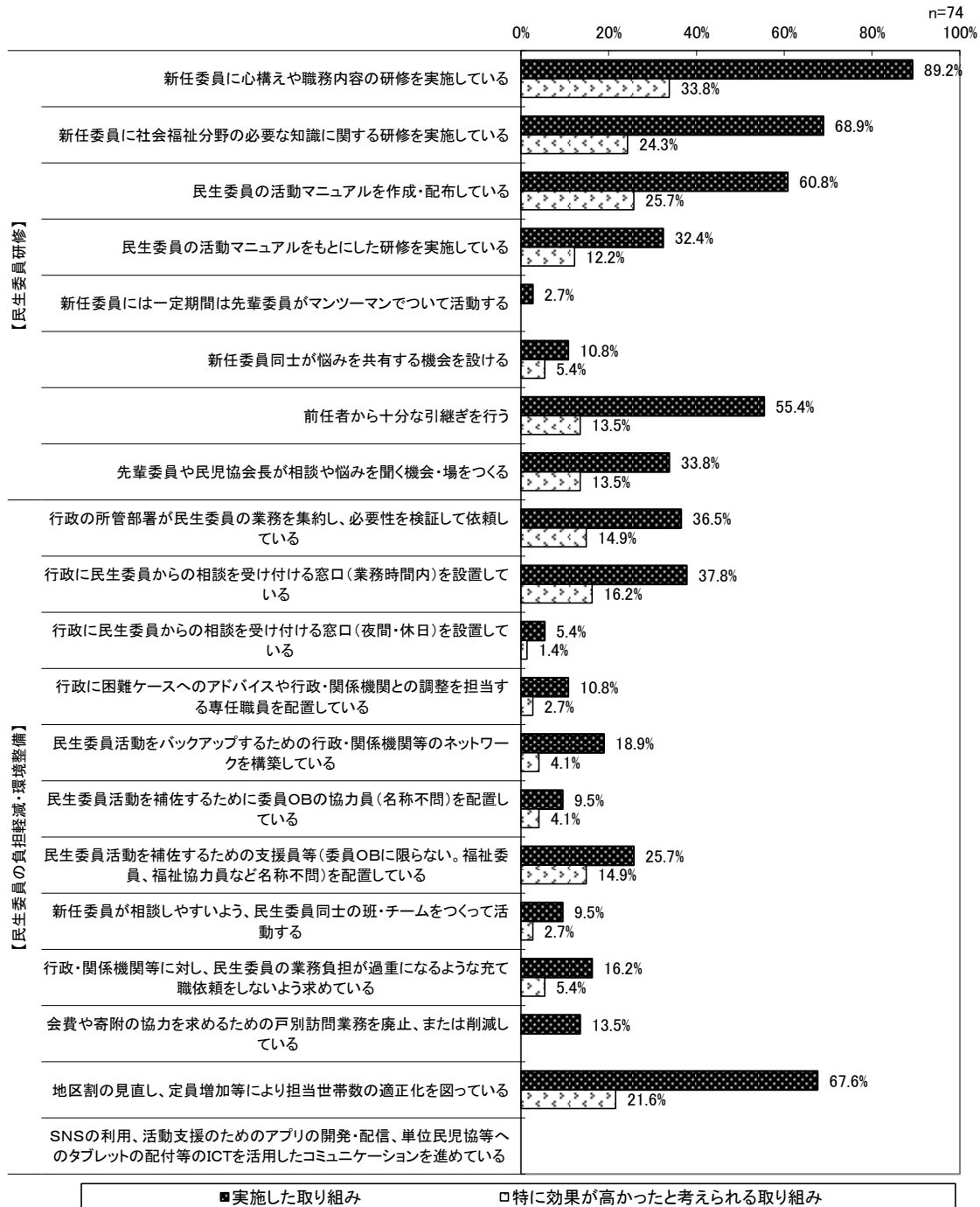
図表 68 民生委員の担い手確保の取り組み実施と効果



図表 69 民生委員の担い手確保の取り組み実施状況①



図表 70 民生委員の担い手確保の取り組み実施状況②



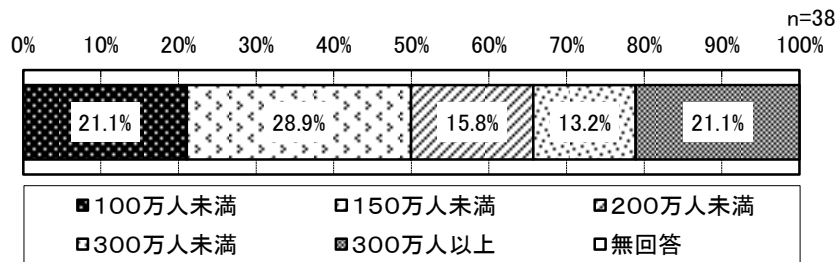
1-4 都道府県アンケートの集計結果

1-4-1 基本情報

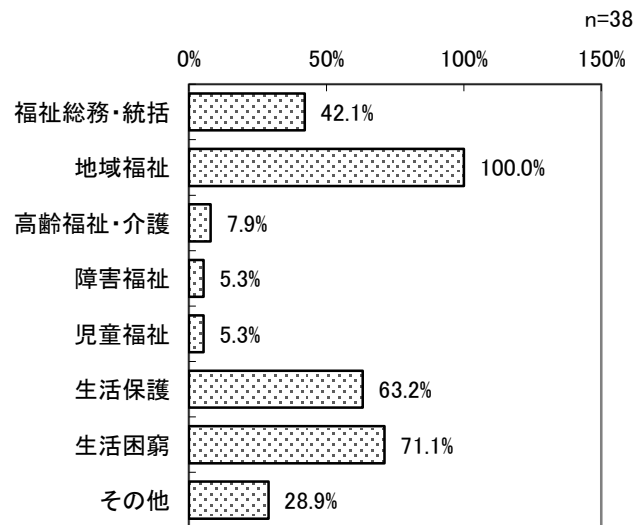
都道府県数を人口規模別にみると、「150 万人未満」（28.9%）、「100 万人未満」（21.1%）、「300 万人以上」（21.1%）が続いている。

回答部署が所管している施策をみると、「地域福祉」（100.0%）が最も多く、「生活困窮」（71.1%）、「生活保護」（63.2%）が続いている。

図表 71 都道府県数；人口²規模別



図表 72 回答部署が所管している施策



1-4-2 民生委員委嘱の現状

(1)令和元年度の民生委員の一斉改選時の選任プロセス

1)民生委員の選任要件

市区町村等に示す民生委員選任基準における年齢要件の有無をみると、区域担当の新任では「年齢要件を設けた（例外あり）」（50.0%）が最も多く、「年齢要件を設けた」（39.5%）、「年

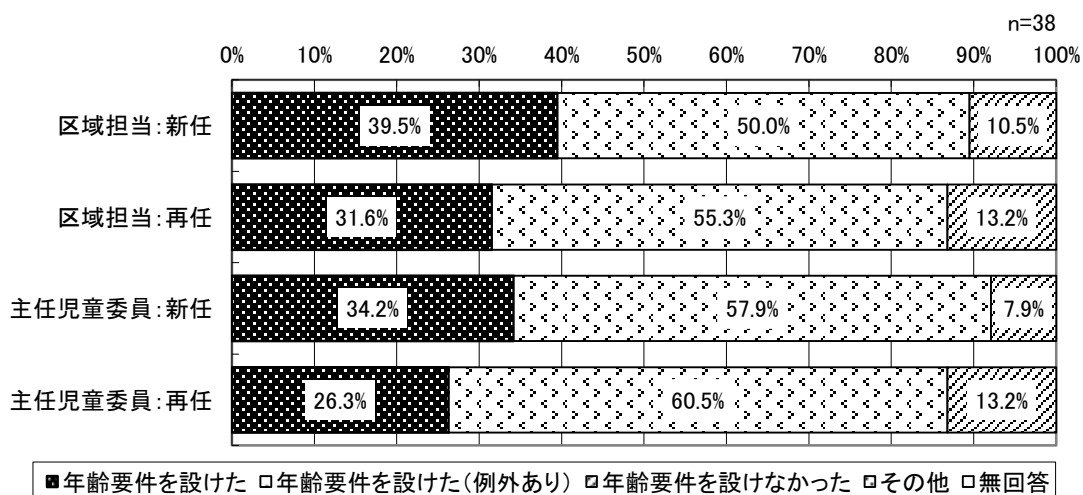
² 人口は、総務省「令和2年1月1日住民基本台帳人口（総数）」による。

年齢要件を設けなかった」(10.5%)が続いている。区域担当の再任でも同様の傾向で、「年齢要件を設けた(例外あり)」(55.3%)が最も多く、「年齢要件を設けた」(31.6%)、「年齢要件を設けなかった」(13.2%)が続いている。

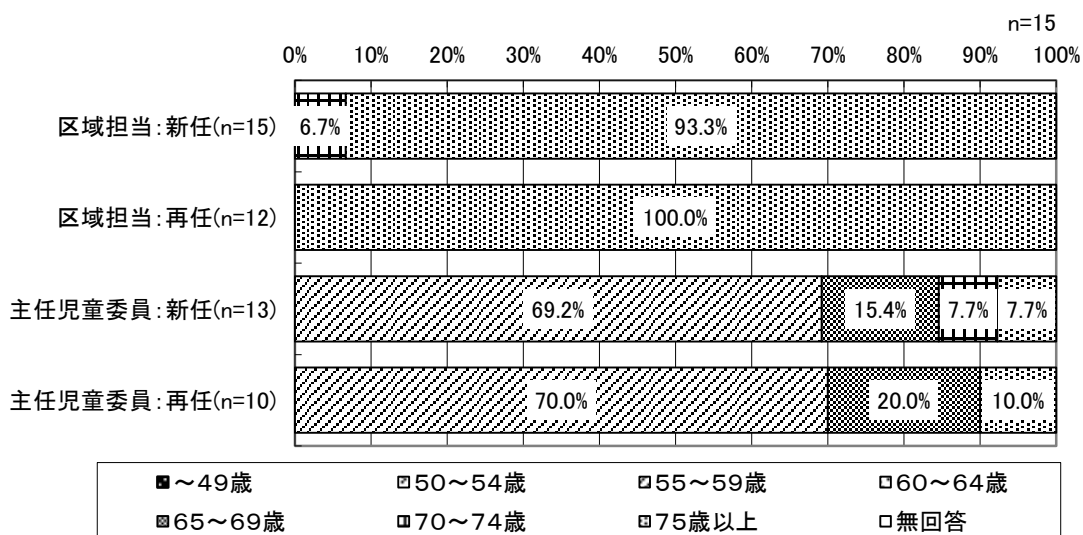
年齢要件を設けている場合の上限年齢をみると、区域担当の新任では、「75歳以上」(93.3%)が圧倒的に多く、区域担当の再任では、「75歳以上」が100.0%でその傾向はさらに強い。

民生委員候補者推薦の居住期間要件の有無をみると、「居住期間要件を設けなかった」(73.7%)が圧倒的に多い。

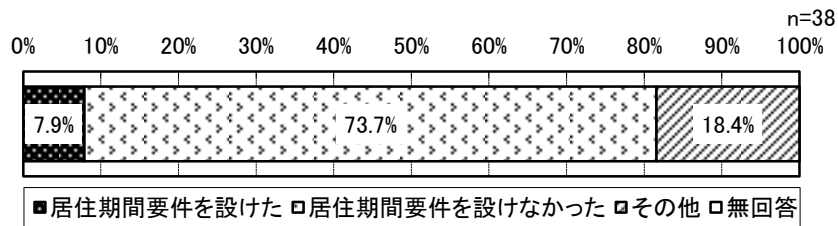
図表 73 市区町村等に示す民生委員選任基準における年齢要件の有無



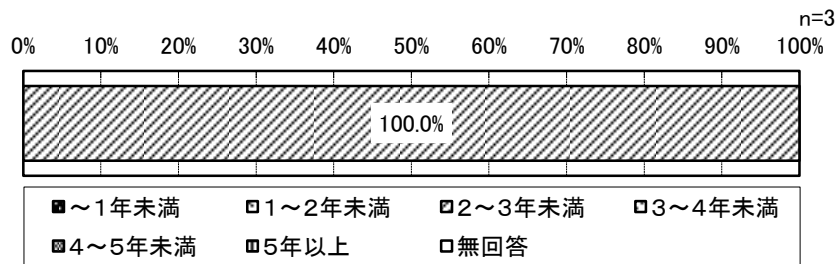
図表 74 市区町村等に示す民生委員選任基準における年齢上限
(要件を設けている場合)



図表 75 市区町村等に示す民生委員選任基準における居住期間要件の有無



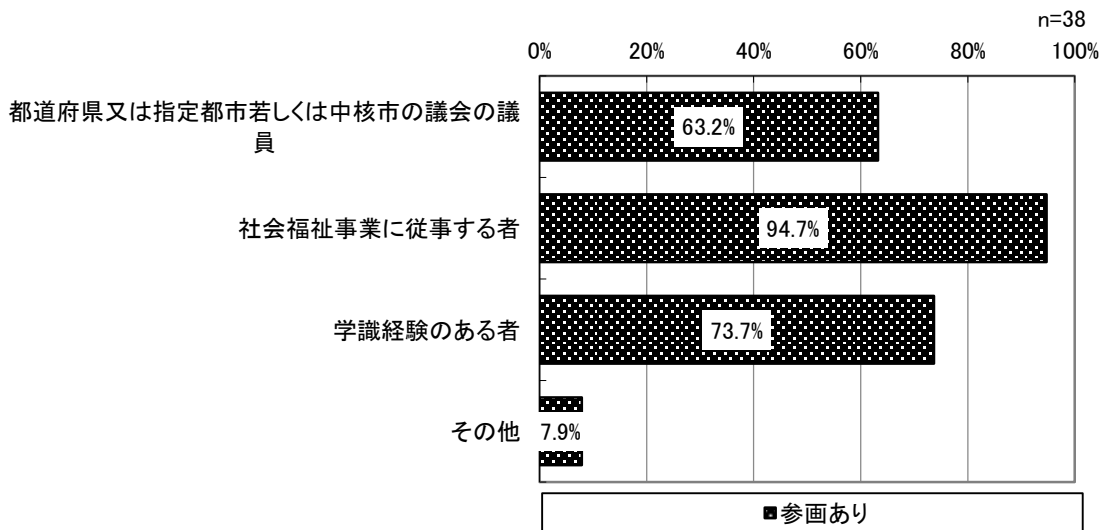
図表 76 市区町村等に示す民生委員選任基準における居住期間下限 (要件を設けている場合)



2)地方社会福祉審議会民生委員審査分科会について

地方社会福祉審議会民生委員審査分科会の開催実績をみると、令和元年12月の一斉改選に向けて平成31年4月から令和元年12月に平均1.39回開催されている。

図表 77 地方社会福祉審議会民生委員審査分科会の委員構成



図表 78 地方社会福祉審議会民生委員審査分科会の委員数の平均

	平均	最大値	最小値	平均の分母	実数合計	標準偏差
都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員	0.76	3	0	38	29	0.7
社会福祉事業に従事する者	3.89	8	0	38	148	1.9
学識経験のある者	1.74	6	0	38	66	1.58
その他	0.16	3	0	38	6	0.59

図表 79 地方社会福祉審議会民生委員審査分科会の開催実績

	平均	最大値	最小値	平均の分母	実数合計	標準偏差
平成29年1月～平成30年3月	0.08	2	0	38	3	0.35
平成30年4月～平成31年3月	0.26	4	0	38	10	0.71
平成31年4月～令和元年12月	1.39	4	0	38	53	0.78

3)一斉改選スケジュール

令和元年度の一斉改選スケジュールをみると、一斉改選が実施される年の4月から市区町村への推薦依頼文書を発出し、7～8月に市区町村からの候補者推薦を受け付け、9～10月に地方社会福祉審議会民生委員審査分科会への諮問・答申を経て、地方厚生（支）局長に推薦名簿を提出する割合が高い。

このスケジュールを前提に、一斉改選時期の妥当性をみると、「一斉改選時期は現行の12月で妥当である」（84.2%）が最も多く、「分からない」（13.2%）、「その他」（2.6%）が続いている。

改選時期を選んだ理由をみると、現行の12月が妥当とした都道府県では、「都道府県担当者の人事異動、引継ぎ負担」（75.0%）が最も多く、「市区町村担当者の人事異動、引継ぎ負担」（53.1%）、「都道府県の業務全般の繁忙期とのかねあい」（37.5%）、「改選前の候補者の推薦にかかる時間、作業負担」（37.5%）が続いている。

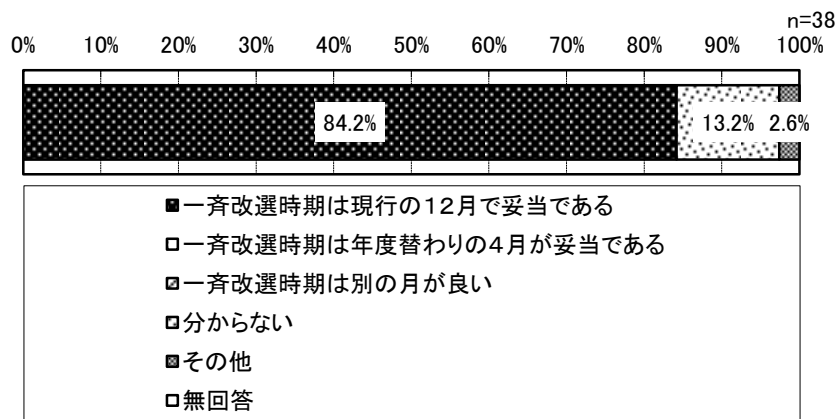
一方、分からないとした都道府県では、「何月でも負担感は変わらない」（80.0%）が最も多い。

図表 80 令和元年度の一斉改選スケジュール

	件数	2018年以前	2019年												2020年以降	無回答				
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			月不明			
都道府県から市区町村への推薦依頼文書の発出	38	3	2	1	3	12	7	5	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市区町村からの候補者の推薦受付の切	38	0	0	0	0	0	0	1	5	24	6	1	0	0	0	0	0	0	0	1
地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会への諮問	38	0	0	0	0	0	0	0	0	2	28	6	2	0	0	0	0	0	0	2
地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会からの答申	38	0	0	0	0	0	0	0	2	27	7	2	0	0	0	0	0	0	0	2
地方厚生(支)局長への推薦名簿の提出	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	8	6	1	0	0	0	0	0	2

※上位項目に網掛け

図表 81 一斉改選時期の妥当性



図表 82 改選時期を選んだ理由；一斉改選時期の妥当性別

	件数	か都道府県の業務全般の繁忙期との	ぎ都道府県担当者の人事異動、引継	か市区町村の業務全般の繁忙期との	ぎ市区町村担当者の人事異動、引継	の候補者等推薦の交代、引継ぎ負担	代、機、候、間、改、員、改、何、そ、無	引、関、補、選、選、月、他、回	続、開、補、作、選、後、月、も、の、答	負、業、前、業、の、フ、オ、ロ、一、体、を、制、の、確、保、	動、異、関、わ、る、そ、の、他、の、関、係、	・、団、体、役、員、等、の、交、係、	・、推、薦、に、か、か、る、時、	を、中、心、と、し、た、民、生、委、	は、変、わ、ら、な、い、	の、他、	回、答、
全体	38	12	24	7	17	2	4	12	3	9	4	1					
一斉改選時期は現行の12月で妥当である	32	12	24	7	17	2	4	12	3	5	3						
一斉改選時期は年度替わりの4月が妥当である	-																
一斉改選時期は別の月が良い	-																
分からない	5									4	1						
その他	1																1
無回答	-																100.0%

※上位項目に網掛け

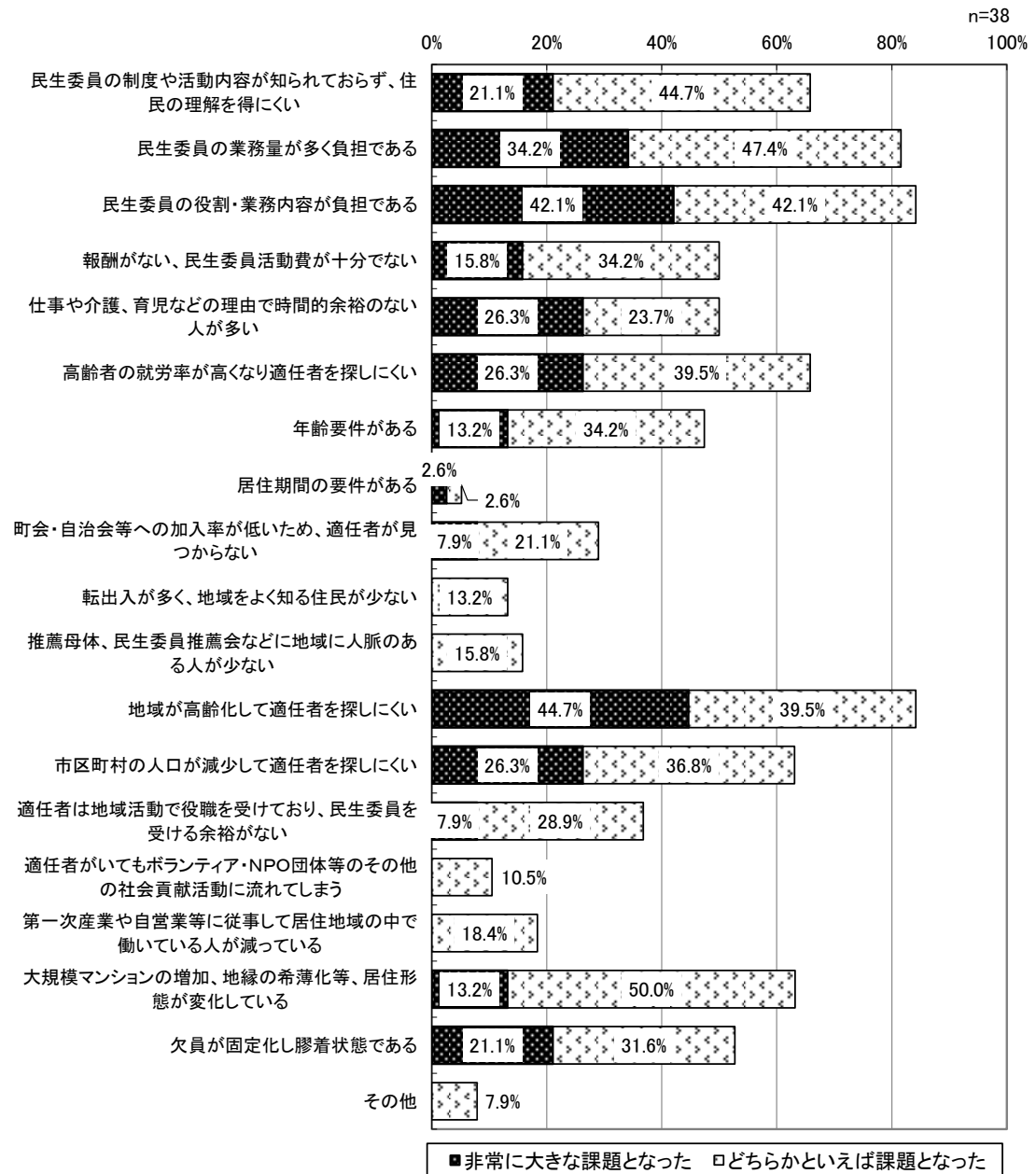
1-4-3 民生委員の担い手確保に関する課題

(1)令和元年度の一斉改選にかかる候補者推薦の課題

民生委員候補者推薦の課題について、「非常に大きな課題となった」「どちらかといえば課題になった」をあわせた割合でみると、主に以下のような論点が抽出された。

- 民生委員の認知度：民生委員の制度や活動内容が知られておらず、住民の理解を得にくい（65.8%）
- 民生委員業務の負担感：民生委員の業務量が多く負担である（81.6%）、民生委員の役割・業務内容が負担である（84.2%）
- 担い手候補の活動時間確保：仕事や介護、育児などの理由で時間的余裕のない人が多い（50%）、高齢者の就労率が高くなり適任者を探しにくい（65.8%）
- 地域の高齢化、人口減少の進展：地域が高齢化して適任者を探しにくい（84.2%）、市区町村の人口が減少して適任者を探しにくい（63.1%）
- 居住形態の変化：大規模マンションの増加、地縁の希薄化等、居住形態が変化している（63.2%）
- 欠員が固定化し膠着状態である（52.7%）
- 報酬がない、民生委員活動費が十分でない（50%）

図表 83 民生委員候補者推薦において課題となった項目（令和元年度の一斉改選時）



図表 84 民生委員候補者推薦の課題（令和元年度の一斉改選時）

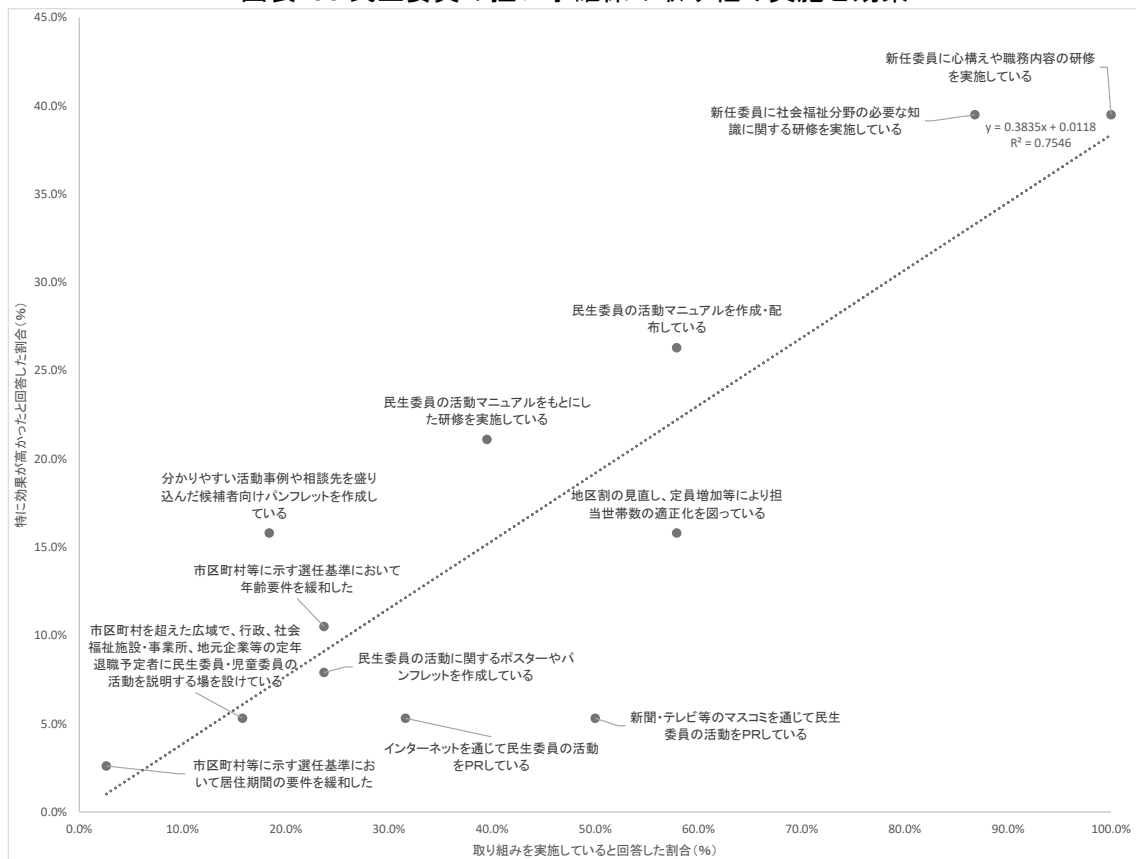
	件数	な 非 つ 常 た に 大 き き な 課 題 と	ど ち ら ち ら ち な ち ら ち な ち か ち か ち か ち と っ と っ と っ い っ え っ ば っ 課 っ	ど ち ら ち ら ち と ち も ち い ち え ち え ち な ち い ち	ど ち ら ち ら ち な ち ら ち な ち か ち か ち と っ と っ と っ い っ え っ ば っ 課 っ	な 全 い 全 く 全 課 全 題 全 に 全 な 全 っ 全 て 全 い 全 ば 全 ば 全 課 全	無 回 答
民生委員の制度や活動内容が知られておらず、住民の理解を得にくい	38	8 21.1%	17 44.7%	9 23.7%	1 2.6%	3 7.9%	
民生委員の業務量が多く負担である	38	13 34.2%	18 47.4%	5 13.2%	2 5.3%		
民生委員の役割・業務内容が負担である	38	16 42.1%	16 42.1%	4 10.5%	2 5.3%		
報酬がない、民生委員活動費が十分でない	38	6 15.8%	13 34.2%	11 28.9%	5 13.2%	3 7.9%	
仕事や介護、育児などの理由で時間的余裕のない人が多い	38	10 26.3%	9 23.7%	13 34.2%	5 13.2%	1 2.6%	
高齢者の就労率が高くなり適任者を探しにくい	38	10 26.3%	15 39.5%	9 23.7%	4 10.5%		
年齢要件がある	38	5 13.2%	13 34.2%	6 15.8%	11 28.9%	3 7.9%	
居住期間の要件がある	38	1 2.6%	1 2.6%	5 13.2%	8 21.1%	23 60.5%	
町会・自治会等への加入率が低いため、適任者が見つからない	38	3 7.9%	8 21.1%	19 50.0%	6 15.8%	2 5.3%	
転出入が多く、地域をよく知る住民が少ない	38		5 13.2%	17 44.7%	13 34.2%	3 7.9%	
推薦母体、民生委員推薦会などに地域に人脈のある人が少ない	38		6 15.8%	20 52.6%	8 21.1%	4 10.5%	
地域が高齢化して適任者を探しにくい	38	17 44.7%	15 39.5%	5 13.2%	1 2.6%		
市区町村の人口が減少して適任者を探しにくい	38	10 26.3%	14 36.8%	8 21.1%	4 10.5%	2 5.3%	
適任者は地域活動で役職を受けており、民生委員を受け取る余裕がない	38	3 7.9%	11 28.9%	16 42.1%	7 18.4%	1 2.6%	
適任者がいてもボランティア・NPO団体等のその他の社会貢献活動に流れてしまう	38		4 10.5%	17 44.7%	13 34.2%	4 10.5%	
第一次産業や自営業等に従事して居住地の中で働いている人が減っている	38		7 18.4%	21 55.3%	7 18.4%	3 7.9%	
大規模マンションの増加、地縁の希薄化等、居住形態が変化している	38	5 13.2%	19 50.0%	8 21.1%	4 10.5%	2 5.3%	
欠員が固定化し膠着状態である	38	8 21.1%	12 31.6%	12 31.6%	3 7.9%	3 7.9%	
その他	38		3 7.9%	1 2.6%		3 7.9%	31 81.6%

1-4-4 民生委員の担い手確保に関する取り組み

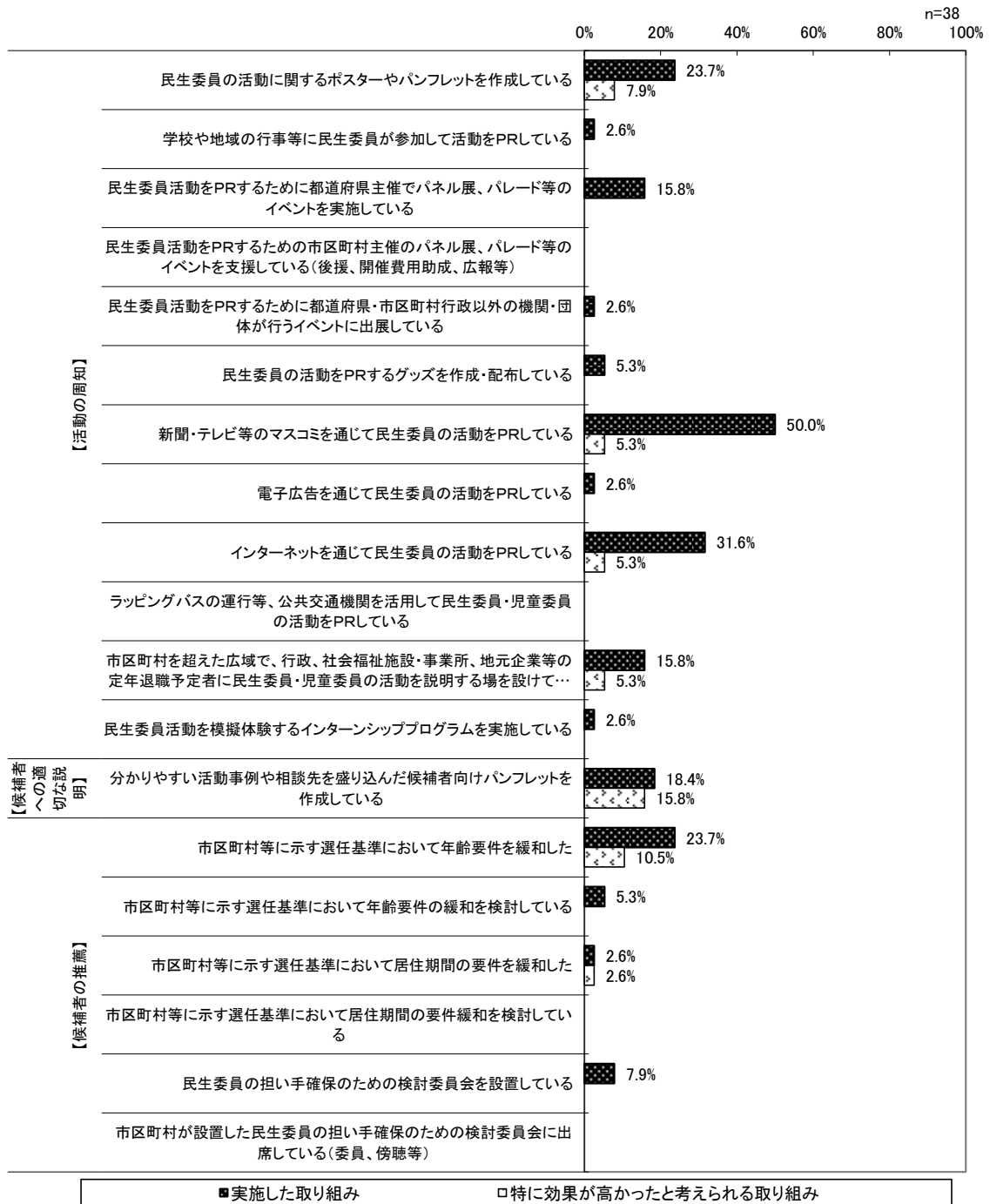
民生委員の担い手確保の取り組みについて、実施していると回答した割合と効果が高かったと回答した割合の関係を見ると、主に以下のような取り組みに効果があることがうかがえる。

- 研修の実施：新任委員に心構えや職務内容の研修を実施、新任委員に社会福祉分野の必要な知識に関する研修を実施、民生委員の活動マニュアルをもとにした研修の実施
- マニュアル、パンフレットの作成：民生委員の活動マニュアルを作成・配布、分かりやすい活動事例や相談先を盛り込んだ候補者向けパンフレットの作成
- 年齢要件の緩和

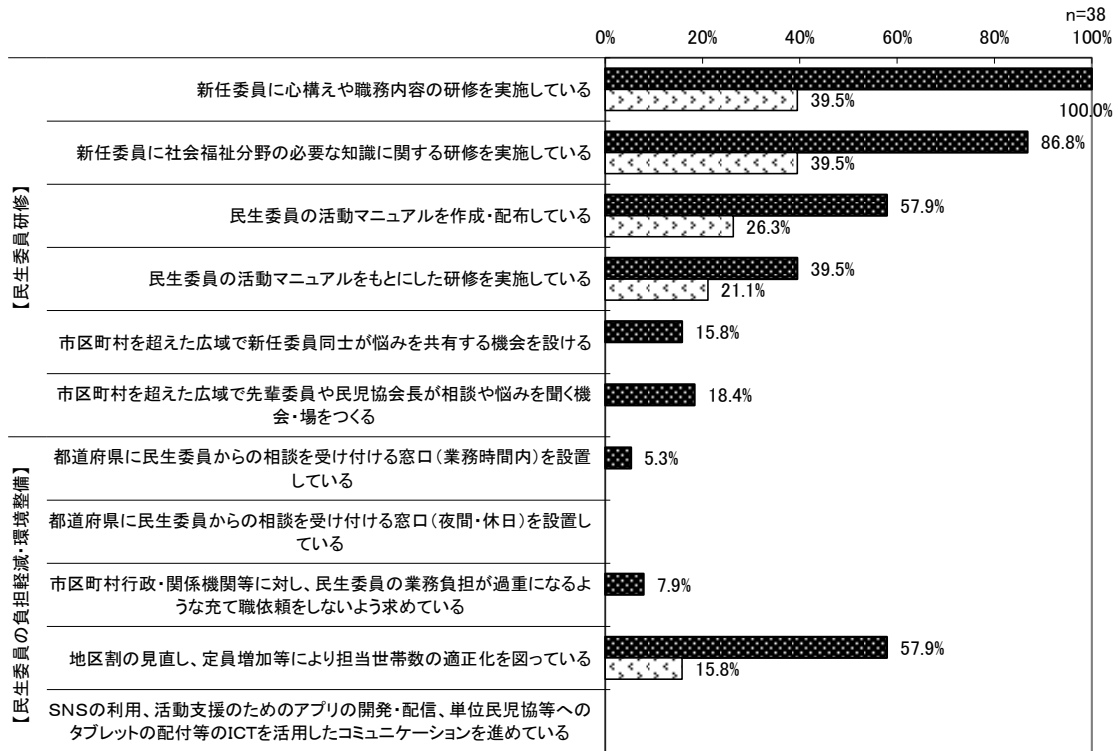
図表 85 民生委員の担い手確保の取り組み実施と効果



図表 86 民生委員の担い手確保の取り組み実施状況①



図表 87 民生委員の担い手確保の取り組み実施状況②



■実施した取り組み □特に効果が高かったと考えられる取り組み

第2節 民生委員アンケート調査の結果

2-1 民生委員アンケート調査の概要

2-1-1 調査目的

地域における民生委員の担い手確保のための取り組み実態、担い手確保に関する課題、担い手確保の参考事例を把握した上で、担い手確保、充足率の向上に向けた効果的な方策を検討する際の基礎資料とする。

2-1-2 調査対象・回収状況

地域バランス、人口規模を考慮して14地域を選定した。

民生委員個人に調査票を配布する事務負担が大きいことから、地域内での配布数は対象地域の民生委員・児童委員協議会事務局の判断に委ねた。

図表 88 民生委員アンケート調査の回収状況；対象地域別

対象地域	人口	世帯数	委員定員	抽出区分	配布数	回収数	回収率
全体	—	—	—	○	2,081	1,647	79.1%
北海道登別市	47,608	24,740	132	●	126	91	72.2%
北海道天塩郡豊富町	3,891	1,969	21	◎	21	14	66.7%
秋田県湯沢市	44,346	17,905	208	●	199	145	72.9%
千葉県鴨川市	32,673	16,165	78	◎	78	60	76.9%
東京都豊島区	290,246	180,595	258	●	228	199	87.3%
東京都調布市	237,054	120,286	169	●	154	98	63.6%
富山県氷見市	46,732	17,556	151	●	148	113	76.4%
富山県南砺市	50,337	17,689	155	◎	155	132	85.2%
三重県伊賀市	91,230	40,669	301	◎	301	246	81.7%
和歌山県和歌山市	366,923	174,701	731	○	300	260	86.7%
山口県美祢市	23,928	11,005	106	●	104	73	70.2%
山口県熊毛郡平生町	11,795	5,525	32	◎	32	26	81.3%
香川県仲多度郡琴平町	9,032	4,292	33	◎	33	26	78.8%
大分県大分市	478,393	222,299	886	○	202	155	76.7%
無回答	—	—	—	—	—	9	—

※人口、世帯数：総務省「令和2年1月1日住民基本台帳人口（総数）」による

※抽出区分：◎全数、●欠員を除く全数、○抽出

2-1-3 調査時期

○令和2年10月～11月：調査協力地域の民生委員・児童委員協議会事務局に調査票を送付

- し、民生委員・児童委員協議会事務局から民生委員に郵送または手交で調査票を配布
- 令和2年11月27日：不切
 - 令和3年1月5日：回収受付不切

2-1-4 調査方法

民生委員・児童委員協議会事務局から郵送または手交で配布し、調査事務局あてで直接郵送回収。

2-1-5 調査内容

調査内容は以下の通りである。

図表 89 民生委員アンケートの調査項目

<p>(基本情報)</p> <ul style="list-style-type: none">○民児協の所在市区町村名○民児協での役職の有無○性別、年齢○在任期間○主任児童委員への該当○現在の就労状況、職業○担当する地域の世帯数、うち現在訪問などかわりがある世帯数○現在地での居住年数 <p>(民生委員の担い手確保に関する課題)</p> <ul style="list-style-type: none">○今期の民生委員を引き受けた理由○民生委員の担い手を確保するのが難しかった理由○一斉改選スケジュール <p>(民生委員の担い手確保に関する取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none">○民生委員の担い手を確保するために効果がある取り組み <p>(自由記述)</p> <ul style="list-style-type: none">○民生委員の担い手確保のために求められること：行政、地域の関係機関等

2-2 民生委員アンケートの集計結果

2-1-1 基本情報

所属単位民児協での役職の有無をみると、「役職なし」(73.5%)、「役職あり」(25.0%)である。

民生委員の性別をみると、「女性」(58.3%)、「男性」(39.4%)である。

民生委員の年齢をみると、「70～74歳」(33.3%)が最も多く、「65～69歳」(32.5%)、「60～64歳」(17.5%)が続いている。

民生委員の在任期間をみると、「1期目」(30.5%)が最も多く、「2期目」(21.8%)、「5期目以上」(17.4%)が続いており、再任が67.8%である。

主任児童委員への該当有無をみると、該当は9.6%である。

民生委員の現在の就労状況をみると、「就労していない」(53.6%)、「就労している」(43.8%)である。

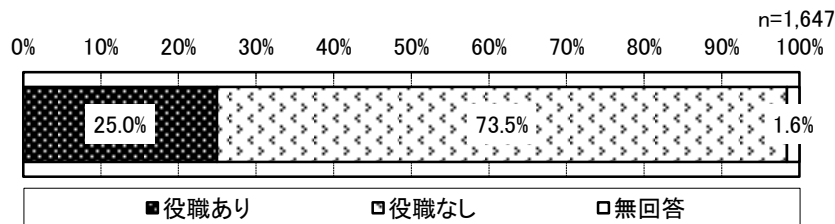
民生委員の現在の職業(就業していない場合は前職)をみると、「会社員」(22.0%)が最も多く、「専業主婦・主夫」(15.4%)、「自営業」(13.8%)が続いている。

民生委員が担当する地域の世帯数をみると、「99世帯以下」(29.9%)が最も多く、「100～199世帯」(24.3%)、「200～299世帯」(12.1%)が続いており、これらをあわせた300世帯未満が66.3%である。

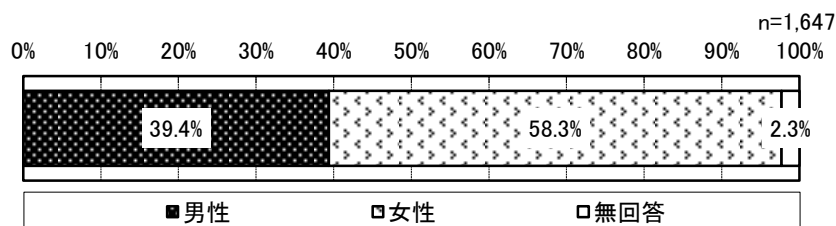
このうち、現在、訪問などかかわりがある世帯数をみると、「20～29世帯」(17.6%)が最も多く、「10～14世帯」(17.1%)、「30～49世帯」(13.2%)が続いているが、世帯数は大きく分散している。これを民生委員が担当する地域の世帯数別にみると、担当する地域の世帯数が多くなるにつれてかかわりがある世帯数も増加傾向にある。

民生委員の現在地での居住年数をみると、「50年以上」(35.6%)が最も多く、「40～49年」(25.5%)、「30～39年」(17.3%)が続いている。

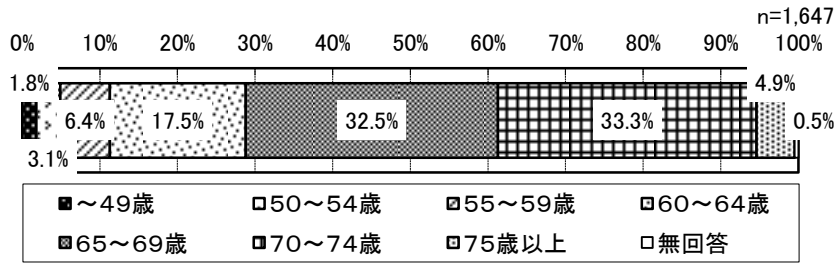
図表 90 所属単位民児協での役職の有無



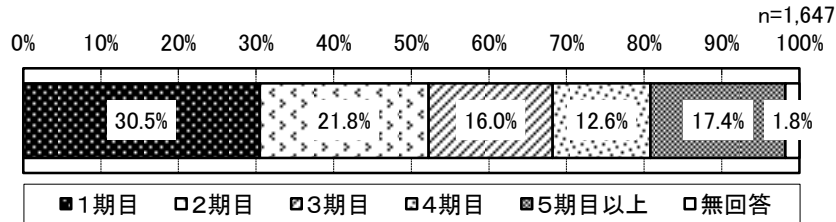
図表 91 民生委員の性別



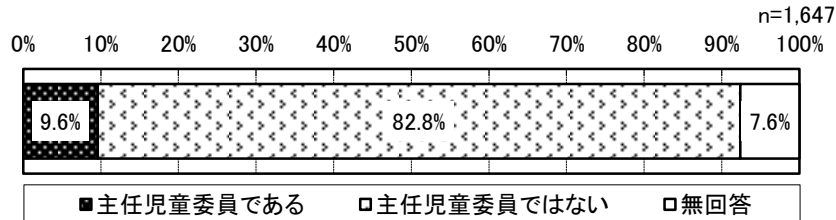
図表 92 民生委員の年齢



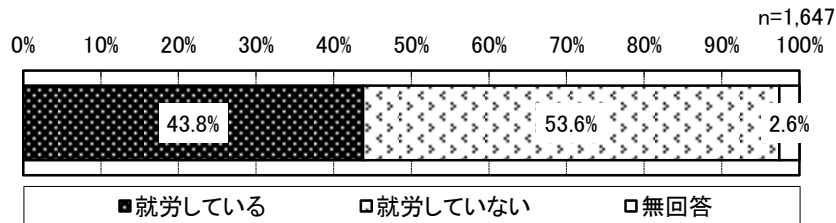
図表 93 民生委員の在任期間



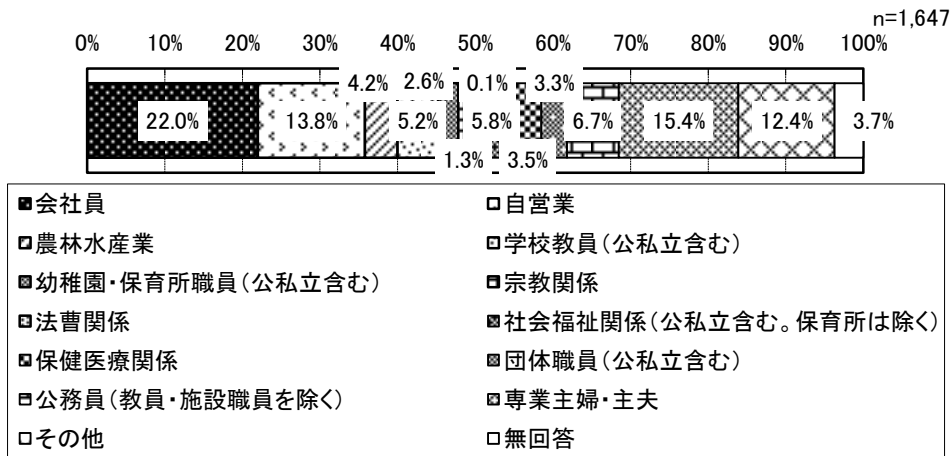
図表 94 主任児童委員への該当有無



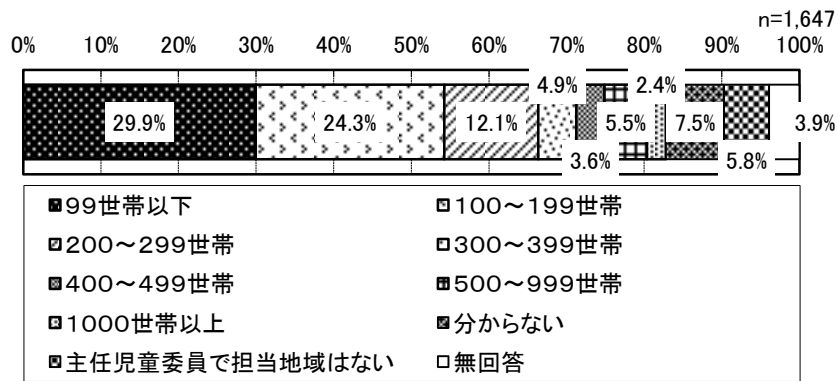
図表 95 民生委員の現在の就労状況



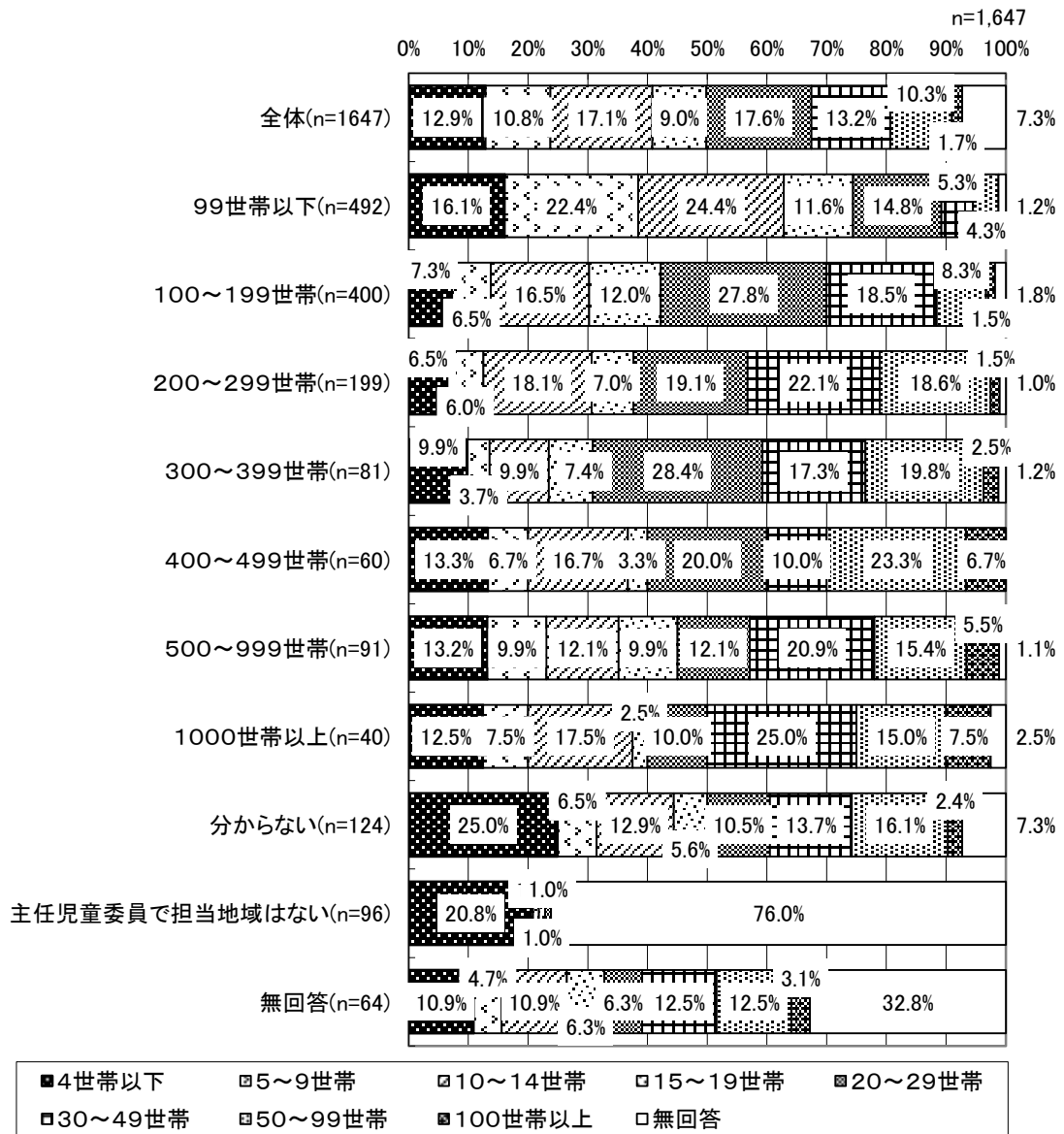
図表 96 民生委員の現在の職業（就業していない場合は前職）



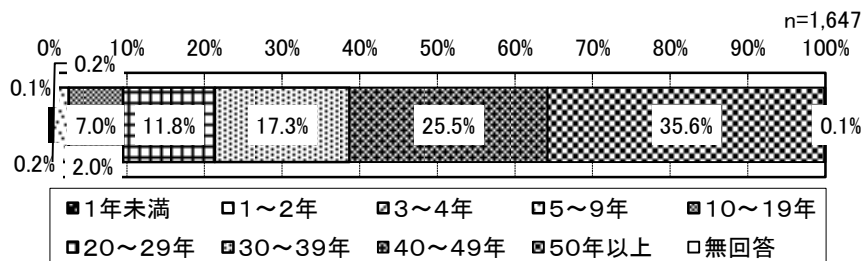
図表 97 民生委員が担当する地域の世帯数



図表 98 民生委員の担当地域で現在、訪問などかわりがある世帯数
； 民生委員が担当する地域の世帯数別



図表 99 民生委員の現在地での居住年数

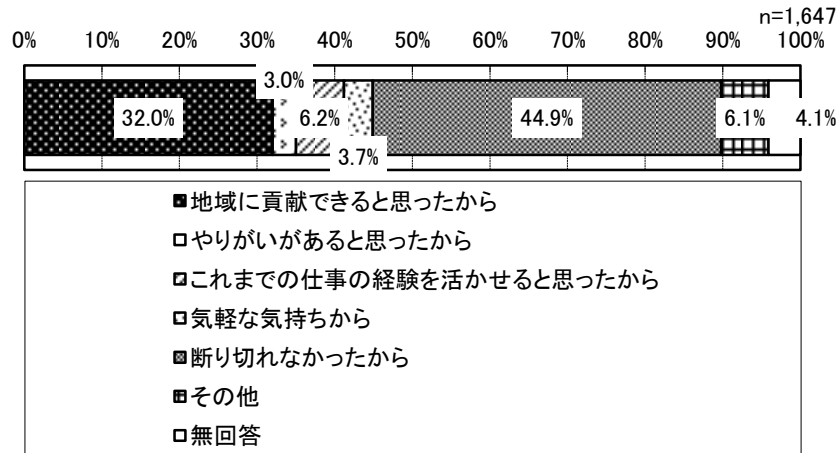


2-2-2 民生委員の担い手確保に関する課題

(1) 民生委員を引き受けた理由

民生委員を引き受けた理由をみると、「断り切れなかったから」(44.9%)が最も多く、「地域に貢献できると思ったから」(32.0%)が続いている。

図表 100 民生委員を引き受けた理由

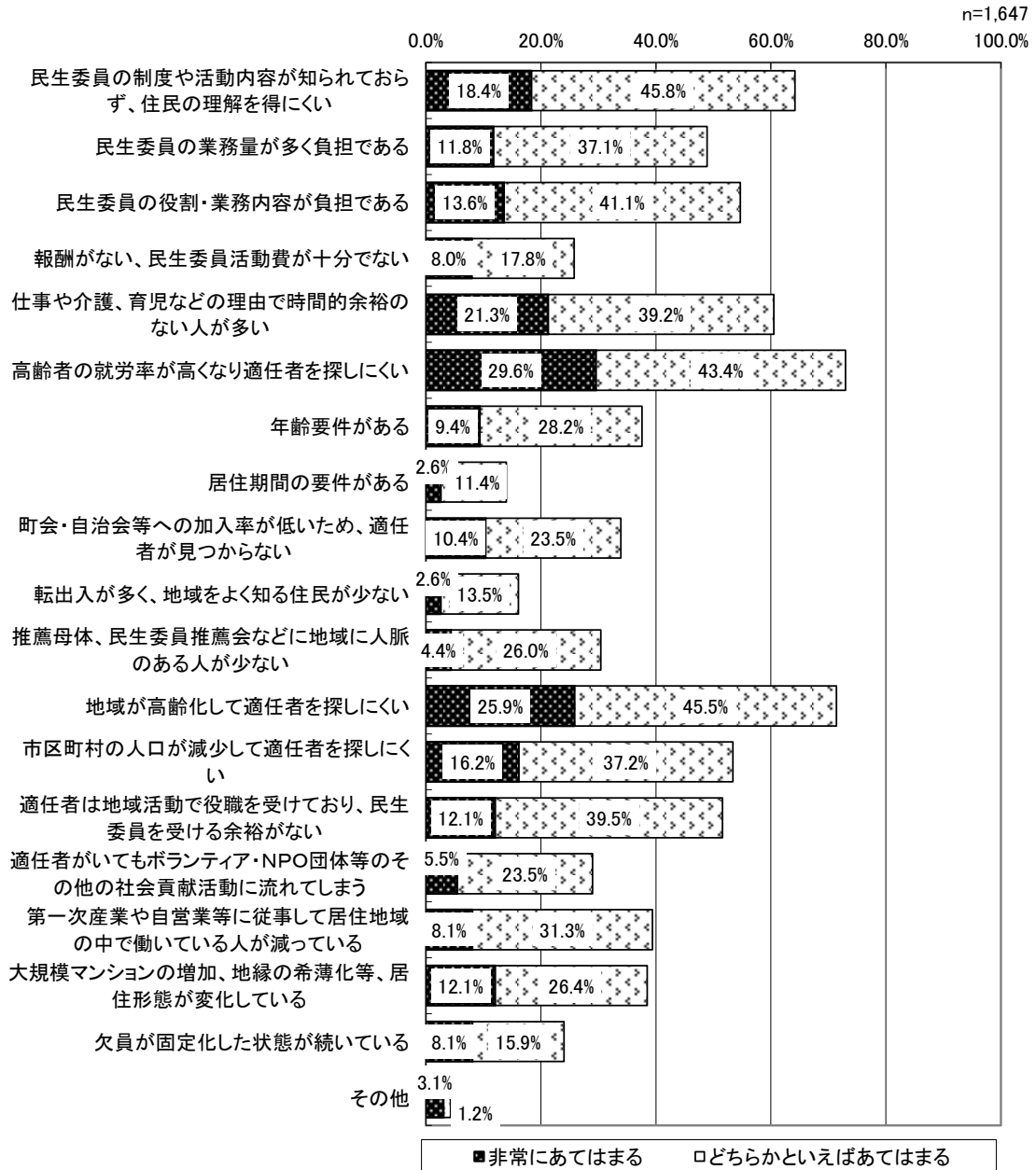


(2) 令和元年度の一斉改選で民生委員の担い手を確保するのが難しかった理由

民生委員候補者推薦の課題について、「非常に大きな課題となった」「どちらかといえば課題になった」をあわせた割合でみると、主に以下のような論点が抽出された。

- 民生委員の認知度：民生委員の制度や活動内容が知られておらず、住民の理解を得にくい (64.2%)
- 民生委員業務の負担感：民生委員の役割・業務内容が負担である (54.7%)
- 担い手候補の活動時間確保：仕事や介護、育児などの理由で時間的余裕のない人が多い (60.5%)、高齢者の就労率が高くなり適任者を探しにくい (73.0%)、適任者は地域活動で役職を受けており、民生委員を受ける余裕がない (51.6%)
- 地域の高齢化・人口減少の進展：地域が高齢化して適任者を探しにくい (71.4%)、市区町村の人口が減少して適任者を探しにくい (53.4%)

図表 101 民生委員担い手確保が難しかった理由となる項目（令和元年度の一斉改選時）



図表 102 民生委員の担い手確保が難しかった理由（令和元年度の一斉改選時）

	件数	非常に あては ま	ばど あち ては かま と い え	な ど い ち ら と も い え	い ば ど あ ち て は か ま と い え	な 全 い く あ て は ま ら	無 回 答
民生委員の制度や活動内容が知られておらず、住民の理解を得にくい	1647	303 18.4%	754 45.8%	353 21.4%	158 9.6%	31 1.9%	48 2.9%
民生委員の業務量が多く負担である	1647	194 11.8%	611 37.1%	637 38.7%	143 8.7%	21 1.3%	41 2.5%
民生委員の役割・業務内容が負担である	1647	224 13.6%	677 41.1%	517 31.4%	153 9.3%	28 1.7%	48 2.9%
報酬がない、民生委員活動費が十分でない	1647	132 8.0%	293 17.8%	650 39.5%	356 21.6%	167 10.1%	49 3.0%
仕事や介護、育児などの理由で時間的余裕のない人が多い	1647	351 21.3%	646 39.2%	387 23.5%	167 10.1%	49 3.0%	47 2.9%
高齢者の就労率が高くなり適任者を探しにくい	1647	488 29.6%	714 43.4%	272 16.5%	107 6.5%	26 1.6%	40 2.4%
年齢要件がある	1647	154 9.4%	465 28.2%	624 37.9%	242 14.7%	109 6.6%	53 3.2%
居住期間の要件がある	1647	43 2.6%	187 11.4%	740 44.9%	368 22.3%	252 15.3%	57 3.5%
町会・自治会等への加入率が低いいため、適任者が見つからない	1647	172 10.4%	387 23.5%	476 28.9%	389 23.6%	179 10.9%	44 2.7%
転出入が多く、地域をよく知る住民が少ない	1647	42 2.6%	222 13.5%	463 28.1%	564 34.2%	309 18.8%	47 2.9%
推薦母体、民生委員推薦会などに地域に人脈のある人が少ない	1647	72 4.4%	428 26.0%	667 40.5%	327 19.9%	107 6.5%	46 2.8%
地域が高齢化して適任者を探しにくい	1647	426 25.9%	750 45.5%	288 17.5%	114 6.9%	26 1.6%	43 2.6%
市区町村の人口が減少して適任者を探しにくい	1647	267 16.2%	613 37.2%	471 28.6%	192 11.7%	61 3.7%	43 2.6%
適任者は地域活動で役職を受けており、民生委員を受ける余裕がない	1647	200 12.1%	651 39.5%	536 32.5%	176 10.7%	39 2.4%	45 2.7%
適任者がいてもボランティア・NPO団体等のその他の社会貢献活動に流れてしまう	1647	90 5.5%	387 23.5%	737 44.7%	296 18.0%	89 5.4%	48 2.9%
第一次産業や自営業等に従事して居住地域の中で働いている人が減っている	1647	133 8.1%	515 31.3%	632 38.4%	244 14.8%	64 3.9%	59 3.6%
大規模マンションの増加、地縁の希薄化等、居住形態が変化している	1647	200 12.1%	434 26.4%	323 19.6%	312 18.9%	324 19.7%	54 3.3%
欠員が固定化した状態が続いている	1647	134 8.1%	262 15.9%	388 23.6%	335 20.3%	449 27.3%	79 4.8%
その他	1647	51 3.1%	20 1.2%	24 1.5%	6 0.4%	9 0.5%	1537 93.3%

(3)一斉改選時期

一斉改選時期の妥当性をみると、「一斉改選時期は年度替わりの4月が良い」（44.1%）が最も多く、「一斉改選時期は現行の12月が良い」（25.8%）、「分からない」（21.6%）が続いている。

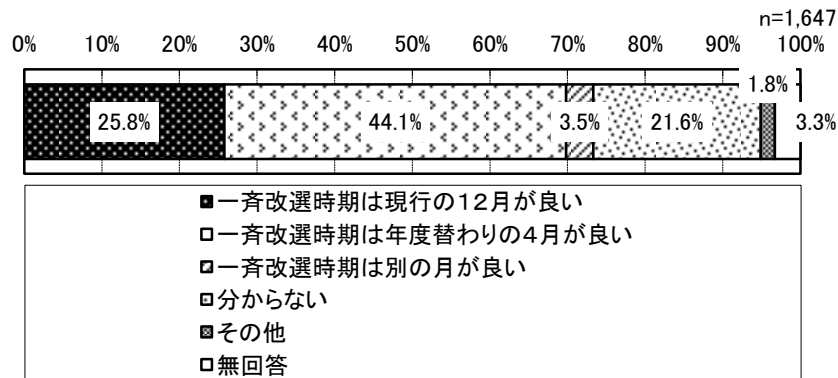
改選時期を選んだ理由をみると、年度替わりの4月が良いとした民生委員は、「候補者推薦に関わる町会・自治会の役員等の交代、役員等の引継ぎ負担をふまえて」（47.4%）が最も多く、「改選を担当する市区町村行政の担当者の人事異動の時期、担当者間の引継ぎ負担をふまえて」（28.2%）、「上記の時期が改選後の新任を中心とした民生委員のフォロー体制を確保し

やすいため」(23.8%)が続いている。

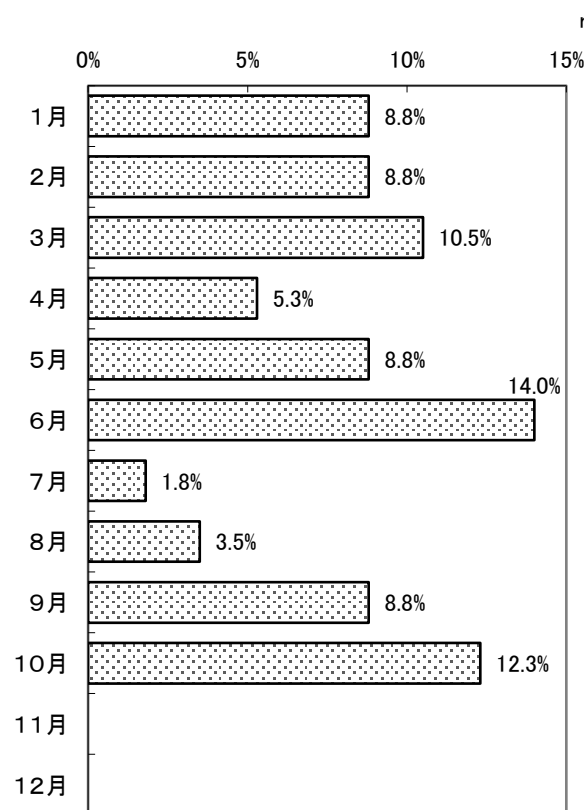
一方、現行の12月が良いとした民生委員は、「改選を担当する市区町村行政の担当者の人事異動の時期、担当者間の引継ぎ負担をふまえて」(36.7%)が最も多く、「候補者推薦に関わる町会・自治会の役員等の交代、役員等の引継ぎ負担をふまえて」(36.5%)、「改選を担当する市区町村行政の担当者の業務繁忙期をふまえて」(31.3%)が続いている。

また、分からないとした民生委員は、「何月でも負担感は変わらない」(61.5%)が最も多い。

図表 103 一斉改選時期の妥当性



図表 104 一斉改選時期として望ましい月（別の月が良いと回答した場合）



図表 105 改選時期を選んだ理由；一斉改選時期の妥当性別

件数	者の改選業務繁忙期をふまえて	継ぎの負担をふまえて	改選の人事移動の時期、町村行政の担当	をふまえて	役員等の交代、役員等の引継ぎ負担	候補者の推薦に、関係機関の	の人事異動・団体役員等の交代、機	候補者の推薦にかかると、作業負	担をふまえて	しやすいため	上記の時期が改選後の新体制を確保	何月でも負担感は変わらない	その他	無回答
全体	197 12.0%	402 24.4%	542 32.9%	253 15.4%	124 7.5%	309 18.8%	416 25.3%	151 9.2%	163 9.9%					
一斉改選時期は現行の12月が良い	133 31.3%	156 36.7%	155 36.5%	56 13.2%	73 17.2%	110 25.9%	89 20.9%	11 2.6%	10 2.4%					
一斉改選時期は年度替わりの4月が良い	30 4.1%	205 28.2%	344 47.4%	168 23.1%	34 4.7%	173 23.8%	88 12.1%	97 13.4%	10 1.4%					
一斉改選時期は別の月が良い	17 29.8%	24 42.1%	25 43.9%	15 26.3%	6 10.5%	22 38.6%	4 7.0%	9 15.8%						
分からない	11 3.1%	11 3.1%	15 4.2%	12 3.4%	8 2.2%	2 0.6%	219 61.5%	31 8.7%	87 24.4%					
その他	4 13.8%	5 17.2%	1 3.4%	1 3.4%	2 6.9%	2 6.9%	13 44.8%	3 10.3%	6 20.7%					
無回答	2 3.7%	1 1.9%	2 3.7%	1 1.9%	1 1.9%		3 5.6%		50 92.6%					

※上位項目に網掛け

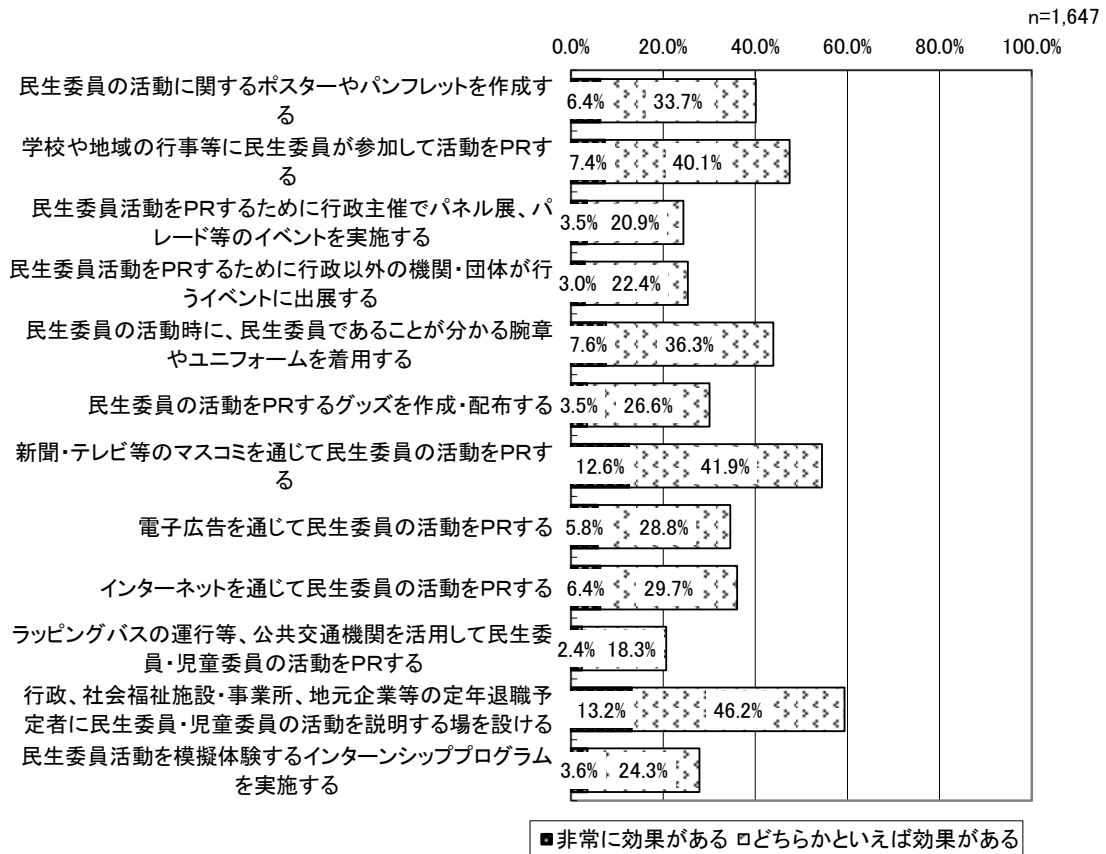
2-2-3 民生委員の担い手確保に関する取り組み

(1) 民生委員の担い手確保に関して効果がある取り組み

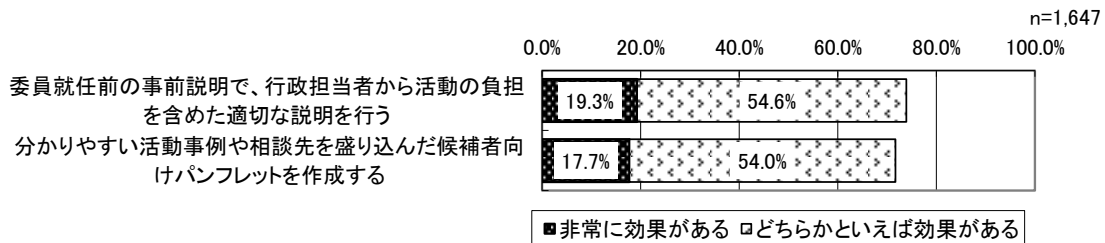
民生委員の担い手確保に関して効果がある項目について、「非常に効果がある」「どちらかといえば効果がある」を合わせた割合でみると、候補者への適切な説明、民生委員研修に関する各種取り組みの割合が高い。

「非常に効果がある」の割合に絞ってみても、民生委員研修に関する各種取り組みの割合が高い傾向は同様である。一方、候補者への適切な説明に関する取り組みの割合は低くなり、民生委員の負担軽減・環境整備のうち、「会費や寄附の協力を求めるための戸別訪問業務を廃止、または削減する」(29.7%)、「地区割の見直し、定員増加等により担当世帯数の適正化を図る」(22.1%)、「行政・関係機関等に対し、民生委員の業務負担が過重になるような充て職依頼をしないよう求める」(19.9%)の割合が高くなっている。

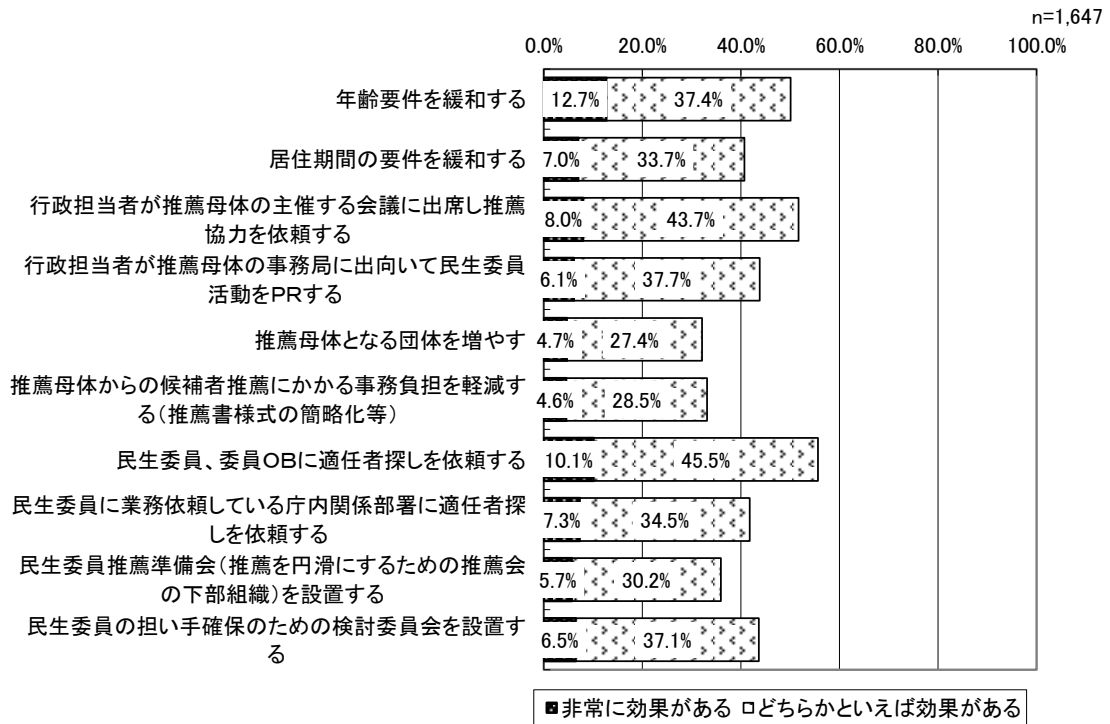
図表 106 民生委員の担い手確保に関して効果がある項目（活動の周知）



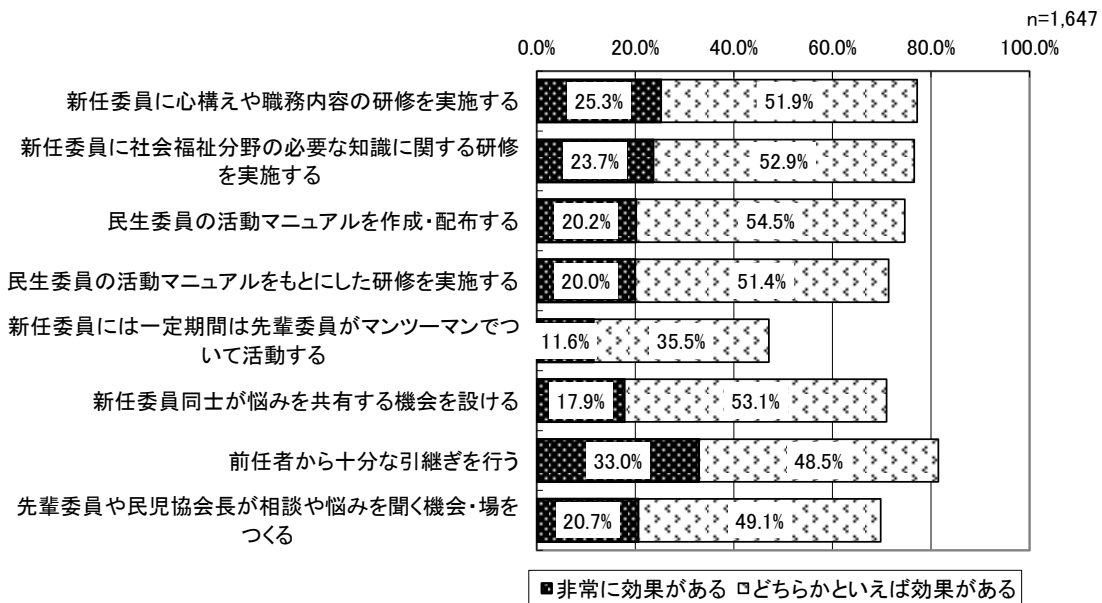
図表 107 民生委員の担い手確保に関して効果がある項目（候補者への適切な説明）



図表 108 民生委員の担い手確保に関して効果がある項目（候補者の推薦）

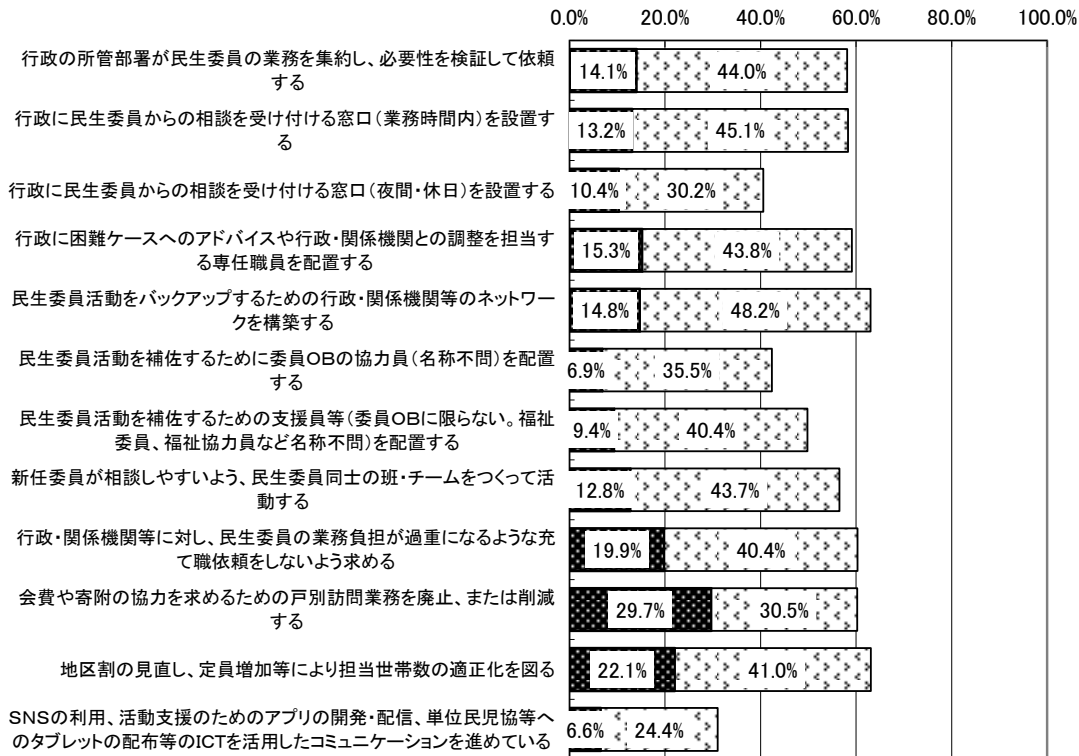


図表 109 民生委員の担い手確保に関して効果がある項目（民生委員研修）



図表 110 民生委員の担い手確保に関して効果がある項目
(民生委員の負担軽減・環境整備)

n=1,647



■非常に効果がある ロどちらかといえば効果がある

図表 111 民生委員の担い手確保に関して効果がある取り組み（活動の周知）

【活動の周知】	件数	非常に効果がある	ばどち効果があといえ	などいちらともいえ	ばどち効果がなといえ	全く効果がない	無回答
民生委員の活動に関するポスターやパンフレットを作成する	1647	106 6.4%	555 33.7%	522 31.7%	284 17.2%	90 5.5%	90 5.5%
学校や地域の行事等に民生委員が参加して活動をPRする	1647	122 7.4%	660 40.1%	545 33.1%	194 11.8%	53 3.2%	73 4.4%
民生委員活動をPRするために行政主催でパネル展、パレード等のイベントを実施する	1647	57 3.5%	345 20.9%	785 47.7%	285 17.3%	92 5.6%	83 5.0%
民生委員活動をPRするために行政以外の機関・団体が行うイベントに出展する	1647	49 3.0%	369 22.4%	845 51.3%	226 13.7%	67 4.1%	91 5.5%
民生委員の活動時に、民生委員であることが分かる腕章やユニフォームを着用する	1647	125 7.6%	598 36.3%	568 34.5%	206 12.5%	73 4.4%	77 4.7%
民生委員の活動をPRするグッズを作成・配布する	1647	57 3.5%	438 26.6%	701 42.6%	272 16.5%	94 5.7%	85 5.2%
新聞・テレビ等のマスコミを通じて民生委員の活動をPRする	1647	207 12.6%	690 41.9%	508 30.8%	120 7.3%	48 2.9%	74 4.5%
電子広告を通じて民生委員の活動をPRする	1647	96 5.8%	475 28.8%	759 46.1%	173 10.5%	58 3.5%	86 5.2%
インターネットを通じて民生委員の活動をPRする	1647	105 6.4%	489 29.7%	730 44.3%	190 11.5%	54 3.3%	79 4.8%
ラッピングバスの運行等、公共交通機関を活用して民生委員・児童委員の活動をPRする	1647	40 2.4%	301 18.3%	882 53.6%	244 14.8%	96 5.8%	84 5.1%
年退職予定者に民生委員・児童委員の活動を説明する場を設ける	1647	218 13.2%	761 46.2%	467 28.4%	98 6.0%	31 1.9%	72 4.4%
民生委員活動を模擬体験するインターンシッププログラムを実施する	1647	60 3.6%	400 24.3%	840 51.0%	195 11.8%	59 3.6%	93 5.6%

図表 112 民生委員の担い手確保に関して効果がある取り組み（候補者への適切な説明）

【候補者への適切な説明】	件数	非常に効果がある	ばどち効果があといえ	などいちらともいえ	ばどち効果がなといえ	全く効果がない	無回答
委員就任前の事前説明で、行政担当者から活動の負担を含めた適切な説明を行う	1647	318 19.3%	899 54.6%	298 18.1%	47 2.9%	16 1.0%	69 4.2%
分かりやすい活動事例や相談先を盛り込んだ候補者向けパンフレットを作成する	1647	292 17.7%	890 54.0%	331 20.1%	51 3.1%	14 0.9%	69 4.2%

図表 113 民生委員の担い手確保に関して効果がある取り組み（候補者の推薦）

【候補者の推薦】	件数	非常に効果がある	ばどち効果があといえ	などいちらともいえ	ばどち効果がなといえ	全く効果がない	無回答
年齢要件を緩和する	1647	209 12.7%	616 37.4%	606 36.8%	103 6.3%	52 3.2%	61 3.7%
居住期間の要件を緩和する	1647	115 7.0%	555 33.7%	746 45.3%	107 6.5%	53 3.2%	71 4.3%
行政担当者が推薦母体の主催する会議に出席し推薦協力を依頼する	1647	132 8.0%	720 43.7%	619 37.6%	81 4.9%	23 1.4%	72 4.4%
行政担当者が推薦母体の事務局に出向いて民生委員活動をPRする	1647	101 6.1%	621 37.7%	720 43.7%	101 6.1%	31 1.9%	73 4.4%
推薦母体となる団体を増やす	1647	78 4.7%	451 27.4%	898 54.5%	110 6.7%	35 2.1%	75 4.6%
推薦母体からの候補者推薦にかかる事務負担を軽減する(推薦書様式の簡略化等)	1647	76 4.6%	470 28.5%	885 53.7%	99 6.0%	26 1.6%	91 5.5%
民生委員、委員OBに適任者探しを依頼する	1647	167 10.1%	750 45.5%	536 32.5%	98 6.0%	35 2.1%	61 3.7%
民生委員に業務依頼している庁内関係部署に適任者探しを依頼する	1647	121 7.3%	568 34.5%	721 43.8%	126 7.7%	37 2.2%	74 4.5%
民生委員推薦準備会(推薦を円滑にするための推薦会の下部組織)を設置する	1647	94 5.7%	497 30.2%	800 48.6%	136 8.3%	41 2.5%	79 4.8%
民生委員の担い手確保のための検討委員会を設置する	1647	107 6.5%	611 37.1%	709 43.0%	117 7.1%	30 1.8%	73 4.4%

図表 114 民生委員の担い手確保に関して効果がある取り組み（民生委員研修）

【民生委員研修】	件数	非常に効果がある	ばどち効果があといえ	などいちらともいえ	ばどち効果がなといえ	全く効果がない	無回答
新任委員に心構えや職務内容の研修を実施する	1647	416 25.3%	855 51.9%	269 16.3%	40 2.4%	11 0.7%	56 3.4%
新任委員に社会福祉分野の必要な知識に関する研修を実施する	1647	390 23.7%	871 52.9%	274 16.6%	43 2.6%	10 0.6%	59 3.6%
民生委員の活動マニュアルを作成・配布する	1647	333 20.2%	897 54.5%	306 18.6%	40 2.4%	11 0.7%	60 3.6%
民生委員の活動マニュアルをもとにした研修を実施する	1647	330 20.0%	847 51.4%	353 21.4%	41 2.5%	15 0.9%	61 3.7%
新任委員には一定期間は先輩委員がマンツーマンについて活動する	1647	191 11.6%	585 35.5%	684 41.5%	104 6.3%	26 1.6%	57 3.5%
新任委員同士が悩みを共有する機会を設ける	1647	294 17.9%	875 53.1%	363 22.0%	44 2.7%	12 0.7%	59 3.6%
前任者から十分な引継ぎを行う	1647	544 33.0%	798 48.5%	217 13.2%	25 1.5%	10 0.6%	53 3.2%
先輩委員や民児協会長が相談や悩みを聞く機会・場をつくる	1647	341 20.7%	809 49.1%	382 23.2%	39 2.4%	17 1.0%	59 3.6%

図表 115 民生委員の担い手確保に関して効果がある取り組み
(民生委員の負担軽減・環境整備)

【民生委員の負担軽減・環境整備】	件数	非常に効果がある	効果があ	り	ばど	ない	ばど	全く	無
		効果	い	え	ち	ち	ち	効	回
		が	え		ら	ら	ら	果	答
		あ	い		か	か	か	が	
		あ	え		と	と	と	な	
					い	い	い	い	
					え	え	え	な	
								い	
行政の所管部署が民生委員の業務を集約し、必要性を検証して依頼する	1647	233 14.1%	725 44.0%	547 33.2%	41 2.5%	14 0.9%	87 5.3%		
行政に民生委員からの相談を受け付ける窓口(業務時間内)を設置する	1647	218 13.2%	742 45.1%	535 32.5%	66 4.0%	16 1.0%	70 4.3%		
行政に民生委員からの相談を受け付ける窓口(夜間・休日)を設置する	1647	172 10.4%	498 30.2%	757 46.0%	114 6.9%	37 2.2%	69 4.2%		
行政に困難ケースへのアドバイスや行政・関係機関との調整を担当する専任職員を配置する	1647	252 15.3%	721 43.8%	525 31.9%	53 3.2%	19 1.2%	77 4.7%		
民生委員活動をバックアップするための行政・関係機関等のネットワークを構築する	1647	243 14.8%	794 48.2%	479 29.1%	34 2.1%	14 0.9%	83 5.0%		
民生委員活動を補佐するために委員OBの協力員(名称不問)を配置する	1647	114 6.9%	584 35.5%	712 43.2%	124 7.5%	35 2.1%	78 4.7%		
OBに限らない。福祉委員、福祉協力員など名称不問)を配置する	1647	155 9.4%	665 40.4%	621 37.7%	98 6.0%	31 1.9%	77 4.7%		
新任委員が相談しやすいよう、民生委員同士の班・チームをつくって活動する	1647	211 12.8%	719 43.7%	552 33.5%	69 4.2%	19 1.2%	77 4.7%		
行政・関係機関等に対し、民生委員の業務負担が過重になるような充て職依頼をしないよう求める	1647	327 19.9%	666 40.4%	517 31.4%	32 1.9%	15 0.9%	90 5.5%		
会費や寄附の協力を求めるための戸別訪問業務を廃止、または削減する	1647	489 29.7%	503 30.5%	446 27.1%	62 3.8%	28 1.7%	119 7.2%		
地区割の見直し、定員増加等により担当世帯数の適正化を図る	1647	364 22.1%	676 41.0%	481 29.2%	41 2.5%	17 1.0%	68 4.1%		
信、単位民児協等へのタブレットの配布等のICTを活用したコミュニケーションを	1647	108 6.6%	402 24.4%	916 55.6%	96 5.8%	31 1.9%	94 5.7%		

第4章 ヒアリング調査の結果

第1節 ヒアリング調査の概要

1-1 調査目的

量的なアンケート調査を質的に補完するために、地域における民生委員の担い手確保のための取り組み実態、担い手確保に関する課題、担い手確保の参考事例を把握した上で、担い手確保、充足率の向上に向けた効果的な方策を検討する際の基礎資料とする。

1-2 調査対象・時期

検討委員会委員の地域5ヶ所において、地域における民生委員の担い手確保について、地域としての取り組みや課題意識全般をお話いただける方（民児協事務局の主担当者等）を対象として調査を実施した。

図表 116 ヒアリング調査の対象・時期

No.	対象地域	調査実施日時
1	千葉県鴨川市	令和2年1月28日（金）13:30～15:00
2	神奈川県川崎市	令和2年1月28日（金）9:00～10:00
3	京都府京都市	令和2年2月10日（水）13:35～14:15
4	香川県仲多度郡琴平町	令和2年2月10日（水）10:25～11:40
5	大分県大分市	令和2年1月28日（金）10:35～11:50

1-3 調査方法

WEB 会議によるヒアリング調査

1-4 調査内容

調査内容は以下の通りである。

図表 117 ヒアリング調査項目

(基本情報) ○民生委員の担い手確保に関連する地域特性
(民生委員委嘱の現状) ○民生委員の直近3回の一斉改選時の委員委嘱状況 ○令和元年度の一斉改選で委嘱した民生委員の基本属性：性別、新任・再任、年齢、就労状況 ○令和元年度の民生委員の一斉改選時の選任プロセス：選任要件、民生委員の推薦組織、一斉改選スケジュール

(民生委員の担い手確保に関する課題)

- 候補者推薦の状況
- 候補者推薦の課題

(民生委員の担い手確保に関する取り組み)

- 実施した取り組み、特に効果が高かったと考えられる取り組み
- 特徴的な取り組み、特に工夫した取り組み

(自由意見)

- 民生委員の担い手確保のために求められること：国、都道府県、市区町村、地域の関係機関等

1-5 調査結果概要

ヒアリング調査結果の概要は次ページの通りである。

ヒアリング調査結果から、担い手確保について以下のような論点が抽出された。

- ・年齢要件の上限を引き上げることは担い手確保につながるか？
- ・定員設定において、世帯数の増減にどのように対応するか？
- ・充足率をどのような指標として活用するか？
- ・担当地域設定：地域密着の活動と担い手確保をどのように両立させるか？
- ・若年・就労している層をどのように巻き込むか？
- ・公募は担い手確保につながるか？
- ・地域共生社会の構築の取り組みにおいて、担い手確保をどのように位置付けるか？
- ・行政職員は担い手確保でどのような役割を果たすことが期待されるか？

図表 118 ヒアリング調査の結果概要

No.	対象地域	人口・世帯数 ³	民生委員現員数(充足率)	地域特性、民生委員委員の現状 (令和元年12月一斉改選)	民生委員の担い手確保の課題	民生委員の担い手確保に関する取り組み
1	千葉県 鴨川市	32,673人 16,165世帯	78人 (100%)	<ul style="list-style-type: none"> 事務局：行政直営（担当：2人） 区域担当の平均年齢：69歳→定年退職後の60歳以上を候補にするため、少しずつ高齢化している。 区域担当・新任：31.4%→活動の質を担保するため改選は定員の1/3程度を目安としている。 区域担当・就労あり：40%→大半は、農業、自営業である。 年齢要件：あり→県に準じ、区域担当・新任は72歳未満、75歳を超える場合は理由書を添付。再任は78歳未満とし、75歳を超える場合は理由書を添付。（令和元年改選時に1期引き上げ） 居住要件：あり→県に準じ、2年以上。 推薦準備会：なし 	<ul style="list-style-type: none"> 形態化している手当等の証明事務は見直ししてもよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 合併前の町単位の定員設定を踏襲して定員にばらつきがあるが、あえて定員設定基準を統一していない。極力地域で定めたルールを尊重している。 自治会での人選負担を軽減するため、改選の1年前から委員意向を確認した上で、自治会総会が開かれる3、4月より前に推薦依頼を行う。 自治会から適任者が出てこない場合は、市担当者が地域の情報をもとに候補者を個別訪問し就任を依頼する。 自治会から推薦された候補者も、県への推薦前に市担当者が個別面談し、活動に対する理解を得ている。 生活支援体制整備事業を進める中で、民生委員にふさわしいマインドを持つ人材をボランティアの中から意識的に掘り起こしている。
2	神奈川県 川崎市	1,514,299人 753,100世帯	1,479人 (81.6%)	<ul style="list-style-type: none"> 事務局：行政直営（担当：市1人、区9人） 区域担当の平均年齢：66.5歳→再任者が多く、少しずつ高齢化している。 区域担当・新任：26.2% 区域担当・就労あり：42.4% 年齢要件：あり→区域担当・新任は原則72歳未満、地域の実情により75歳未満。再任は原則75歳未満、地区民児協から要請がある場合77歳未満。（平成28年改選時に77歳まで引き上げ） 居住要件：なし 推薦準備会：あり→町会主体で地域の関係団体が参画し世話人会を開催し、推薦者を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯数の増加に伴い定員、現員とも増やしているが、現員増が定員増に追いついていない。 社協活動、募金の集金負担が大きいため、民生委員活動との牽引が必要である。 新しい若年層の候補者が、民生委員についてインターネットで検索すると「活動が大変である」等のマイナス面の情報が出てくるため、委嘱を躊躇する場面がある。 公募や退職の節目になる年代へのポストイングも検討したが、地域密着型の活動のため町会と良好な関係を築けている人でなければ定着しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 一斉改選後も委員委嘱を継続し、充足率を高めている。 候補者には民生委員経験者が訪問し活動内容等を説明した上で、就任依頼するようにしている。 広く市民に民生委員活動を理解してもらおうため、パンフレットには具体的な活動事例を簡潔に紹介している。 推薦準備会を特定の日に同一会場で一斉開催し、行政職員も立ち会い連携して推薦していた時期があった。
3	京都府 京都市	1,409,702人 719,513世帯	2,724人 (99.9%)	<ul style="list-style-type: none"> 事務局：行政直営（担当：実2人、常勤換算1人） 区域担当の平均年齢：63.5歳→少しずつ高齢化している。 区域担当・新任：20.8% 区域担当・就労あり：50.7% 年齢要件：あり→原則65歳未満、特例75歳未満。 居住要件：なし 推薦準備会：あり→町会主体で民生委員、社協、学校関係者等が参画し、推薦者を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 年齢要件を厳格に運用しているため、若年層の担い手確保に苦慮している。 	<ul style="list-style-type: none"> 定員の見直しは、世帯数の増減だけでなく地域の要支援者の状況等を単位民児協の会長から聞いた上で行っている。1人あたり220世帯未満は減員、330世帯超は増員を検討し、行政と地域で合意形成後に増減を実行する。 概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等の安否確認や相談活動を行う「老人福祉員制度」を設置し、民生委員と連携して活動している。ことから民生委員になる人、民生委員退任後に老人福祉員になる人が多数いる。

³ 人口・世帯数は、総務省「令和2年1月1日住民基本台帳人口（総数）」による。

No.	対象地域	人口・世帯数	民生委員現員数(充足率)	地域特性、民生委員委員の現状 (令和元年12月一斉改選)	民生委員の担い手確保の課題	民生委員の担い手確保に関する取り組み
4	香川県 仲多度郡 琴平町	9,032人 4,292世帯	33人 (97.1%) ※現役委員 の死去による 欠員1	<ul style="list-style-type: none"> 事務局：行政直営（担当：実3人、常勤換算1.5人） 区域担当の平均年齢：70歳→少しずつ高齢化している。 区域担当・新任：1/3程度 区域担当・就労あり：1/3程度→大半は、農業、自営業である。 年齢要件：あり→75歳未満をめやすとしている。 居住要件：なし 推薦準備会：なし 	<ul style="list-style-type: none"> 若年で就労している世代からの担い手確保は難しいため、リタイア後の70歳前後を中心に担い手を探している。 民生委員の担当地域が決まっているため、一地域に複数の適任者がいても全員を委嘱できない。 所管部署以外の行政職員の民生委員活動への理解が十分でないため、過度な期待から負担を強いる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 75歳の定年までは再任を原則とし、一斉改選後すぐに次の退任者数を見込み3年かけて候補者を採す。 候補者には退任予定の委員が訪問し活動のプラス面をアピールしながら就任依頼している。 候補者には町担当者が個別訪問し、関係機関へのつなぎ役で抱え込む必要はないこと、活動のプラス面をアピールしながら就任依頼している。あわせて、退任予定の委員からも口添えをしてもらう。 民児協の会長、副会長、女性部長等のベテランが新任委員向けの懇談会を主催し、町担当者も参加している。 過剰な広報活動は、活動のマイナス面を広めることにつながるおそれがあるので、回数や方法は慎重に検討している。
5	大分県 大分市	478,393人 222,299世帯	860人 (97.1%)	<ul style="list-style-type: none"> 事務局：市社協（担当：2人） 区域担当の平均年齢：66.6歳→少しずつ高齢化している。 区域担当・新任：38% 区域担当・就労あり：30.6%→自営34人、正規雇用9人、非正規雇用121人 年齢要件：あり→原則75歳未満。 居住要件：なし 推薦準備会：あり→自治連絡協議会、校区民生委員の代表者、PTA会長、公民館長、学校校長、婦人会等が参画し、推薦者を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会長の民生委員活動への理解が十分でないため、自治会からの推薦時の説明と実際の活動内容に乖離が生じ、委員の負担になる場合がある。 市担当者が民生委員活動への理解を得るために地域を回りたいが、1人なので限界がある。 福祉制度の変更が頻繁で複雑なため、委員の負担感が高まっている。 引きこもり等、委員としてどこまでかわければよいか迷う内容の相談が増え、委員の負担感が高まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市の管理職から「民生委員・児童委員支援担当者」を置き、24時間365日委員からの相談を受け付け、担当部署につなぐ仕組みがある。 「委員活動のめやすと考え方Q&A」を作成し、提案型ではなく「この場合はこうする」という断定型で記載し、委員が判断に迷わないようにしている。 庁内からの依頼事項は民児協事務局で集約し、民児協役員会に对应可否を確認し、調査や行事への委員の負担を軽減するようにしている。 前任者からの引継ぎが安全に円滑に進むよう、前任者の身分保障を検討している。

第2節 千葉県鴨川市ヒアリング結果

2-1 基本情報

(1)基本データ、地域特性

図表 118 基本データ

人口	32,673 人	高齢化率	37.9%
世帯数	16,165 世帯	面積	191.14 km ²
民児協事務局	市健康福祉部福祉課（担当者数：2 人）		
単位民児協数	4 区域	町会・自治会加入率	57.4%

（4 町合併によるエリアごとの特性）

- ・鴨川市は、昭和 46 年に安房郡鴨川町、江見町、長狭町が合併して市制施行し、平成 17 年に安房郡天津小湊町と合併した。
- ・農業を主産業とするエリアは自治会加入率が高く、現在も互助・共助、地域の支え合い、顔の見える関係がある。一方で、市街地では自治会加入率が低下し、組織として機能していないところもある。
- ・合併前の町単位の定員設定を踏襲したため、地域によって民生委員数の濃淡があり、あえて定員設定基準を統一していない。民生委員の推薦は自治会ごとに内規があるので、極力地域で定めたルールに沿って進めてもらうことを尊重している。

（事務局を担う行政の民生委員活動への理解）

- ・民児協事務局は行政直営で、市の事業として行政職員と民生委員と一緒に活動をしているので、活動内容や大変さについて行政職員も十分理解した上で担い手確保を進めている点は強みである。

（地区社会福祉協議会への民生委員の関わり）

- ・旧小学校ごとに地区社会福祉協議会（13 地区）が設置されている。民生委員はすべての地区で運営委員として参画しており、活動には濃淡があるがどの地区でも民生委員は活動の中心となっている。
- ・ここで地域住民と地域福祉活動を行うことで民生委員の顔を知ってもらうことができ、認知度を高めている。
- ・たとえば、市社協が主導して、地区社協の中に独居高齢者に弁当配布するボランティアグループを立ち上げている。このグループが独居高齢者を把握するために民生委員に相談したり、民生委員がグループにつないだりすることがある。民生委員がかかわり弁当が届くようになると、民生委員が独居高齢者から信頼を得るきっかけになり、訪問を継続する上でプラスに作用している。

（包括的支援体制における民生委員の役割）

- ・包括的支援体制を構築する中で、民生委員は「地域住民の複雑かつ多様化した相談支援

ニーズを受け止め、地域での課題解決や関係機関等へつなぐ役割」を担うものと位置づけている。

- ・民生委員は、中学校区単位で開催されている「地域ケア会議」に主要メンバーとして加わり、地域課題解決に向けて、また、自らの地域活動の幅と質的向上を図る機会として活動している。
- ・新任委員には地域ケア会議でケアマネジャーと顔合わせする機会をつくり、その後の活動での連携が円滑に進むように工夫している。

(2)民生委員の委嘱状況の年次推移

- ・直近3回の一斉改選はいずれも充足率100%だが、定数確保は非常に困難だった。

図表 119 民生委員数の年次推移

	平成25年12月			平成28年12月			令和元年12月		
	定員	現員	充足率	定員	現員	充足率	定員	現員	充足率
区域担当	70	70	100%	70	70	100%	70	70	100%
主任児童委員	8	8	100%	8	8	100%	8	8	100%
合計	78	78	100%	78	78	100%	78	78	100%

(3)民生委員の基本属性

(性別)

- ・民生委員活動に適性がある人を地域で考えて推薦してもらうので、性別は特に意識していない。
- ・主な推薦組織が自治会で、その構成員は男性が多いため、結果的に男性の推薦が多くなる傾向はある。

(年齢)

- ・改選の都度、少しずつ平均年齢は高くなっている。
- ・主な推薦組織が自治会で、区長まで終えた人が推薦される例が多いので、70歳前後で推薦される人が多い。
- ・地域からの推薦が難航し市が候補者を探す場合も、若年層は仕事の都合等で断られることが多いため、定年退職後の60歳以上の人から探すようにしている。

(新任・再任のバランス)

- ・新任の割合が高くなると民生委員活動の質を担保することが難しくなるため、市として改選時の新任者は定員の1/3程度に収まるようにしたいと考えている。
- ・この方針は民生委員とも共有されているため、改選時期が近づくと個人の意思を尊重しつつ、退任意向のある委員を他の委員が慰留する等のフォローをしてくれている。

(就労状況)

- ・就労ありは40%で、そのほとんどは農業、自営業である。
- ・全体会は月1回、平日午後に開催しているため、社員が参加するためには休暇を取る

必要がある。

図表 120 令和元年度の一斉改選で委嘱した民生委員の基本属性（令和元年 12 月）

	合計	性別		委嘱回数		就労状況		平均年齢
		男性	女性	新任	再任	あり	なし	
区域担当	70 100%	38 54.3%	32 45.7%	22 31.4%	48 68.6%	28 40%	42 60%	69 歳
主任児童委員	8 100%	0 0%	8 100%	2 25%	6 75%	3 37.5%	5 62.5%	59 歳
合計	78 100%	38 48.7%	40 51.3%	24 30.8%	54 69.2%	31 39.7%	47 60.3%	

※上段：人数、下段：%

2-2 民生委員委嘱の現状

(1)一斉改選時の選任プロセス

（一斉改選の主なスケジュール）

- ・一斉改選の主なスケジュールは以下の通りである。
- ・自治会で総会が開かれる 3、4 月になる前に、退任者の有無、新たな委員の推薦可否を自治会に伝えられるように留意している。

図表 121 一斉改選の主なスケジュール

時期	作業内容
前年 11 月	▶ 全体会で、市から民生委員に対して、任期が残り 1 年であること、年齢要件を満たす場合はぜひ活動を継続してもらいたいことを伝える。
1 月	▶ 民生委員の意向を確認し、退任希望者のうち健康状態や家庭・仕事の事情がない者について、市、民生委員から慰留する。 ▶ 改選で新たに委員を推薦すべき地域の推薦母体に対して、市から推薦依頼をする。
2 月	▶ 半数程度の地域からの推薦が終わり、残りの推薦が難航している地域について、市担当者が地域を回って適任者を探す（～7 月）。
4 月	▶ 県から市に推薦依頼文書を受領する。
7 月	▶ 民生委員推薦会を開催する。
8 月	▶ 県に適任者を推薦する。

（選任プロセスへの市の関与）

- ・市から自治会に選任依頼し、適齢・適任の人が見つからないと言われた場合、区長が地域からの苦情の矢面に立たずに済むよう、市担当者が自治会等から情報を得て、候補者を個別訪問して就任を打診している。
- ・自治会から候補者が挙がってこない場合、退任する民生委員、前任の民生委員、役所 OB 等に相談して候補者を抽出している。

- ・自治会から推薦された候補者についても、県への推薦前に市担当者が個別面談し、活動内容等について説明し、活動に対する理解を得ている。

(2)民生委員の推薦組織

(推薦母体の中心は自治会)

- ・民生委員の推薦組織は、自治会、民生委員である。
- ・合併前から、民生委員は地域の自治会・区から推薦してもらうことを基本としており、現在もこれを踏襲している。
- ・自治会加入率の高い地域は円滑に推薦できているが、自治会加入率が低下している市街地では推薦が難しい場合がある。
- ・民生委員の担当区域と自治会が 1:1 対応の地域では、委員交代が円滑に進みやすい。一方、複数の自治会から 1 人の委員を推薦する地域では、自治会の役員は 1 年単位で交代するため、自治会持ち回りで委員を推薦するというルールが引き継がれておらず、混乱する場合がある。

(推薦準備会)

- ・小規模のため、推薦準備会は設置していない。

(3)民生委員の選任要件

(年齢要件)

- ・千葉県に準じて要件を設定している。
- ・区域担当・新任：72 歳未満とし、75 歳を越える場合は理由書を添付する。
- ・区域担当・再任：78 歳未満とし、75 歳を越える場合は理由書を添付する。
- ・令和元年度の一斉改選時に、県の年齢要件が 1 期分引き上げられた。
- ・最新の要件に基づくと再任者は 80 歳まで活動できることになっており、実態としてはそれ以上でも活動できそうな人は数人いる。ただ、市としては、活動内容・量等をふまえ、80 歳を超えた人に依頼することは現時点では考えていない。

(居住要件)

- ・千葉県に準じて要件を設定している。
- ・2 年以上の居住が望ましいとしているが、候補者は長期に居住している人の中からしか推薦されないため、ほとんど制約にはなっていない。

2-3 民生委員の担い手確保に関する課題

(民生委員活動と地区社協活動の融和)

- ・民生委員としての友愛訪問、安否確認に加え、地区社協の弁当配布ボランティア等も中心で動かざるを得ないケースがあり、負担感を高めている。
- ・地区社協での活動から民生委員になった人もおり、地区社協で運営委員やボランティアをして地域のつながりを強化することが民生委員としての活動に役立つ場合もあるため、活動量が過大にならないよううまく融和が図られるとよい。

(行政が依頼する事務の見直し)

- ・ 新任委員にとっては年1回の高齢者の生活実態調査の負担が大きいですが、民生委員しか把握していない地域の情報を提供してもらう事務は減らせない。ただ、形骸化している手当等の証明事務はその必要性を改めて検討し、減らしてもよいのではないかと。
- ・ 行政各部署から民生委員への依頼は、所管の福祉課を通し必要性を検証する形を取っているが、教育委員会や薬物乱用防止委員等、依頼が多岐にわたっている。民生委員の負担軽減のため、できるだけ他の業務を依頼しないようにする必要がある。

図表 122 民生委員の担い手確保に関する課題 (行政アンケート回答)

(非常に大きな課題)

- ・ 民生委員の業務量が多く負担である
- ・ 民生委員の役割・業務内容が負担である
- ・ 高齢者の就労率が高くなり適任者を探しにくい
- ・ 地域が高齢化して適任者を探しにくい
- ・ 市区町村の人口が減少して適任者を探しにくい
- ・ 適任者は地域活動で役職を受けており、民生委員を受ける余裕がない
- ・ 適任者がいてもボランティア・NPO 団体等のその他の社会貢献活動に流れてしまう
- ・ 第一次産業や自営業等に従事して居住地の中で働いている人が減っている
- ・ 年齢要件がある

(どちらかといえば課題)

- ・ 民生委員の制度や活動内容が知られておらず、住民の理解を得にくい
- ・ 仕事や介護、育児などの理由で時間的余裕のない人が多い
- ・ 町会・自治会等への加入率が低いと、適任者が見つからない
- ・ 推薦母体、民生委員推薦会などに地域に人脈のある人が少ない

2-4 民生委員の担い手確保に関する取り組み

(自治会推薦を補完する市担当者の個別訪問)

- ・ 自治会組織からの推薦が難しい地域は、市から地区社会福祉協議会や福祉関係に限らず地域団体組織、公務員 OB、教員等に働きかけて、適任者の推薦、就任依頼をしてもらい、市担当者が候補者を個別訪問して就任依頼している。

(生活支援体制整備事業における担い手候補の育成・掘り起こし)

- ・ 日常生活圏域(中学校区)ごとに配置する生活支援コーディネーターを中心として地域包括ケアシステムを構築する取り組みの中で、地区社協や生活支援サポーターなどのボランティアの中から、日常的に民生委員にふさわしいマインドを持つ人材を掘り起こし、民生委員改選時期に円滑な推薦に結びつけられるように工夫している。

(民児協で広報誌を発行し、民生委員が顔つなぎも兼ねて地域に配布)

- ・ 民生委員活動について理解を得るため、15年前から民児協で年1回広報誌を発行し、民生委員が担当地域の自治会区長に対面で配布している。

- ・これは、民生委員と自治会区長が顔の見える関係を築き、地域住民に民生委員活動を知ってもらいきっかけとなっている。
- ・こうした活動を通じて「民生委員は地域に必要な存在である」という認識が地域に広まると、次の推薦が円滑に進む。

(新任研修で市長が講師を務め、活動の重要性を伝達)

- ・新任委員の4月の研修は市長が講師を務め、民生委員活動の重要性を伝達している。

(民生委員同士の支え合い)

- ・民生委員同士は、もともと地域活動で知り合いだったケースも多く、新任委員が経験のある委員から活動に資する情報をもらっている。
- ・同じ地区社協で活動する身近なエリアの民生委員同士で、活動に当たったの悩みを相談し、支え合っている。

図表 123 民生委員の担い手確保に効果が高かった取り組み（行政アンケート回答）

(非常に大きな課題)

- ・民生委員、委員 OB に適任者探しを依頼している
- ・民生委員の活動マニュアルを作成・配布している前任者から十分な引継ぎを行う
- ・先輩委員や民児協会長が相談や悩みを聞く機会・場をつくる
- ・行政に民生委員からの相談を受け付ける窓口（業務時間内）を設置している
- ・行政に民生委員からの相談を受け付ける窓口（夜間・休日）を設置している
- ・行政に困難ケースへのアドバイスや行政・関係機関との調整を担当する専任職員を配置している

2-5 その他自由意見

(一斉改選時期の政府広報)

- ・一斉改選時期には、民生委員制度や活動内容について理解してもらえるような、大きなメディアを通じた政府広報を行ってほしい。

(一斉改選年度の市区町村の人員体制の強化)

- ・民生委員候補者の選任事務は地域福祉の重要な業務なので、当該年だけでも人的配置を厚くしてほしい。

第3節 神奈川県川崎市ヒアリング結果

3-1 基本情報

(1)基本データ、地域特性

図表 124 基本データ

人口	1,539,522 人 (R2.9.1)	高齢化率	20.31% (R1.10.1)
世帯数	750,949 世帯 (R2.9.1)	面積	144.4 km ²
民児協事務局	市健康福祉局地域包括ケア推進室 (担当者数：市1人、区9人) ※市・区民児協事務局は川崎市社会福祉協議会にある (担当者数：市1人、区7人)		
単位民児協数	56 区域 (行政区7区)	町会・自治会加入率	59%

(地域課題の多様性)

- ・地域課題は区によって異なり、町会加入率も地域によって大きくばらついており、民生委員の推薦が難しい理由は地域によって以下のようにさまざまである。
 - ワンルームマンションが多い地域、古くからの住民と新住民が混在している地域：町会が地域の状況を把握しきれないため。
 - タワーマンションが多い地域：世帯数は多いが、民生委員の必要性が理解されていないため。
 - 公営住宅が多い地域：住民が高齢化し、要見守りの人が多い一方、これに対応できる担い手が確保できないため。
- ・町会の加入率はこの10年間で10ポイント下がり、現在、全市で59%だが、地域差が大きい。南部は古くからの住宅地で町会の組織率が高いが、北部の新興住宅地や中部のタワーマンションエリアは、町会の組織率は低い。

(2)民生委員の委嘱状況の年次推移

直近3回の一斉改選の充足率は低下しており、定数確保は非常に困難だった。

世帯数の増加に伴い、定員、現員とも増やしているが、現員増が定員増に追いついていない。

一斉改選後も委員委嘱を継続し、少しずつ充足率を高めている。

図表 125 民生委員数の年次推移

	平成25年12月			平成28年12月			令和元年12月		
	定員	現員	充足率	定員	現員	充足率	定員	現員	充足率
区域担当	1,486	1,370	92.2%	1,610	1,405	87.3%	1,699	1,373	80.8%
主任児童委員	112	106	94.6%	114	109	95.6%	114	106	93.0%
合計	1,598	1,476	92.4%	1,724	1,514	87.8%	1,813	1,479	81.6%

(3)民生委員の基本属性

(性別)

- ・女性が多い傾向がある。
- ・民生委員を退任する際、後任者を同性から探すことが多いためか、男女比は従来から大きな変化はない。

(年齢)

- ・改選の都度平均年齢は高くなってきている。

(新任・再任のバランス)

- ・一度委嘱されると長く継続して活動する人が多いため、再任割合が高い。

(就労状況)

- ・就労ありは42.4%で、そのうち会社員は1割程度である。

図表 126 令和元年度の一斉改選で委嘱した民生委員の基本属性（令和元年12月）

	合計	性別		委嘱回数		就労状況		平均年齢
		男性	女性	新任	再任	あり	なし	
区域担当	1,373	498	875	360	1,013	582	791	66.5 歳
	100%	36.3%	63.7%	26.2%	73.8%	42.4%	57.6%	
主任児童委員	106	11	95	33	73	64	42	55.2 歳
	100%	10.4%	89.6%	31.1%	68.9%	60.4%	39.6%	
合計	1,479	524	993	393	1,086	646	833	
	100%	35.4%	67.1%	26.6%	73.4%	43.7%	56.3%	

※上段：人数、下段：%

3-2 民生委員委嘱の現状

(1)一斉改選時の選任プロセス

(一斉改選の主なスケジュール)

- ・一斉改選の主なスケジュールは以下の通りである。

図表 127 一斉改選の主なスケジュール

時期	作業内容
1～2月	➤ 市本庁が年齢要件等の推薦の方向性を決める。
2月	➤ 市内全域の町会役員が集まる会議に出向き、委員推薦の依頼、説明を行う。
4月	➤ 市本庁が推薦手続に必要な様式等を作成する。
4～5月	➤ 区役所から町会に依頼文書を配布する。
～8月	➤ 町会から候補者推薦を受ける（10月まで順次追加）。

時期	作業内容
8月～10月	▶ 民生委員推薦会を開催する。
10月末	▶ 国に適任者を推薦する。

(2)民生委員の推薦組織

(町会・自治会に依頼し、推薦準備会を開催)

- ・市→区→町内会・自治会に推薦依頼し、民生委員推薦区会の審査の後、市民生委員推薦会で推薦を行う。
- ・推薦区会に諮る前に、各町内会・自治会が主体となって「地区世話人会」を開催し、候補者を選出している。
- ・地区世話人会には、町内会自治会役員その他、民生委員、PTA、老人クラブや地域団体の役員が参加する。民生委員の担当区域が複数の町内会にまたがる場合及び同一町内会で複数の担当区域を持っている場合、まとめて開催して推薦する。
- ・町内会・自治会以外の組織や行政からの推薦を検討したこともあるが、民生委員になった後、地域の中で円滑に活動を継続するためには町会・自治会とのつながりが不可欠であるため、実施には至っていない。
- ・主任児童委員は民児協に推薦を依頼し、民児協内で完結して選任している。

(公募の検討)

- ・以前に、一部の町内会・自治会でチラシを配布して公募を試行したことがあった。
- ・しかし、活動希望者と町内会・自治会のマッチングがうまくいかず断らなければならぬケースや民生委員の立場を悪用しようとするケースがあったことから、本格実施には至らなかった。
- ・この経験から、退職年齢を迎える世代等へのポスティングも効果的な方策とは考えていない。

(3)民生委員の選任要件

(年齢要件)

- ・区域担当・新任：原則 72 歳未満、地域の実情により 75 歳未満とする。
- ・区域担当・再任：原則 75 歳未満、地区民児協から要請がある場合 77 歳未満とする。
- ・平成 28 年の一斉改選時に再任時の年齢を 77 歳未満まで引き上げて緩和した。
- ・平成 30 年度に民生委員を対象に実施したアンケート調査では、年齢要件は妥当との回答割合が高かったのが当面の見直しは考えていない。ただ、「年齢要件は妥当」との回答割合が 5 年前よりも下がっているが、「妥当でない」との回答の中で「年齢要件を引き下げたほうが良い」という回答割合が増えているので、引き続き年齢要件の妥当性については慎重に検討を続ける予定である。

(居住要件)

- ・設けていない。

3-3 民生委員の担い手確保に関する課題

(民生委員としての活動とそれに付随する活動の区分)

- ・民生委員からは、委員の本来活動よりも、それに付随する社協活動や募金集金の仕事が負担という声が多く聞かれる。この線引きをきちんとする必要がある。
- ・民生委員活動は地域福祉活動の側面を持っているので、社協活動に参画すること自体への理解は得られているが、社協活動が民生委員ありきになっている点が課題である。他の地域活動団体（町内会・自治会等）も存在するにもかかわらず、民生委員に負担の偏りがみられる。

(世帯数の伸びに定数拡大が追いつかない)

- ・世帯数が急増しており、民生委員一人あたりの担当世帯数も増えている。これに合わせて定数を拡大しているが、定数確保が追いついていない。

(充足率ありきの担い手確保は安定的な活動につながらない)

- ・充足率を高めるために地域との関係等を考慮せずに候補者を選定しても、地域での継続的な民生委員活動は難しい。

図表 128 民生委員の担い手確保に関する課題（行政アンケート回答）

(非常に大きな課題)

- ・民生委員の業務量が多く負担である
- ・民生委員の役割・業務内容が負担である
- ・仕事や介護、育児などの理由で時間的余裕のない人が多い
- ・町内会・自治会等への加入率が低いいため、適任者が見つからない
- ・転出入が多く、地域をよく知る住民が少ない
- ・推薦母体、民生委員推薦会などに地域に人脈のある人が少ない
- ・適任者は地域活動で役職を受けており、民生委員を受ける余裕がない
- ・大規模マンションの増加、地縁の希薄化等、居住形態が変化している
- ・欠員が固定化し膠着状態である

(どちらかといえば課題)

- ・民生委員の制度や活動内容が知られておらず、住民の理解を得にくい
- ・高齢者の就労率が高くなり適任者を探しにくい
- ・年齢要件がある
- ・地域が高齢化して適任者を探しにくい
- ・新しい若いなり手が、民生委員についてインターネットで検索すると、ネガティブな情報がでてくるため、躊躇されることがある

3-4 民生委員の担い手確保に関する取り組み

(民生委員の活動を事例ベースで紹介し、様々な方法で地域に配布)

- ・民生委員活動は分かりにくいいため、広報パンフレットでは、一人暮らし高齢者の訪問や会食会への参加、相談を受けた行政へのつなぎといった実際の活動内容を具体的に簡

潔に紹介するようにしている。

- ・広報パンフレットは、町内会・自治会に回覧したり、区役所や市役所退職者の説明会等で配布している。
- ・町内会・自治会に加入していない人にも広報するため、一斉改選時に新聞折り込みの市政だより1面に記事を掲載した。これをきっかけに問合せが数件入り、2人が推薦につながった実績がある。

(民生委員経験者からの働きかけ)

- ・町内会・自治会の会長が民生委員経験者の場合、活動内容を的確に説明することができ、推薦が円滑に進むことが多い。
- ・また、退任委員が同行して依頼することで推薦につながるケースもある。
- ・新規に依頼する際は、民生委員経験者から働きかけをすることが有効である。
- ・推薦協力依頼は、市の町会の会議、区の町会の会議に参加する。
- ・あとは、区の担当者が町会長と連絡を取り合って依頼することもあるが、そこまでしなくても推薦してもらえることもある。

(民生委員児童委員あり方検討委員会での担い手確保の検討)

- ・平成25年一斉改選での定員充足率が低かったことを受け、民生委員活動を支援するための環境整備に向けた課題を整理し、制度全体の見直しに関する提言をするため、学識経験者、民児協、社協、行政、関係団体の代表者からなる検討委員会を立ち上げた。
- ・平成26、27年度の2年間かけ、民生委員や町内会・自治会に対するアンケート調査を実施し、平成28年一斉改選に向けて活動負担の軽減、活動環境の整備、推薦制度・推薦基準の見直し、定数条例化、候補者・支援者・理解者拡大の地域づくりに関する提言を行った。³

(行政職員による町内会・自治会の推薦サポート)

- ・民生委員推薦準備会(推薦区会)に諮る前に、各町内会・自治会が主体となって開催する「地区世話人会」を、同日、同一会場で一斉開催し、それぞれに行政職員が入って推薦をサポートしていた時期があった。
- ・行政の職員数の制約から、現在は町内会・自治会に委ねている。

図表 129 民生委員の担い手確保に効果が高かった取り組み(行政アンケート回答)

(効果が高かったもの)

- ・民生委員の活動に関するポスターやパンフレットを作成している
- ・学校や地域の行事等に民生委員が参加して活動をPRしている
- ・分かりやすい活動事例や相談先を盛り込んだ候補者向けパンフレットを作成している
- ・行政担当者が推薦母体の主催する会議に出席し推薦協力を依頼している

³ 「川崎市民生委員児童委員あり方検討委員会」報告書(平成27年12月)、
[https://www.city.kawasaki.jp/980/cmsfiles/contents/0000067/67741/280121kenpuku1-\(1\).pdf](https://www.city.kawasaki.jp/980/cmsfiles/contents/0000067/67741/280121kenpuku1-(1).pdf) (2021年3月5日閲覧)

- ・行政担当者が推薦母体の事務局に出向いて民生委員活動を PR している
- ・民生委員推薦準備会を設置している
- ・新任委員に心構えや職務内容の研修を実施している
- ・新任委員に社会福祉分野の必要な知識に関する研修を実施している
- ・民生委員の活動マニュアルを作成・配布している
- ・民生委員の活動マニュアルをもとにした研修を実施している
- ・前任者から十分な引継ぎを行う
- ・先輩委員や民児協会長が相談や悩みを聞く機会・場をつくる
- ・行政の所管部署が民生委員の業務を集約し、必要性を検証して依頼している
- ・行政に民生委員からの相談を受け付ける窓口（業務時間内）を設置している

3-5 その他自由意見

（全国メディアを利用した広報）

民生委員の認知度が低いことが理由で民生委員が活動しづらかったり、推薦を受けても
られないことがあるため、全国メディアを利用した広報で民生委員の認知度向上や
イメージアップを図ってほしい。

以上

第4節 京都府京都市ヒアリング結果

4-1 基本情報

(1)基本データ、地域特性

図表 130 基本データ

人口	1,409,702 人	高齢化率	28.2%
世帯数	719,513 世帯	面積	827.83 km ²
民児協事務局	京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 (担当者数：実2人，常勤換算1人)		
単位民児協数	216 区域（行政区 11 区）	町会・自治会加入率	67.7%

(学区制度や伝統産業を背景とした担い手確保)

- ・京都市ではこれまで充足率 99%を維持してきたが、ここに来てこれを確保するのが苦しくなっている。
- ・これまで高い充足率が維持できたのは、京都市には独特の番組小学校制度があり、地域は学区を主体としてすべて自分たちで賄うという気風が今まで続いていることが一因と考えられる。また、京都市は、西陣織や京友禅、清水焼等の伝統産業が多く、分業体制で職住が一体化しており、それぞれの生活基盤に住んでいる人たちが地域を支えてきた。
- ・この数十年、伝統産業が廃れ、サラリーマンが増えて、地域の絆も薄れる中で高齢化も進んでいる。伝統産業と一緒に仕事をしている人同士だと、気心が知れているので活動しやすかったところ、色々な考えの人が出てきて、なり手を見つけるのが難しくなっている。

(2)民生委員の委嘱状況の年次推移

- ・直近3回の一斉改選はいずれも充足率ほぼ 100%を達成しているが、定数確保はどちらかといえば困難だった。

図表 131 民生委員数の年次推移

	平成 25 年 12 月			平成 28 年 12 月			令和元年 12 月		
	定員	現員	充足率	定員	現員	充足率	定員	現員	充足率
区域担当	2,323	2,319	99.8%	2,323	2,322	99.96%	2,322	2,318	99.8%
主任児童委員	405	403	99.5%	405	405	100.0%	406	406	100.0%
合計	2,728	2,722	99.8%	2,728	2,727	99.96%	2,728	2,724	99.9%

(3)民生委員の基本属性

(性別)

- ・選任に当たって特に意識はしていないが、女性が71.2%となっている。

(年齢)

- ・高齢者の就労が進み、新任者の年齢が上がってきていると感じている。これに伴い、平均年齢が上がりつつあると考えられる。

(新任・再任のバランス)

- ・75歳定年で退任する人を新任で補充する方針で、令和元年改選では新任は20.7%であった。

(就労状況)

- ・就労ありは50.7%で、従来から、自営業か雇用されているかを問わず伝統産業に従事する人や寺院の僧侶もおられる。
- ・直近3期でこうした仕事以外の民生委員も増えており、平日日中の行事や会議には参加しづらい実態があるので、民生委員同士でフォローしあったり、会議は夜間に開催したりしている。

図表 132 令和元年度の一斉改選で委嘱した民生委員の基本属性（令和元年12月）

	合計	性別		委嘱回数		就労状況		平均年齢
		男性	女性	新任	再任	あり	なし	
区域担当	2,318	668	1,650	482	1,807	1,175	1,143	63.5 歳
	100%	28.8%	71.2%	20.8%	78.0%	50.7%	49.3%	
主任児童委員	406	37	369	82	317	207	199	58.2 歳
	100%	9.1%	90.9%	20.2%	78.1%	51.0%	49.0%	
合計	2,724	705	2,019	564	2,124	1,382	1,342	
	100%	25.9%	74.1%	20.7%	78.0%	50.7%	49.3%	

※上段：人数、下段：%

4-2 民生委員委嘱の現状

(1)一斉改選時の選任プロセス

(一斉改選の主なスケジュール)

- ・一斉改選の主なスケジュールは以下の通りである。

図表 133 一斉改選の主なスケジュール

時期	作業内容
6月	➤ 市本庁から区への推薦依頼文書の発出
8月	➤ 市・区から推薦母体への候補者推薦の依頼
9月	➤ 推薦母体からの候補者推薦の〆切 ➤ 民生委員推薦準備会の開催
10月	➤ 民生委員推薦会の開催 ➤ 地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会への諮問・答申

時期	作業内容
	▶ 地方厚生局長への推薦名簿の提出

(2) 民生委員の推薦組織

(推薦母体は推薦準備会で、民生委員と連携)

- ・ 推薦母体は地区ごとに設置された推薦準備会である。推薦準備会は、社協、自治連合会・町会長、学校の校長、民生委員等で構成されている。
- ・ 候補者の推薦は、民生委員、委員 OB を中心に進める地域と、社協、町会長を中心に進める地域がある。前者の場合、退任を見据え 3 年間かけて選べるが、後者の場合、数か月で人選することになる。
- ・ 候補者が挙げた後は、前任の民生委員が訪問し、活動のポジティブな面をアピールしながら就任依頼している。
- ・ 区には担当者と係長、課長がいる。そこで学区会長からの意見を集約し、各行政区に本庁とヒアリングを行う。各単位民児協の事務長にも意見を聞いて、対応をする。
- ・ 小さなエリアで、行政区の課長、部長と民生委員のつながりが強い。会長会にも出てきている。京都府下になると、距離が大きく、連携がとりにくいかもしれないが、京都市においては連携できているので、お互いに意見が通りやすい。

(3) 民生委員の選任要件

(年齢要件)

- ・ 区域担当・新任：原則 65 歳未満、特例で 75 歳未満としている。
- ・ 区域担当・再任：75 歳未満としている。
- ・ 年齢要件は厳格に運用し、引き上げはしないし、75 歳定年も守る方針である。

(居住要件)

- ・ 設けていない。

4-3 民生委員の担い手確保に関する課題

- ・ 民生委員の制度や活動についての周知（ポジティブな情報）
- ・ 会社員や就労世代の民生委員のなり手確保
- ・ 民生委員の業務負担の軽減

図表 134 民生委員の担い手確保に関する課題（行政アンケート回答）

(どちらかといえば課題)

- ・ 民生委員の役割・業務内容が負担である
- ・ 仕事や介護、育児などの理由で時間的余裕のない人が多い
- ・ 高齢者の就労率が高くなり適任者を探しにくい
- ・ 年齢要件がある
- ・ 転出入が多く、地域をよく知る住民が少ない
- ・ 地域が高齢化して適任者を探しにくい

- ・ 第一次産業や自営業等に従事して居住地域の中で働いている人が減っている
- ・ 大規模マンションの増加、地縁の希薄化等、居住形態が変化している

4-4 民生委員の担い手確保に関する取り組み

(定年を迎える委員の後任探しに十分な時間を確保)

- ・ 京都市では年齢要件を厳格に運用しており、65歳までに委員に就任すると、健康、家庭・仕事の事情がない限り、75歳定年まで活動することが基本である。
- ・ このため、一斉改選時に次期退任予定者の大まかな人数、地区が把握できるため、3年かけて後任を探している。

(老人福祉員制度との相互補完)

- ・ 京都市独自で、市内在住の概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に安否確認や相談活動を行う「老人福祉員制度」を設置しており、日頃の見守りやサロンの実施等、民生委員と連携・協力して活動している。
- ・ 老人福祉員は民生委員を補佐するための制度ではないが、こうした地域で活動した経験を活かし、次のステップとして民生委員になる事例や、民生委員退任後に老人福祉員になる事例が数多く見られる。
- ・ 老人福祉員の定数は1,472名であり、定年はない。活動費21,300円/年を支給している。

(定数の見直しは行政と地域で十分協議)

- ・ 民生委員の定数設定と世帯数の増減は必ずしも連動させておらず、委員1人当たり220世帯を下回った場合は減員、330世帯を上回った場合は増員を検討することとしている。
- ・ その際、行政が単独で増員、減員を決めるのではなく、当該地区の民児協会長に支援が必要な世帯がどの程度あるか、地域の状況を聞き取り、増員の場合は候補者を見つけられそうか確認した上で定数を見直している。
- ・ 一定の準備期間をとって増員するので、地域の担い手確保の負担が軽減されている。

4-5 その他自由意見

(国によるPR活動の支援)

- ・ 民生委員候補者に活動を分かりやすく説明するためのPRパンフレットやポスターがあれば活用したい。

第5節 香川県仲多度郡琴平町市ヒアリング結果

5-1 基本情報

(1)基本データ、地域特性

図表 135 基本データ

人口	9,032 人	高齢化率	38.7%
世帯数	4,292 世帯	面積	8.47 km ²
民児協事務局	町住民福祉課（担当者数：実2人、常勤換算1人）		
単位民児協数	1 区域	町会・自治会加入率	60.8%

（高齢化の進展）

- ・どの地域も高齢化しており、若い世代に民生委員を依頼するのは難しい。
- ・若い世代が多い地域もあるが、自治会加入率が低く、地域のつながりが希薄化している。

(2)民生委員の委嘱状況の年次推移

- ・平成 25、28 年の一斉改選はいずれも充足率 100%だったが、令和元年の一斉改選は委員の急逝により欠員が1人生じている。
- ・定数確保はどちらかといえば困難である。

図表 136 民生委員数の年次推移

	平成 25 年 12 月			平成 28 年 12 月			令和元年 12 月		
	定員	現員	充足率	定員	現員	充足率	定員	現員	充足率
区域担当	30	30	100%	32	32	100%	32	31	96.9%
主任児童委員	2	2	100%	2	2	100%	2	2	100%
合計	32	32	100%	34	34	100%	34	33	97.1%

(3)民生委員の基本属性

（性別）

- ・男性が6割と多いが、少しずつ女性が増えてきている。
- ・高齢者世帯の訪問時に女性のほうがなじみやすいケースもあり、事務局としても女性の割合を高める方向で動いている。

（年齢）

- ・平均年齢は少しずつ上がっており、現在は70歳代の委員が多い。

（新任・再任のバランス）

- ・新任が1/5程度である。
- ・75～80歳を超えたり、体調を崩したりといった事情がない限り、再任を依頼している。

(就労状況)

- ・ 就労しているのは 12 人で、7 人は店舗経営等の自営業、5 人は事業所勤務である。
- ・ 40～50 歳代の就労している会社員に就任依頼するのは難しい。

図表 137 令和元年度の一斉改選で委嘱した民生委員の基本属性（令和元年 12 月）

	合計	性別		委嘱回数		就労状況		平均年齢
		男性	女性	新任	再任	あり	なし	
区域担当	32 100%	21 65.6%	11 34.4%	7 21.9%	25 78.1%	10 31.3%	22 68.8%	69.0 歳
主任児童委員	2 100%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	2 100.0%	2 100.0%	0 0.0%	62.0 歳
合計	34 100%	22 64.7%	12 35.3%	7 20.6%	27 79.4%	12 35.3%	22 64.7%	

※上段：人数、下段：%

5-2 民生委員委嘱の現状

(1)一斉改選時の選任プロセス

(一斉改選の主なスケジュール)

- ・ 一斉改選の主なスケジュールは以下の通りである。

図表 138 一斉改選の主なスケジュール

時期	作業内容
4 月	▶ 町から自治会への候補者推薦の依頼
5 月	▶ 県から町への推薦依頼文書の受領 ▶ 推薦母体からの候補者推薦の〆切
6 月	▶ 民生委員推薦会の開催
8 月	▶ 県に対する適任者の推薦

(2)民生委員の推薦組織

(地域からの情報をもとに行政担当者が候補者に打診)

- ・ 地域の自治会長、民生委員に依頼して、または、社協から福祉活動に参加している地域住民を紹介してもらい、行政担当者が候補者に打診する。
- ・ 新任の候補者に対しては、行政担当者が個別に訪問して活動内容等の説明を行っている。また、この時には必要に応じて、民生委員が同行し説明をフォローする。
- ・ 自治会からの推薦で、「この人になら自分の個人情報も教えてもよい」と思える人がいれば、委嘱後の民生委員活動も円滑に進む。一方、複数の自治会が含まれる区域では、役員交代の際に持ち回り推薦の引継ぎ等が円滑に行われておらず、推薦が難航する場合がある。

(3)民生委員の選任要件

(年齢要件)

- ・ 区域担当・新任：
- ・ 区域担当・再任：
- ・ 75歳をめやすとしているが、厳格な運用はしていない。
- ・ 高齢になっても働き続ける人が増えているので、主に70歳前後の住民から候補者を探している。ただ、あと2回の改選を経て、団塊の世代の次の世代になる頃には、人口が減り、この年代で候補者を探すのは難しくなるかもしれない。
- ・ 定年制も厳格に運用しておらず、最高齢で80歳の民生委員がいるが、新任で80歳の人を推薦することはない。

(居住要件)

- ・ 設けていない。
- ・ 地域からの情報をもとに人選するので、結果的には、居住期間が長く、地域に精通している人が推薦される。

5-3 民生委員の担い手確保に関する課題

(担当区域割の制約)

- ・ 一区域に複数の適任者がいても、一区域から1人しか委嘱できない。
- ・ 改選時に区域割を見直しても、次回以降でまた変動があるので、煩雑である。
- ・ 担当区域を広げ複数の委員で対応できるようになるとよい。面積は広がるが、委員同士で相談して活動できることもメリットとなる。

(広報活動のバランス)

- ・ 民生委員に関する広報活動をやりすぎると、活動のマイナスイメージも広がってしまう。このため、広報活動はあえて、年1回の啓発月間に町内のスーパーで民生委員がチラシやティッシュ配りをする程度に止めている。
- ・ 以前は、改選時に広報に委員の連絡先を顔写真付きで掲載していたが、現在は個人情報保護の観点から担当区域と氏名しか掲載していない。このため、住民からは民生委員の顔も分からず、活動への理解も進みにくくなっている。

(民生委員活動の必要性、やりがいの周知)

- ・ 地域にとって民生委員が必要だと感じれば推薦してもらいやすくなるが、現在は「民生委員活動は大変である」という情報が先行しているため、推薦が得づらい。
- ・ 民生委員の活動内容、やりがいが分かるのは実際に活動した人だけに限られている。

(行政職員の民生委員活動への理解)

- ・ 行政職員は異動があるので、民生委員担当以外は、民生委員の活動内容や大変さについての理解が不足している。
- ・ 民生委員は地域の色々な活動にもかかわっていることが多いので、行政から充て職やその他の仕事も依頼しがちである。

- ・また、民生委員は地域を1軒ずつ回り、行政より情報を持っているはずという誤解があり、民生委員から行政への問合せに丁寧な対応がとられないことがある。

5-4 民生委員の担い手確保に関する取り組み

(民生委員活動の説明方法の工夫)

- ・民生委員活動は大変というイメージが強いので、依頼時の説明では、定例会参加、世帯の見守り、行政や社協の福祉活動への協力といった最低限の内容をソフトに伝えるようにしている。
- ・現役の民生委員から、地域住民の悩みごとの相談相手で、内容に応じて行政や社協、関係団体につなぐ役割なので、一人で抱え込む必要はないということも最初に伝えるようにしている。

(懇談会や研修を通じた新任委員のフォロー)

- ・民児協会長、副会長、女性部長等のベテラン委員6人が中心になり、新任委員向けの懇談会を開催した。ベテラン委員が委嘱された当時、前任からの引継ぎが十分でなく不安だった経験を踏まえて、会議室ではなく喫茶店で気軽に話せるような場を設定し、行政職員も数人参加した。
- ・町社協で、新任委員を対象とした研修を実施し、社協との関わりや民生委員活動について実施した。
- ・県主催の民生委員研修における、県民児連の役員等の講演で、人とかかわることの楽しさ、感謝されることの充実感等、民生委員活動のやりがいについて知ることができると、活動インセンティブが高まる。

(地域の他の団体との役割分担)

- ・募金活動は慣れるまで負担感が大きく、昨今は住民から「何の役に立つのか」と細かく聞かれることもある。
- ・民生委員の負担軽減のため、募金活動は、福祉委員や町内会長と合同で実施するようにしている。

5-5 その他自由意見

(会社員からの担い手確保方策)

- ・町外に働きに出ている人も多いので、民生委員活動等の際には優先できるという具合に民生委員が活動しやすいよう事業所(社会全体)に民生委員制度の理解をいただく取り組みが必要である。
- ・地域に根付いた企業から地域貢献として民生委員を出すことには意義があるかもしれないが、琴平町の場合、ホテル、製造加工、小売り、観光等に業種が偏っており、企業にどのような動機付けをすると効果的かは分からない。

第6節 大分県大分市ヒアリング結果

6-1 基本情報

(1)基本データ、地域特性

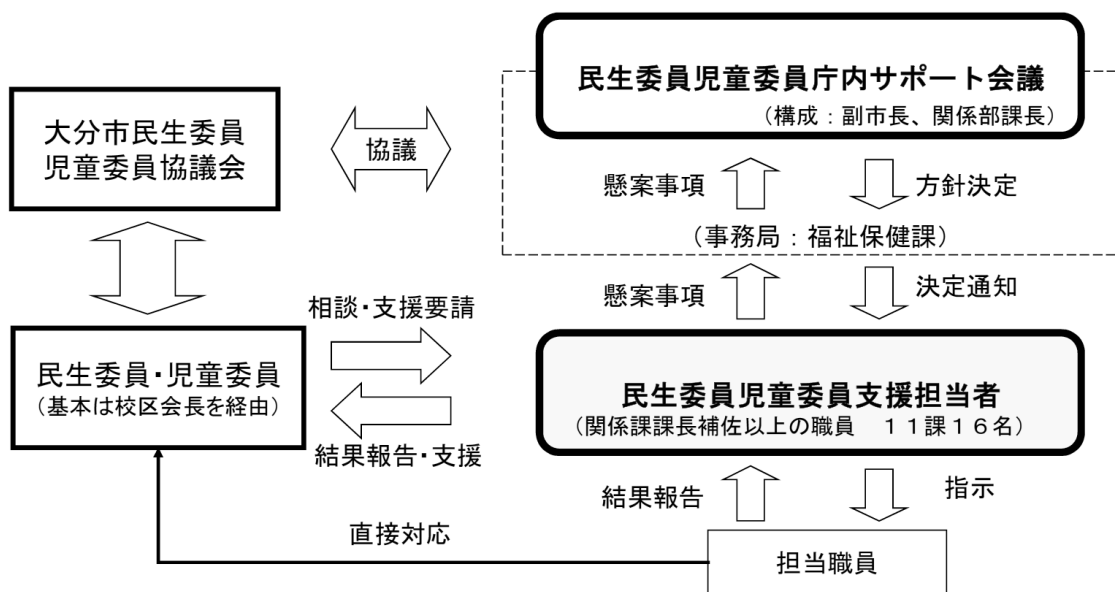
図表 139 基本データ

人口	478,393 人	高齢化率	26.9%
世帯数	222,299 世帯	面積	501.2 km ²
民児協事務局	大分市社協（担当者数：2 人）		
単位民児協数	44 区域	町会・自治会加入率	87.9%

（市として民生委員児童委員庁内サポート体制を構築）

- ・ 民生委員が地域で円滑かつ効果的に活動ができるよう支援するため、平成 22 年 12 月に「民生委員児童委員庁内サポート会議」を立ち上げ、関係各課に民生委員支援担当者を配置している。
- ・ 困難事例を抱える民生委員に対し、庁内で連携を図り、早急に対応できるよう、福祉保健部等の関係課課長補佐以上の職員 11 課 16 人が民生委員の問合せに対応する窓口となり、民生委員には自宅連絡先、支援担当者間では携帯電話番号を交換し、常時対応している。
- ・ 最初に相談を受けた支援担当者が最後まで責任をもって対応し、関係課、関係機関との調整、担当者の現地派遣等を行い、対応結果を民生委員に報告するとともに、報告書を作成している。

図表 140 大分市民生委員児童委員庁内サポート体制



(2)民生委員の委嘱状況の年次推移

- ・直近3回の一斉改選は充足率97～98%で、定数確保はどちらかといえば円滑に行うことができた。

図表 141 民生委員数の年次推移

	平成25年12月			平成28年12月			令和元年12月		
	定員	現員	充足率	定員	現員	充足率	定員	現員	充足率
区域担当	754	745	98.8%	774	756	97.7%	795	772	97.1%
主任児童委員	91	90	98.9%	91	87	95.6%	91	88	96.7%
合計	845	835	98.8%	865	843	97.5%	886	860	97.1%

(3)民生委員の基本属性

(性別)

- ・民生委員活動に適性がある人を地域で考えて推薦してもらうので、性別は特に意識していない。
- ・現在は、女性が3/4を占めている。

(年齢)

- ・平均年齢は少しずつ上がってきており、現在は66.6歳である。
- ・概ね75歳を定年とし、次世代の担い手確保の観点からも意識的に入れ替えを行うようにしている。
- ・定年を設けることには長短があるが、「大変だが、定年までは頑張っ活動する」というインセンティブになっている委員も多い。

(新任・再任のバランス)

- ・新任は3、4割で、大きな変化はない。

(就労状況)

- ・区域担当の民生委員のうち、就労ありは30.6%である。このうち半数以上はパート、非常勤で、残りは、ある程度、時間の融通が利きやすい自営業・農業と会社員が同程度の割合である。
- ・民生委員は平日日中に活動する場合もあるので、常勤の会社員等については就任に当たり職場からも承諾書を取得している。
- ・福祉専門職は職場の理解があり、引き受けてくれるケースが多い。

図表 142 令和元年度の一斉改選で委嘱した民生委員の基本属性（令和元年12月）

	合計	性別		委嘱回数		就労状況		平均年齢
		男性	女性	新任	再任	あり	なし	
区域担当	772	199	573	293	479	236	536	66.6歳
	100%	25.8%	74.2%	38.0%	62.0%	30.6%	69.4%	

主任児童委員	88 100%	8 9.1%	80 90.9%	27 30.7%	61 69.3%	42 47.7%	46 52.3%	59.5 歳
合計	860 100%	207 24.1%	653 75.9%	320 37.2%	540 62.8%	278 32.3%	582 67.7%	

※上段：人数、下段：%

図表 143 令和元年度の一斉改選で委嘱した区域担当の民生委員の就労状況
(令和元年12月1日現在)

職業	人数	割合
自営業	45	5.8%
会社員	50	6.5%
パート	121	15.7%
非常勤	13	1.7%
農業	7	0.9%
無職	536	69.4%
合計	772	100%

6-2 民生委員委嘱の現状

(1)一斉改選時の選任プロセス

(一斉改選の主なスケジュール)

- ・一斉改選の主なスケジュールは以下の通りである。

図表 144 一斉改選の主なスケジュール

時期	作業内容
前年10月～3月	▶ 定数の増減を調査する。
4, 5月	▶ 改選がある区域の自治会会長への説明を実施し、推薦依頼をする。
6～8月	▶ 推薦母体からの候補者推薦を受け付ける。
8月	▶ 民生委員推薦準備会を開催する。
9月	▶ 民生委員推薦会を開催する。 ▶ 地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会への諮問・答申を行う。 ▶ 地方厚生局長に推薦名簿を提出する。

(2)民生委員の推薦組織

(推薦母体は自治会)

- ・民生委員の活動は地域と直結しているので、自治会に推薦を依頼している。
- ・自治会には行政から様々な依頼をしているが、民生委員の選任が一番負担が大きいとい

う声が多い。

- ・自治会長が民生委員の活動についてあまり知らず、地域のつながりも希薄化している現状で、民生委員の適任者を見つけるのが難しくなっている。
- ・民生委員と自治会が円滑に連携できている地域では、民生委員が自治会長をフォローして候補者を選んでいるが、2、3割の地域では、自治会が「福祉のことは民生委員に任せている」というスタンスで連携が十分でなく人選に苦勞している。
- ・行政が民生委員活動の説明やフォローに入りたいが、地域の関係者が一堂に会する場が少なく、行政担当者も限られているため、校区会長会で協力依頼するにとどまり、その先の自治会単位での十分な対応ができていない。
- ・主任児童委員は、校区から2、3人を選任する形なので、区域担当に比べてどの自治会から候補者を出すかの調整が難航する場合が多い。

(校区単位で推薦準備会を開催し、民生委員の存在を周知)

- ・推薦準備会は校区（おおむね中学校区単位）44ヶ所で開催している。
- ・準備会は、校区内の自治連絡協議会、民生委員代表者、PTA 会長、公民館長、学校の校長、婦人会役員等で構成されている。
- ・準備会で、地域の関係者に「校区の民生委員はこの人」ということを認知してもらうことに意義がある。
- ・準備会は地域主体で開催し、行政職員は参加しない。
- ・準備会からの推薦内容を踏まえて推薦会で要件確認等を行い、推薦名簿を確定させる。推薦会は、市議会議員、民児協の代表、社会福祉事業に関係ある者、教育関係者で構成し、行政職員も参加している。

(3)民生委員の選任要件

(年齢要件)

- ・区域担当・新任：原則 75 歳未満としている。
- ・区域担当・再任：原則 75 歳未満としている。

(居住要件)

- ・設けていない。

6-3 民生委員の担い手確保に関する課題

(地域に入り込んだ活動 PR にかかる行政の人員不足)

- ・ホームページや市の広報誌、校区社協だより等で民生委員活動の紹介をしているが、情報量が限られ、多くの市民は民生委員と接点がないため、効果的な PR となっていない。校区によっては民児協が「民生委員だより」を発行し、市報とあわせて配布する体制ができていますが、全域ではない。
- ・できれば、行政職員が地域に入り込み、きめ細かに民生委員活動の PR をして民生委員の知名度を上げたいが、民生委員担当は 1 人のため十分対応しきれないため、地域に候補者推薦の負担がかかっている。

(地域のつながりの希薄化と欠員の固定化)

- ・自治会加入率は地域によってばらついており、加入率が低く人口の流動性が高い市の中心部、繁華街等では欠員が固定化している。
- ・公営住宅が多い地域は地域の関係が希薄で、民生委員の担い手を見つけづらい。

(民生委員としての制度理解、多岐にわたる活動の負担)

- ・民生委員の年齢が上がっており、頻繁な制度変更や新しい制度創設に関連した知識のキャッチアップの負担が大きい。
- ・引きこもり相談等の多岐に渡る相談が寄せられるようになり、民生委員としてどこまでかかわればよいか迷うものが増えている。
- ・前任委員からこうした活動の大変さについて聞くと、推薦されることをためらう人がいる。

(適任者に地域活動の役職が集中)

- ・民生委員の適任者はすでに地域活動の役員等を受けている場合が多い。まだ仕事をしている場合、負担が過大になるため、民生委員、地域活動の役員のいずれかしか選べない。
- ・年度途中から民生委員も兼務するのは難しいため、候補者が確保できない場合、自治委員が民生委員を兼ねるケースもある。
- ・自治委員は、市報の配布等を行う任期2年の非常勤公務員で、90%は自治会長が兼務している。守秘義務の下で住民票関連や災害時の避難行動要支援者の情報を有しているが、その活動内容が民生委員と重複することはない。

図表 145 民生委員の担い手確保に関する課題（行政アンケート回答）

(非常に大きな課題)

- ・民生委員の業務量が多く負担である
- ・民生委員の役割・業務内容が負担である
- ・報酬がない、民生委員活動費が十分でない
- ・地域が高齢化して適任者を探しにくい

(どちらかといえば課題)

- ・民生委員の制度や活動内容が知られておらず、住民の理解を得にくい
- ・高齢者の就労率が高くなり適任者を探しにくい
- ・適任者は地域活動で役職を受けており、民生委員を受ける余裕がない
- ・欠員が固定化し膠着状態である

6-4 民生委員の担い手確保に関する取り組み

(新任委員をフォローするための前任者の身分保障の検討)

- ・新任委員が活動に慣れるまでの数か月、前任者が一緒に活動し円滑に引継ぎを進めるために、前任者の身分保障を検討している。新任委員の訪問に前任者が同行し、相談者等の個人情報に触れることがあってもトラブルを惹起しないためには、市から正式な役

職の位置づけがあったほうが良いためである。

- ・市内の一部地域では福祉協力員を配置しているの、民生委員にも協力員制度を創設することを検討したが、屋上屋を重ねた人員を配置することで活動内容が重複したり、連携が取りにくくなるリスクがあるので必要ないと結論に至った。

（「活動の目安と考え方 Q&A」の発行）

- ・民生委員が一人で抱え込むことがないよう前述の庁内サポート体制を構築するとともに、民生委員活動でよくある判断に迷う場面での対応方法をまとめた「活動の目安と考え方 Q&A」を発行している。
- ・ここでは、民生委員が、金銭預かりや救急車への同乗など、顔見知りの近隣住民との関係で対応に迷った時にどうすればよいかについて、「〇〇するとよいでしょう」ではなく、「〇〇してください」と断定系で対応方法を整理している。
- ・これを手元に置き、行政に問合せがあった場合も参照してもらうことで、民生委員の負担を軽減することができる。

図表 146 「大分市民生委員・児童委員 活動の目安と考え方 Q&A」の目次構成（抜粋）

1. ひとり暮らしの人の緊急入院や死亡の対応	P1	5. 子育て世帯の支援に関すること	P24
Q1-1 身寄りのない単身者がなくなったら？(生活保護受給者でない場合)	P2	Q5-1 虐待を受けているかもしれない。連絡先は？	P25
Q1-2 身寄りのない単身者がなくなったら？(生活保護受給者の場合)	P2	Q5-2 支援が必要と思う家庭だが、世話になりたくないと言われた時などの対応はどうすればよい？	P25
Q1-3 施設された家の中で倒れている人を発見したら？	P3	Q5-3 学校や市と連携して地域で支援したいが、個人情報の共有が難しい。民生委員・児童委員としてどのように関わればよい？	P26
Q1-4 施設された家の中で人が倒れているかもしれないと気づきかけは？	P3	Q5-4 少し孤立気味かな、と気になる親子がいるときは？	P26
Q1-5 施設された家の中で人が倒れているかもしれないと思った時の対応は？	P4	Q5-5 一般的な用事で子どもを預かってほしいと言われたら？	P27
Q1-6 救急車への同乗は？	P4	Q5-6 子育てサロンを活性化したいのですが？(マンネリ化して困っています)	P27
Q1-7 入院時の保証書や手術の同意書の署名を求められたら？	P5	補足 子育て世帯が利用できる施設・サービスの例	P28
Q1-8 急な入院時に生活用品の準備を頼まれたらどうすればよい？	P5	6. 「こんにちは赤ちゃん訪問」に関すること	P31
補足 消防署・警察署の連絡先	P6	Q6-1 一度きりの訪問でお役に立てる？	P32
2. 高齢者の支援に関すること	P7	Q6-2 若いお母さんやお父さんとうまく話せるでしょうか？	P32
Q2-1 見守りや訪問は何歳から？	P8	Q6-3 区域担当の民生委員・児童委員と一緒に訪問してもよい？	P33
Q2-2 世話になりたくないという人への対応はどうすればよい？	P8	Q6-4 突然の訪問で会ってもらえる？	P33
Q2-3 遺産相続の相談を受けた。このときの対応は？	P9	7. 証明に関すること	P34
Q2-4 虐待を受けているかもしれない。連絡先は？	P9	Q7-1 役所への申請手続き(児童扶養手当等)に伴う証明を求められたら？	P35
Q2-5 金銭管理に不安がある場合は？(浪費や消費者被害が疑われるなど)	P10	Q7-2 どのような場合に民生委員・児童委員の証明が必要？	P35
Q2-6 ごみ出し、掃除、洗たく、草取り、買い物、病院の付き添い及び送迎などを依頼されたら？	P10	補足 依頼する証明事務	P36
Q2-7 警察からひとり暮らし高齢者の引き取り依頼されたら？	P11	8. その他	P37
Q2-8 認知症が進行し、支援が必要と感じたら？	P11	Q8-1 主任児童委員の活動内容は？(区域担当との違いは？)	P38
Q2-9 認知症の方が行方不明になった場合の連絡先は？	P12	Q8-2 地域で支援対象者の情報を共有したいが、方法は？(個人情報の取り扱い)	P38
Q2-10 ふれあい対象者台帳とひとり暮らし実態調査の違いは？	P12	Q8-3 災害時に備えて日頃から取り組むことは？	P39
補足 高齢者福祉サービスの例	P13	Q8-4 避難行動要支援者名簿が、なぜ配布されるの？	P39
補足 地域包括支援センターの連絡先一覧	P14	補足 避難行動要支援者対策事業ってなに？	P40
3. 障がい者の支援に関すること	P15	Q8-5 金銭の取り扱いが伴う支援を依頼されたら？(買い物や銀行ATMでのお金の出し入れ等)	P41
Q3-1 支援が必要な人の把握ができない。どうすればよい？	P16	補足 「金銭の取り扱いが伴う場合の、民生委員・児童委員の支援の考え方について」の概要	P41
Q3-2 障がい者が困っている。相談先は？	P16	Q8-6 「保証人になってほしい」と言われたら？	P42
Q3-3 世話になりたくないという人への対応はどうすればよい？	P17	Q8-7 各種申請の代行を依頼されたら？	P42
Q3-4 地域で暮らす、住民との交流が難しい精神疾患の人への支援は？	P17	Q8-8 住民基本台帳カードを作りたいと言われたら？	P43
Q3-5 金銭管理に不安がある場合は？(浪費や消費者被害が疑われるなど)	P18	Q8-9 マイナンバーカードを作りたいと言われたら？	P43
Q3-6 虐待を受けているかもしれない。連絡先は？	P18	補足 マイナンバー制度の概要	P44
補足 障がい者の委託相談支援事業所の連絡先	P19	Q8-10 民生委員・児童委員の政治(選挙)活動は？	P45
4. 生活困窮者の支援に関すること	P20	補足 民生委員法及び民生委員法の解説の抜粋	P45
Q4-1 「生活が苦しい」との相談を受けたら？	P21	Q8-11 市役所の庁内サポート体制の役割は？	P46
Q4-2 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度における民生委員・児童委員の役割は？(民生委員が指導をしなければならぬの？)	P22	補足 庁内サポート体制のイメージ	P46
Q4-3 「お金を貸してほしい」と言われたら？	P22		
Q4-4 生活保護受給者が自動車を保険してよいの？	P23		

出所) 大分市提供資料

(行政から民生委員への依頼事項の調整)

- ・庁内関係各課から、民生委員に多くの調査協力、研修への参加等の依頼があるので、民児協事務局でいったん集約し、必要性を検証している。
- ・具体的には、行政からの依頼事項は民児協の役員会に諮り、承認が得られた依頼だけを民生委員に流すようにしている。

(民生委員の活動費の確保)

- ・民生委員の活動費として、年間 15 万円/人を支出している。

- ・前の市長が地域での対話集会で要望を受け、国基準を上回る活動費を支払うこととした。高齢でも就業中の人が多いので、就労収入と同程度の活動費が必要ではないか。

6-5 その他自由意見

(児童委員としての活動の重要性)

- ・民生委員活動は一般市民にはなじみがない。活動内容を知っていても、高齢者の支援をしているイメージが強く、子育て支援等の児童委員としての側面には目が向きにくい。
- ・主任児童委員と区域担当の児童委員の活動連携についても整理が必要である。

以上

第5章 民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組に関する提言

第1節 働きながら民生委員・児童委員活動を行うための環境づくり

今後の民生委員の担い手確保においては、仕事を持ちつつ働きながら民生委員活動を行える環境づくりが重要である。これまで、民生委員は、60歳定年退職後に委員になる人が多かった。また、町内会・自治会活動やPTA、ボランティア活動など地域活動に積極的に取り組んでいる人が民生委員に推薦されることが多かった。しかし、近年の高齢者は、年金支給開始年齢の上昇や高年齢雇用促進法改正による継続雇用等の影響により仕事を続ける人が増えてきており、若年層においても共稼ぎ・共働き家庭が増えてきており、民生委員の担い手確保が大きな課題となっている。

以下、その背景となる要因について述べる。

○年金支給開始年齢の65歳への上昇と平成25（2013）年の改正高年者雇用安定法施行により、定年年齢を65歳未満に定めている事業主は、定年制を廃止、65歳まで定年年齢を引き上げる、または65歳までの継続雇用制度を導入のいずれかの措置を講じることを企業に義務付けた。そのため、就労継続する高齢者が増加し、65歳高齢者の7割が就労している（令和2年度高齢社会白書）。

○また、今回の「民生委員アンケート調査」では、民生委員（区域担当）の年齢別委嘱者数をみると、「65～69歳」（37.0%）が最も多く、「70～74歳」（29.3%）、「60～64歳」（17.9%）が続いている。民生委員（区域担当）の就労状況別委嘱者数をみると、「就労なし」（58.2%）が「就労あり」（41.8%）に比べて多い。

○しかし、全民児連（2018）『全国モニター調査』では、「就労あり」の区域担当委員は35.3%、であったが、今回の調査では、区域担当委員が41.8%と就労している委員が増加傾向にある。今後、就労しながら民生委員をする人は増加していくものと思われる。

○2021年4月からは、さらに高年者雇用安定法が改正・施行され、個々の労働者の多様な特性やニーズを踏まえ、70歳までの就業機会の確保について、多様な選択肢を法制度上整え、事業主としていずれかの措置を制度化する努力義務を設けることとなった。今後、さらに定年退職後に民生委員となる人が減少することが予想される。

○また、従来、働きながら民生委員をしていた人は、自営業や農業の方が多い傾向にあった。今後は、企業で働いている人や福祉施設や事業所で働いている人も民生委員になって活動しやすい環境づくりが必要である。

- 本調査研究事業の「民生委員アンケート調査」では、民生委員の現在の職業（就業していない場合は前職）をみると、「会社員」（22.0%）が最も多く、「専業主婦・主夫」（15.4%）、「自営業」（13.8%）が続いている。
- 今回の市区町村アンケート調査結果において、民生委員（区域担当）の性別委嘱者数をみると、「女性」（55.7%）が「男性」（44.3%）に比べて多く、民生委員（区域担当）の新任・再任別委嘱者数をみると、「再任」（64.2%）が「新任」（35.8%）に比べて多い結果となった。
- しかし、「民生委員アンケート調査」では、民生委員の在任期間をみると、「1期目」（30.5%）が最も多く、「2期目」（21.8%）、「5期目以上」（17.4%）が続いており、2期目までの委員で過半数を超えている状況である。他の調査でも、同様に1期目と2期目の委員で多くを占める状況が報告されている。
- 今後、働きながら民生委員活動ができるような環境を作るためには、企業にとって雇用している人々が民生委員・児童委員をしていることによる企業メリットがあることが重要となる。
- 本調査研究事業の検討委員会では、民生委員をしている社員がいる会社には、指定管理者制度等の入札時において、地域ポイントが加点される仕組みについて、検討している自治体があるとの声があった。
- 富山県では、県庁や南砺市の職員が民生委員になる事例が生まれている。
- 大分市では、市役所退職予定者に向けた説明会において、民生委員についての説明会が行われている。
- 今後、自営業や農業従事者のみならず、企業や福祉施設、事業所等で従事している人々が働きながら民生委員として活動できる環境づくりが求められている。

第2節 ICTを活用した民生委員・児童委員の負担軽減

これまで民生委員・児童委員においては、高齢の委員が多く、ICTの活用は難しいと考えられてきた。しかし、コロナ禍によって、民生委員の訪問活動は自粛を求められ、従来のよ

うな対面による活動が限定され、地域活動においても創意工夫が求められている。このような状況下において、民生委員の定例会や研修会がオンラインで行われるようになっている。スマートフォンやタブレット等 ICT を活用した新たな民生委員活動が始まっている。

- タブレットは、高齢者施設における家族面会等でも活用されるようになっており、高齢者の利用も進みつつある。
- 総務省（2020）「令和 2 年情報通信白書」によると、我が国の「2019 年における個人のモバイル端末の保有状況を見ると、「スマートフォン」の保有者の割合が 67.6%となっており、「携帯電話・PHS」（24.1%）よりも 43.5 ポイント高くなっている。」とされ、モバイル端末全体では 81.1%の保有率である。
- また、総務省（2020）前掲書によると、我が国の年齢階層別ソーシャルネットワーキングサービスの利用状況（2019 年）は、60～69 歳で 51.7%、70～79 歳で 40.7%、80 歳以上で 42.8%となっている（参考：20～29 歳が 87.1%と最も高い）。
- 民生委員にとってもタブレットの使用は、高齢者等へ視覚的に情報伝達を行うことや、活動記録をタブレットで報告すること等によって、活動の負担軽減につながると考えられる。
- 既に、石川県や佐賀市において、タブレットを活用した民生委員活動が始まっており、地元大学と連携した事例も生まれている（コラム参照）。
- 地域においても、自治体と企業が連携したロボットやLINE等を活用した見守りサービスが家族間で普及しつつある（静岡県藤枝市等）。
- 「大阪府ええまちプロジェクト」では、大阪の高齢者の介護予防・生活支援に取り組む団体が、運営基盤強化や広報などの課題解決に取り組んでおり、「きんきうえぶ」（富田林市）が「高齢者が高齢者にスマホを教え社会とつながる。Win-Win のしくみづくりを呼びかけよう」という取り組みを平成 28 年度から実施している。
- コロナ禍で高齢者がスマートフォンやタブレット、パソコンを勉強する教室は人気となっており、地域の集いの場でも取り上げられるようになってきている。
- このような高齢者への ICT 活用の広がり、民生委員の活動にも ICT 活用という大き

な方向転換を示すこととなる可能性がある。

【コラム】ウィズコロナ～石川県野々市市民生委員児童委員協議会の挑戦～

令和元年一斉改選後、2月～5月まで野々市市民生委員児童委員協議会では、定例会や研修会が中止となり、思うように民児協の運営や事業実施ができない状況にあった。その間に野々市市民児協総務委員会（会長会）で今後の対応を協議した。

方向性として、民生委員の活動を継続していくために、タブレット端末によるオンライン化（ZOOMやLINE等）の活用を進めていくことが決まった。この導入の目的として、民生委員活動の強化、民生委員のなり手確保を目指す。

- 1 タブレット導入に向けての目的の明確
 - ①地域見守り体制の強化
 - ②Web会議の導入
 - ③業務の効率化
 - ④地域資源との連携

- 2 金沢工業大学との連携、タブレット使用にあたっての指導を依頼

- 3 Web検討委員会の設置（普及方針、説明会、貸与方法の検討）
 - ①タブレット脱落者を作らない、辞めさせない。
 - ②自己負担を増やさない。
 - ③活動を縮小させない。

- 4 年内100台の導入と金沢工業大学での2回の説明（11月、12月）

- 5 市の独自事業として予算化

石川県社会福祉協議会（2021）機関紙「社会福祉 1月号 vol.296」を参考に作成

第3節 学生・子どもたちへの民生委員・児童委員活動の周知拡大

第2章第3節で厚生労働委員会調査室の鈴木（2019）が「周知不足」を八つの民生委員活動の課題の一つとして取り上げていた。全民児連が博報堂と連携して実施した10～70代の『全国1万人調査』においても、約70%が存在を認知する一方で、9割が活動を知らないと回答している。「役割や活動内容まで知っている」は、わずか7.9%であった。このような状況から、以下のような取り組みが重要であることを指摘したい。

- 本調査研究事業の「民生委員アンケート調査」では、民生委員の認知度について、民生委員の制度や活動内容が知られておらず、住民の理解を得にくい（64.2%）であった。
- ライフサイクルのいずれかにおいて、民生委員について知る機会を設けることが必要である。
- これまで民生委員の負担軽減や広報を目的として、東京都や新潟市等「民生委員協力員」を配置する自治体もあった。
- 本調査研究における民生委員アンケート調査では、「新聞・テレビ等のマスコミを通じて民生委員の活動をPRしている」が実施している取り組みとして50%であったが、特に効果があった活動としては、5%程度と低い評価となっている。
- さらに、民生委員アンケート調査では、「インターネットを通じて民生委員活動をPRしている」が30%実施しているが、特に効果があった活動としては5%と低い評価である。行政アンケート調査では、この2項目について、いずれも低い評価となっている。
- 子どもや大学生が民生委員になることによって、若い世代に民生委員の認知を広げ、親世代にも周知拡大を図ることが可能となる。
- 大正大学（東京都豊島区西巣鴨）では、学生民生委員活動が始まっている。民生委員と一緒に活動するとともに、豊島区民社会福祉協議会と学生出前定期便等の活動を展開し、社会的孤立予防の活動を展開している。
- また、大阪府においては、平成28（2016）年度「民生委員・児童委員見える化プロジェクト」が行われ、大阪府立大学、関西学院大学、立命館大学の3大学と大阪市、堺市、

豊中市、茨木市、摂津市、四条綴市の6自治体が連携した取り組みが行われている。大阪府は、大学生インターンシップとして同プロジェクトを、2016～2018年度の3年間、各10日間取り組んでおり、若者への周知活動としても注目されるプロジェクトである。

○子ども民生委員活動は、徳島県で平岡国市によって創設されたものであり、昭和、平成と時代を経るに従い活動は縮小していったが、現在、改めて、その活動が活性化しつつある。徳島県石井町のように60年以上にわたって続いている活動がある一方、熊本県天草市社会福祉協議会では、平成27(2015)年から市内の約半数(10校)の小学校で子ども民生委員活動が展開されている。福岡県大牟田市中友小学校でも小学5年生に子ども民生委員の委嘱状が交付され、「認知症SOSネットワーク模擬訓練」や「街頭募金」などが行われている。

○また、社会福祉法人の地域公益的な取組として、東京都大田区の社会福祉法人大洋社が「おおたこども民生委員」の活動を展開している。

○本調査研究事業の検討委員会委員からは、国による周知を求める声が多かった。近年、東京都、静岡県、川崎市等において民生委員のあり方に関する報告書が作成されている。大分市のように、市役所全体で民生委員を支える体制を推進している自治体もある。地域共生社会の実現に向けて、民生委員は地域住民と行政や福祉関係者との関係を結びつける上で重要な役割を果たすことから、民生委員の認知度を高める取り組みが必要である。

第4節 年齢要件の緩和等による民生委員・児童委員の再任委員の確保策の検討

民生委員が任期1期で終わるのではなく、継続して委員活動を続ける再任委員の割合を高めていくことが求められている。そのためには、従来からの民生委員の年齢要件をさらに緩和し、委員活動を継続しやすい環境づくりを求めることが本調査研究事業において求める声が多かった。民生委員の平均年齢は、全民児連『全国モニター調査』では、区域担当委員の平均年齢が66.8歳、主任児童委員が58.8歳となっている。仕事を続ける高齢者も増えている(65歳の7割が就労：令和2年高齢社会白書)ことから、民生委員選任における年齢要件の緩和も検討課題の一つである。

○一斉改選時の現場の関心は、年齢要件(自治体調査から定年制の認識が強い)の緩和による現任委員の活動継続にある。

- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」（平成25年7月8日改正）では、「民生委員児童委員選任要領」において「また、男女比の極端な偏りがないよう留意するとともに、将来にわたって積極的な活動を行えるよう75歳未満の者を選任するよう努めること。なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるため留意すること。」とされており、これらを踏まえた対応が必要である。
- また、主任児童委員（55歳程度までを選任）経験者から地区担当民生委員を選任することで、比較的年齢の若い民生委員が確保されている。
- 今回の「民生委員アンケート調査」では、民生委員（区域担当）の年齢別委嘱者数をみると、「65～69歳」（37.0%）が最も多く、「70～74歳」（29.3%）、「60～64歳」（17.9%）が続いている。
- また、同調査では、民生委員の在任期間をみると、「1期目」（30.5%）が最も多く、「2期目」（21.8%）、「5期目以上」（17.4%）が続いており、再任が67.8%であった。
- 今回の市区町村アンケート調査結果において、民生委員（区域担当）の性別委嘱者数をみると、「女性」（55.7%）が「男性」（44.3%）に比べて多く、民生委員（区域担当）の新任・再任別委嘱者数をみると、「再任」（64.2%）が「新任」（35.8%）に比べて多い。
- 今回の調査では、再任委員は比較的高い結果であったが、民生委員が任期を重ねるごとにやりがいを見出す割合が高まっていることから、再任委員が増えていく取り組みが必要である。
- 本章第1節でも述べたように、今後、働きながら民生委員活動ができるような環境づくりが重要である。

第5節 担当区域を拡大し複数委員でその区域を担当する「複数人制」の導入

民生委員の担い手確保の課題は、地方における人口減少や都市部における急激な世帯数の増加という相反する要因のなかで、充足率の低下といった共通の課題を抱えるようになってきている。過疎地域では集落の高齢化、都市部ではタワーマンション建設等の急速な人口及び世帯数の増加によって、一定の地域で民生委員を選出することが難しくなっ

ている。都市部においては、民生委員の定数を増やしているものの、人口増や世帯増のスピードに追いつかず、定員未充足や民生委員・児童委員が不在の地域が生じている。以下、その現状と対策について述べる。

○例えば、人口減少の激しい地域では、集落全体の高齢化が進み後期高齢者のみの集落となっている地域もある。このような地域では、一定の地区から民生委員を1名選出することが困難となってきた。

○都市部では、タワーマンションの建設等によって、急速に人口増と世帯増が進んでいる地域がある。人口増や世帯増に対応して、民生委員の定数を増やしているが、他地域から新たに入居した人々が多いため、町内会・自治会に加入しない人やその地域のことについて知らない人が多く、民生委員の選任要件に合致しない場合が多く、民生委員の候補者を探すことに苦勞をしている。

○東京都民生委員児童委員連合会（2016）が「仲間とつくる 地域のつながり 東京版活動強化方策 民生委員制度創設100周年記念」において、その活動振興方策の5本の柱の一つとして、「チームで動く『班体制の確立』（近隣の委員同士がチームとなり、地域と向き合いながら、課題解決につなげます）」という方針を示している。

○また、全国民生委員児童委員連合会（2017）「民生委員制度創設100周年活動強化方策」において、「重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために」の（1）単位民児協の機能強化による民生委員・児童委員への支援⑤複数委員によるチーム活動、班活動の積極的導入」を示している。

○都市部においては、民生委員の欠員地区も多い。一方、地方における小規模高齢化集落においても、先述したように委員候補者がおらず、委員の選任が難しい地域が増え、その地域は増加傾向にある。

○このような状況から、区域担当委員が担当する区域を拡大し、大きな区域を複数人の区域担当委員が共同して担当する「複数人制」の導入も民生委員の担い手確保の方策として重要な視点ではないかと考える。

○近年、民生委員が支援をする高齢者や障害者宅を訪問する際には、一人暮らしの方も多いため、複数人で訪問することが一般的である。

○また、区域担当委員が福祉票で担当している方と関係が難しくなった場合には、他地区の委員が支援を行う等単位民児協で支援を検討する場合も多い。担当地区を複数人で担当することは、活動方策でも実際の活動面でも始まっており、仕組みとして導入することも可能ではないか。

第6節 委員会委員からのメッセージ

(1) 民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組に関する実態調査研究

鳴川市健康福祉部長
牛村 隆一

民生委員・児童委員は、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める奉仕者として、生活に様々な課題を抱えている人たちに寄り添った活動を担っていただいております。

しかしながら、その民生委員・児童委員の役割や活動は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉のほか福祉各分野の制度の動きや地域の実情に応じ、その活動範囲や内容も少しずつ変わってきています。

鳴川市では、地域福祉の推進にあたり、令和2年3月に実施した住民意識調査では、5年前と比較して、地域課題として、高齢者や引きこもり者の孤立化の進行、多問題を抱える世帯の増加が新たに上位を占め、今後、重要と思われる取組では、「何でも相談できる窓口などの相談体制が必要」との意見が顕著となっています。

この調査結果を見ましても、地域の中では、個々に支援が必要な住民への対応に加え、世帯単位に複雑かつ複合化した問題に対応する包括的な支援体制の構築が、益々重要度を増してきていると感じています。

国においては、社会福祉法の改正により、平成30年4月に施行された「包括的な支援体制の整備」、さらに令和2年6月に成立した同法改正により、「重層的支援体制構築事業」が位置づけられ、「相談支援」は欠かせない取組の一つとして明記されています。

その中で、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など対象者を問わず、住民に最も身近な行政（市区町村）単位で取り組む相談支援とともに、地域の中では、住民に身近な民生委員・児童委員の相談・援助活動は、とても大切な活動です。

そのためにも、民生委員・児童委員の役割を、地区社会福祉協議会活動や学校などの福祉教育の場など、様々な機会や場面で知っていただくことで理解促進が図られ、活動に幅や厚みも増していくものと思われまます。

私自身もこの「民生委員の担い手の確保に向けた取組に関する実態調査研究」に関わらせていただき、民生委員・児童委員活動の重要性を再確認し、活動のあり方や、活動しやすい環境づくり、負担軽減について考え、今後の活動支援に活かせるよい機会となりました。

地域共生社会の実現に向けては欠かせない民生委員・児童委員については、この実態調査研究報告書をもとに、全国の市町村で担い手の確保がこれまで以上に図られ、活動の充実はもとより、さらなる地域福祉の推進が図られることを期待しています。

(2)民生委員児童委員制度を次世代へ引き継ぐために

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 担当課長
古谷野 雅司

始めに、日頃から地域における素晴らしい活動に御尽力くださっている民生委員児童委員の皆さまに感謝申し上げますとともに、今回の検討委員会に参加させていただきました文京学院大学の中島先生、並びに大変参考になる御意見等を御教示くださいました委員の皆さまに感謝申し上げます。

本市では、近年、人口の増加に伴う定数増により民生委員児童委員の充足率が低下の一途をたどっており、新たな成り手の確保は喫緊の課題です。これまで、年齢要件の緩和などの取組を行ってまいりましたが、残念ながら充足率の向上には結びついておりません。

今回の検討委員会では複数の視点から議論がなされ、担い手の確保の取組に向けた提言をまとめています。これは、就労環境の変化やICTの活用などの社会変容も見据えた取組であり、今後の担い手確保に向けた指針となるものと考えます。この検討の中においても議論がありましたが、時代の変化とともに活動しづらい状況へとベクトルが向き、その活動には多くの御苦勞が強いられており、行政として、いまずぐに取り組むことができることは直ちに実行しなければという思いを強くしているところです。

民生委員児童委員は、行政の立場から言えば、地域福祉を推進するにあたって中心となっていたり重要な存在です。これは、住民にとって身近な相談役であり、見守り、支えてくれるすばらしい存在であるからにはほかなりません。私が接してきた民生委員児童委員の方々も、地域のことを深く考え、理解し、「地域のために」「住民のために」という強い思いをもって御尽力くださっています。しかし残念ながら、時代の変化とともに、特に本市のような都市部では、そういった認識が薄れつつあるのではないのでしょうか。

改めて、地域には身近に民生委員児童委員という頼もしい存在がいてくれていること、御高齢の方だけでなく、お子さんや子育て中の方などあらゆる世代のよき相談役を担い、見守り、寄り添ってくださっているということをもっと広く知ってもらい必要があります。併せて、いま支援が必要ではない方にも、いざ支援が必要になったときのため、また、新たな担い手としての意識を醸成するためにも、正しく理解してもらうことが必要です。そして、支援を受ける側や活動に関わる方々の正しい理解が活動しやすい環境を生み、支援につながった方々や、潜在的に地域貢献への思いを持つ方々が新たな担い手となってくれるような好循環を生み出すことが、民生委員児童委員制度の本来のあるべき姿につながると思っています。

今回、社会変容を見据えたあるべき姿への提言がまとめられましたが、今後も引き続き、時代の変化を的確に捉え模索しながら、日々、地域のため、住民のために御尽力くださっている民生委員児童委員の皆さまにとって活動しやすい環境を整え、次世代へ引き継がれるよう、新たな担い手を確保していくために尽力してまいりたいと考えておりますので、この決意表明をもってメッセージに代えさせていきたいと存じます。

(3)大分市における民生委員・児童委員の現状と担い手確保に向けた取り組み

大分市福祉保健部福祉保健課 課長
朝来野 浩

大分市は、人口約47万8千人の中核市です。民生委員定数は886人（区域担当795

人・主任児童委員 91 人) で改選当初 (R1.12.1) の委嘱者数は 860 人 (区域担当 772 人・主任児童委員 88 人) で充足率は 97.1% でした。

大分市においても、現民生委員の負担軽減と将来の民生委員の担い手確保は、長年の課題で大変苦慮しているところです。

現民生委員の負担軽減では、市役所庁内サポート体制を平成 22 年 12 月より構築し、11 課 16 人を民生委員支援員として任命し、365 日 24 時間困りごとがあれば相談等に対応するようにしています。また、活動におけるマニュアルがほしいとの要望が多いことから民児協と協議をし、よくある相談内容とその対応方法を分かりやすくまとめた「活動の目安と考え方 Q&A」を平成 25 年 4 月に作成し、全民生委員に配布しています。(現在第 5 版) これらの取り組みは、民生委員の安心感につながっているということで好評をいただいております。しかしながら、前回の改選時に行ったアンケート調査や国に報告する福祉行政報告例における活動件数から、民生委員本来の業務より「地域活動の参加」などが負担になっているとの意見が多数あったことから、その負担軽減に向けた検討も必要となっています。

次に、将来の担い手確保については、妙案が見つからないのが現状です。

本市では、担当区域の推薦を自治会長にお願いしていますが、地域コミュニティの希薄化・高齢化等により、民生委員の候補者が見つからず、自治会長の負担になっています。自治会長の任期が 2 年のところが多く、民生委員の活動内容への理解が十分でないため、候補者に対して自治会からの推薦時の説明と実際の活動内容に乖離が生じている場合があります。そのため担当職員が、民生委員活動の必要性ややりがいなどを地域に入って説明に回りたいが限界があります。さらに、選任にあたり新人の民生委員の不安解消策として、前任者からスムーズに引継ぎが行われるような体制づくりも必要と考えています。

今回この委員会に参加し、各市町村の実態や取組を聞く中で、担い手確保についてはどこも大変苦慮していることをあらためて実感できました。

地域共生社会の実現には様々な取り組みが必要ですが、特に地域の身近な相談相手である民生委員活動は必要不可欠であります。この民生委員制度を持続していくためには、若い世代、特に仕事をしながら民生委員活動ができる環境・仕組みを社会全体で作っていくことが必要があると感じました。委員の意見の中で出ていましたが、ややもすると、民生委員の大変さのみがクローズアップされているため、敬遠される傾向があることから、国を挙げて、民生委員の必要性ややりがいを PR していくことも重要です。

民生委員の方に日頃の活動に感謝し敬意を表するとともに、民生委員制度が末永く継続されるよう自治体職員として新たな決意をしたところです。

(4) 「民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取り組みに関する実態調査」に参加して

琴平町社会福祉協議会会長

越智 和子

これからの地域共生社会の実現に向けた施策の中で民生委員の果たす役割は大変重要なものと考えます。琴平町社協では「誰もが安心して暮らせる住民主体のまちづくり」に取り組む中で民生委員さんと連携した継続的な個別支援が新しい生活支援のしくみづくりにつながりました。制度で対応できない事例を通して、課題解決に向けた相談から地域の関係機関や行政との協議により新たなしくみをつくることができました。

過疎高齢化が進む中で、民生委員さんの担い手が困難な状況が次第に深刻化してきました。地域の中で単身高齢者への見守りや声掛け活動はその対象者が増加することで民生委員さんだけでは負担が大きくなってきたことから、民生児童委員協議会での協議や行政の理解の中で福祉委員制度を社会福祉協議会として創設しました。小地域の中で民生委員さんとの協力関係により支援の必要な人を見守る活動をお願いすることとしました。日常の中で地域の方々と地域づくり活動に参加していただく事で民生委員さんの存在や活動の重要性への理解につながっています。

地域包括ケアシステムの構築を考える中で民生委員活動や単位民協としての活動は不可欠です。民生委員活動への理解と協力ができる仕組みが必要と考えます。香川県では香川県社会福祉協議会が事務局となり社会福祉法人施設と市町社会福祉協議会と民生児童委員が参加した「香川思いやりネットワーク事業」に取り組んでいます。民生委員さんが複雑多様化した個別課題の解決に取り組む中で制度に当てはまらない課題があることがアンケート調査の中で数多く報告されました。そうした事例の解決にあたりこのネットワークが果たす役割も大きいものと思います。

今回の調査研究に参加させていただき、民生委員制度の重要性を再認識いたしました。誰もが我が事としてこれからの地域社会の豊かさや安全、安心に関心を持ち参加する社会が求められます。その中で民生委員さんへの期待は増すものと思います。社会福祉協議会はこれまで以上に民生委員さんとの連携を進めることはもちろんのこと民生委員活動への協力や民生児童委員協議会との共同により地域社会の福祉推進に寄与することが求められているものと思います。

(5)担い手確保のしくみづくり～地区に合わせて～

福島県民生委員児童委員協議会会長
篠原 清美

少子高齢化や人口減少によって、民生委員・児童委員の確保は重要な課題であり、今最も大事なことは、民生委員・児童委員がいない空白地区を作らないことです。

担い手の確保にあたっては、概ね75歳となっている定年を地区の実情に合わせて延長等ができるよう見直しを行うとともに、40才～60才代の就労者等が民生委員・児童委員として就任していただくことが不可欠になってきたと思います。そのためには、企業の協力や理解を得ながら無理せず活動できる環境づくりが重要です。

また、一部の行政や社協の民生委員協力員や福祉協力員の配置等を全国的なしくみとし、民生委員・児童委員と連携して住民の見守り活動等を経験した協力員が民生委員・児童委員に就任する等の確保の流れをつくる必要があると考えています。協力員は、女性団体や青年会議所・商工会等の協力を得て地域に居住する住民を委嘱する方法があります。

さらに、将来を見据えて、福祉教育の一環として中学生・高校生等の若年層に民生委員・児童委員が同行して訪問・見守り活動等を体験していただくなど、担い手のすそ野を広げる取組も大切なことだと思います。

最後に、民生委員・児童委員の活動を広く広報していただくことを願います。

(6) 民生委員のなり手不足を考える

京都市民生児童委員連盟 会長代行
井筒 隆夫

貴重な委員会に参加させていただきありがとうございました。

それぞれの地域の特性や成り立ちによって若干の違いはあるが、民生委員のなり手不足として、高齢化、仕事定年の延長、共働き、住民の減少あるいはマンション化等による急増、自治会加入率の低下、地域の間人関係の希薄化が共通して大きな問題であり、実感している。

解決策として、特効薬はないが、エリアを複数人で担当する（男性と女性、ベテランと新人、現役と退職者）が有効ではないか、又、国、地方行政、地区民生委員会がそれぞれもっと民生委員の広報につとめる事（今でも残っているが民生委員イコール生活保護世帯のネガティブイメージ、民生委員をやったよかった等ポジティブイメージ）公務員や仕事人が役を持ちやすい環境作り（退職公務員にもっと地域ボランティアに参加する様に勤める）民生委員の仕事の整理（民生委員しかできない事、民生委員でなくてもできる事、民生委員と共同してやる事）

民生委員の定年延長については、特効薬ではあるが、問題もあると思う、一時的には3年伸びるが、以後は同じ、又すでに弾力的に運用されている所もある。定年制については、人によっては定年を目標にそれまで頑張ろうとモチベーションになっている人も多い、定年が決まっているので、3年かけてゆっくり退職者と次の民生委員を探す時間があり、用意も出来る。やめる時を見極める事も大切である。

民生委員の選任については、民生委員でだけですべての人材を見つけるのは責任も重く大変だが、推薦準備会の有る事は、人材を見つけるために又、民生委員の判断に走らない様にするために必要である。しかし、あくまでも民生委員の事、地域の事を知る単位民生委員会が主体になり、民生委員OB、前任者、現役が準備会と相談し、決定すべきである。

未来については、コロナのためリモートワークも進み、コロナ後も定着発展し、職住一体化のはずみとなり、地域活動参加へと進む事を期待している。

(7) チャンプルー文化を楽しみながら新しい取り組みを

沖縄県民生委員児童委員協議会 理事、那覇第五民生委員児童委員協議会 会長
伊川 智子

那覇市は人口約32万人、世帯数約15万の中核市です。16の単位民児協があり、定数は各21人～33人で構成され約80%の充足率です。

沖縄県はチャンプルー文化としても知られているように住環境も変化に富み、単位民児協の活動地域を異なる文化や歴史を背景にして比較すると、必然的に福祉ニーズに違いがあり、それらを捉えて活動の在り方もそれぞれです。

「奇跡の1マイル・国際通り」周辺地域をテリトリーとする民児協では、商店街で働く住民の高齢化や県外から移住される方も多く、歴史的な地域行事の継承に苦慮しています。一方で高齢者を対象とした“ふれあいデイサービス”等が社協との協働で活発に行われています。米軍基地跡地に生まれた新しい街は、商業と住宅と文化的施設が充実し現役の若者世帯で活気があるも、人口流動性が高く、自治会の加入率も15～16%と低い状況で

あり、地域包括支援センターと協力しながら高齢者見守り訪問活動を工夫しています。

各民児協では、地域の実情に合わせて地域に溶け込み住民の一人として活動する中、各々課題も異なりますが「民生委員担い手確保」については共通の課題です。

今年度は特に地域住民への啓発活動の一つとして“広報誌の全戸配布”という大胆なことにチャレンジしました。16民児協の広報部会長で構成する部会では“全戸に配布は厳しい！”との反対意見もある中で、欠員対策のため周知の強化を図るという目的を理解してもらいながら進めてきました。

また、16民児協から成る民生委員連合会事務局では令和2年12月にHPを立ち上げましたが、当初、民生委員自身や対象となる住民も高齢者という理由で、インターネットからの情報発信効果に対し期待されていませんでした。

どちらもまだ始まったばかりで果たして住民への周知の効果はわかりませんが、全戸を訪問（又はポスティング）することで地域の様子が分かった、散歩気分で達成感がある、でも“チラシお断り”の張り紙にへこんでしまった等々の声が出ました。また、我が民児協の活動をHPへアップしようと活動記事の収集意識も変わりつつあります。

コロナ禍で余儀なく活動を自粛してきましたが、全戸配布をきっかけに蜜を避けた工夫を心掛け動き始めています。また、活動を自ら地域に見える化することへの勇気と、それに伴う新たなワクワク感を楽しむことも活動活性化への思わぬ波及効果となりました。

大きな社会貢献でなく小さな活動を楽しみながら取り組む、その連続が気づいたら誰かの役に立っていた、そんなゆるりとした負担感のない活動で良いと思います。定年間近の先輩方がイキイキと輝いて見えるのは、やり遂げた充実感でしょうか。地域に幸せな高齢者を増やすこと、そのためには私たち民生委員が幸せを感じられる活動を自ら工夫し実行することであり、ひいては担い手確保につながると思います。

その実現の為には、行政の福祉施策に具体的項目を掲げ、例えば、相談技法に関するスキルアップ研修等の人材育成が必要です。民生委員活動は“相談に始まり相談に終わる”と教わっています。民生委員は自らの社会生活の経験を生かして活動していますが、社会情勢は今や速いスピードで変革しています、日々自己研鑽ではありますが民生委員児童委員活動への支援を期待します。

(8)民生委員・児童委員活動への理解や関心のすそ野を広げる

社会福祉法人全国社会福祉協議会 民生部長
佐甲 学

全国民生委員児童委員連合会（以下、全民児連）においても民生委員のなり手の確保の問題は、重点活動のひとつとし、委員活動の負担軽減などの環境整備や広報活動の強化など様々な取り組みを展開しています。

今、町内会・自治会や防災組織をはじめとする地域のさまざまな組織への加入率が低下し、また組織や活動は継続することも難しくなっています。そうしたなかで、民生委員の充足率が95%を維持していることは、私は特筆されるべきことだと考えます。その意味では、一斉改選に尽力された民生委員、行政のご担当者、さらには地域の関係者の皆様に対して頭が下がる思いです。こうした方々の民生委員活動に対する思いや、活動への地域社会での役割や意義のご理解が民生委員制度を支えています。

全民児連では、2019年3月に10～70代の1万人（男女5000人ずつ）を対象に、

「民生委員」の印象や認知度についてのインターネットによる意識調査を実施しました。その結果では、約7割が民生委員の存在を知っているものの、9割以上が活動の詳細までは知らないと答えています。結果詳細は、全民児連のホームページでご覧をいただければと思いますが、多くの人々が持つ民生委員活動のイメージは、その存在は知っているし、地域での必要な活動と思っているが、その活動内容はよくわからない、身近な存在ではないというものでした。

このように考えると委員活動への思いや地域での役割を地域住民にいかにかに伝え、委員活動への理解や関心を持つ人々のすそ野をどのように広げるかが、委員のなり手確保のポイントのひとつだと思います。

その方法のひとつが広報活動の強化です。全民児連においても民生委員のやりがい伝える動画づくりやフリーペーパーの作成などのツールづくりに取り組んでいます。特に、様々な媒体での動画配信が一般化するなかで、その活用も有効だと考えています。また、この度、公益社団法人ACジャパンの支援により今年の7月からテレビや新聞などの広報媒体で民生委員活動の広告が始まります。こうした全民児連の取り組みと各地の民児協の取り組みと連動しながら、広報活動を強化していきましょう。

また、地域共生社会づくりが国の施策のなかで取り組まれています。地域住民や地域の福祉関係者や多様な活動組織・団体が地域の福祉の課題に関心や理解をもち、活動に参画することが求められています。つまり、地域福祉への地域住民の関心や参加のすそ野を広げていくことが求められています。民生委員のなり手の確保の課題も、こうした視点でとり上げ、地域の課題と共有化していくことが重要です。地域福祉計画では、委員活動の基盤整備も重要ですが、委員のなり手確保について多くの地域人々が知恵を出し合うような取り組みを広げていくことが大事だと思います。

民生委員活動のなり手の確保の問題は何か決めてがあるわけではありません。民児協も行政も一緒になって知恵を出し合ってまいりましょう。

おわりに

ここに「民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組に関する実態調査研究報告書」をまとめることができた。コロナ禍で多くの予定が変更されるなかで、この報告書をまとめることができ、多くの関係者の皆様に心より感謝申し上げる。

本報告書は、民生委員の担い手確保に関する課題とこれまでの取り組みを整理し、今後の対応策を提示することにあつた。これまでの民生委員に関する調査や委員会等の報告書を踏まえて現状を整理し、行政や民生委員アンケート調査やヒアリング調査を実施することで、担い手確保策の現状を明らかにすることができた。また、これらを踏まえ、第5章において民生委員の担い手確保策について提言を行うことができた。当初の事業目的は達成することができたと考えている。

残された課題としては、第5章でも触れているが、第一に、働きながら民生委員・児童委員活動を行っていくための環境づくりを進めていくこと。第二に、民生委員・児童委員についてライフサイクルのどこかで知る機会を設けること及び子ども・若者世代にいかに関知拡大していくか。第三に、ICT等を活用やチームによる複数人制を導入した民生委員・児童委員の負担軽減策の実施、等である。提言に盛り込んだ内容をいかに実践していくか。短期的に取り組める課題と中長期で取り組まなければならない課題がある。今後は、充足率のみに依拠しない、多様な視点から民生委員活動の支援に関する好事例を蓄積していくことが求められている。

ここで、本報告書作成にあたり、多くの皆様にご協力をいただいたことに感謝申し上げたい。

まず、厚生労働省社会・援護局地域福祉課には、市区町村アンケート調査、政令指定都市・中核市アンケート調査、都道府県アンケート調査をWEB調査で行う際に、打ち合わせの段階から全面協力をいただいた。心より感謝申し上げたい。

また、民生委員アンケート調査や検討委員会委員の選任等において、全国民生委員児童委員連合会には、多方面においてご協力とご配慮をいただいたことに心より感謝を申し上げたい。民生委員アンケート調査地を選定する際には、都道府県民生委員児童委員協議会事務局の皆様、市区町村民生委員事務局の皆様をはじめ、市区町村行政、社協事務局等多くの皆様にご助言、アドバイスをいただいた。感謝申し上げたい。

そして、コロナ禍で大変多忙にも関わらず、アンケートにご協力いただいた全国の市区町村、政令指定都市・中核市、都道府県の民生委員事務局の皆様にご心より御礼を申し上げます。調査票の回収率も高く、事務局の皆様の協力的な姿勢を深く感じることができ、本調査研究事業を成功することができたと考えている。

さらに、検討委員会の皆様には、オンライン会議のみの実施となったが、行政、社協、民生委員等の立場から、積極的にご発言をいただいた。ヒアリング調査地の選定にもアドバイスをいただき、委員の地域でヒアリング調査も受けていただいた。委員より本報告書

にメッセージをいただけたことは、報告書に内容面で厚みを追加することができたと考えている。

最後に、三菱総研高森氏には、調査設計から集計結果をまとめるところに至るまで、大いにご尽力いただいた。高森氏のご尽力がなければ、本調査研究事業は成立しなかったと言える。心より感謝申し上げたい。

本学法人の職員の皆様にも心より感謝を申し上げつつ、本報告書を締めくくることとしたい。

研究代表

文京学院大学 中島修

<引用・参考文献>

- ・川崎市民生委員児童委員あり方検討委員会（2015）『川崎市民生委員児童委員あり方検討委員会報告書』平成27年12月
- ・川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当/川崎市民生委員児童委員協議会『こんにちは民生委員児童委員です』（パンフレット）
- ・厚生労働省（2014）『民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する研究会報告書』平成26年4月
- ・厚生労働省雇用・均等・児童家庭局総務課長通知（雇児総発第0329第5号）「児童委員、主任児童委員の活動の推進について」平成29年3月29日
- ・厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知社援地発0327第14号「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」平成27年3月27日
- ・内閣府（2020）『令和2年版 高齢社会白書』
- ・中島修（2019）「民生委員制度100周年にみる民生委員の意義と役割」『文京学院大学人間学部研究紀要 Vol. 20』pp. 153～165
- ・岡山県民生委員児童委員協議会（2015）『あなたのまちの相談相手 もっともっと知ってほしい民生委員児童委員のこと』
- ・静岡県健康福祉部地域福祉課（2019）『民生委員・児童委員活動支援検討委員会報告書』令和元年7月
- ・鈴木菜月（2019）「民生委員制度の現状及び今後の課題」『立法と調査 2019.11 No. 417』参議院常任委員会調査室・特別調査室
- ・東京都福祉保健局（2019）『民生委員・児童委員活動に関する検討委員会報告書』平成31年4月
- ・東京都民生委員児童委員連合会（2016）『仲間とつくる 地域のつながり 東京版活動強化方策 民生委員制度創設100周年記念』
- ・東京都民生委員児童委員連合会（2020）『東京都民生委員・児童委員百年史』
- ・全国民生委員児童委員連合会編（2012）『民生委員児童委員必携第57集』
- ・全国民生委員児童委員連合会編（2013）『法定単位民児協活動実態調査2012報告書』
- ・全国民生委員児童委員連合会編（2014）「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」改訂第2版、平成26年4月
- ・全国民生委員児童委員連合会児童委員活動推進部会編（2015）「児童委員協議会活動の充実のために～20周年を迎えた主任児童委員活動の現状を踏まえて～」平成27年3月
- ・全国民生委員児童委員連合会編（2016）『単位民児協の手引き』平成28年3月
- ・全国民生委員児童委員連合会編（2016）『これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会中間報告書』平成28年11月
- ・全国民生委員児童委員連合会（2018）『民生委員制度100周年記念 全国モニター調査

報告書（別冊） 都道府県・指定都市別集計表』平成 29 年 11 月

- ・全国民生委員児童委員連合会（2018）『児童委員制度創設 70 周年全国児童委員活動強化推進方策 2017』平成 29 年 12 月
- ・全国民生委員児童委員連合会（2018）『民生委員制度創設 100 周年活動強化方策～人びとの笑顔、安全、安心のために～ 支えあう 住みよい社会 地域から』平成 29 年 7 月
- ・全国民生委員児童委員連合会編（2018）「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策 推進の手引き～『地域版 活動強化方策』の作成に向けて」平成 30 年 9 月
- ・全国民生委員児童委員連合会編（2018）『これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会報告書』平成 30 年 3 月
- ・全国民生委員児童委員連合会（2018）『民生委員制度 100 周年記念 全国モニター調査報告書第 1 分冊』平成 30 年 3 月
- ・全国民生委員児童委員連合会（2018）『民生委員制度 100 周年記念 全国モニター調査報告書第 2 分冊』平成 30 年 3 月
- ・全国民生委員児童委員連合会（2019）『民生委員児童委員百年通史』
- ・全国民生委員児童委員連合会（2019）『民生委員児童委員百年通史第 2 分冊』